

654

56



654-56



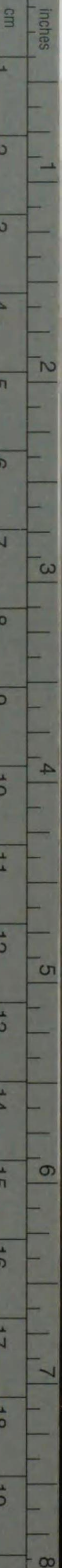
1200501571088

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



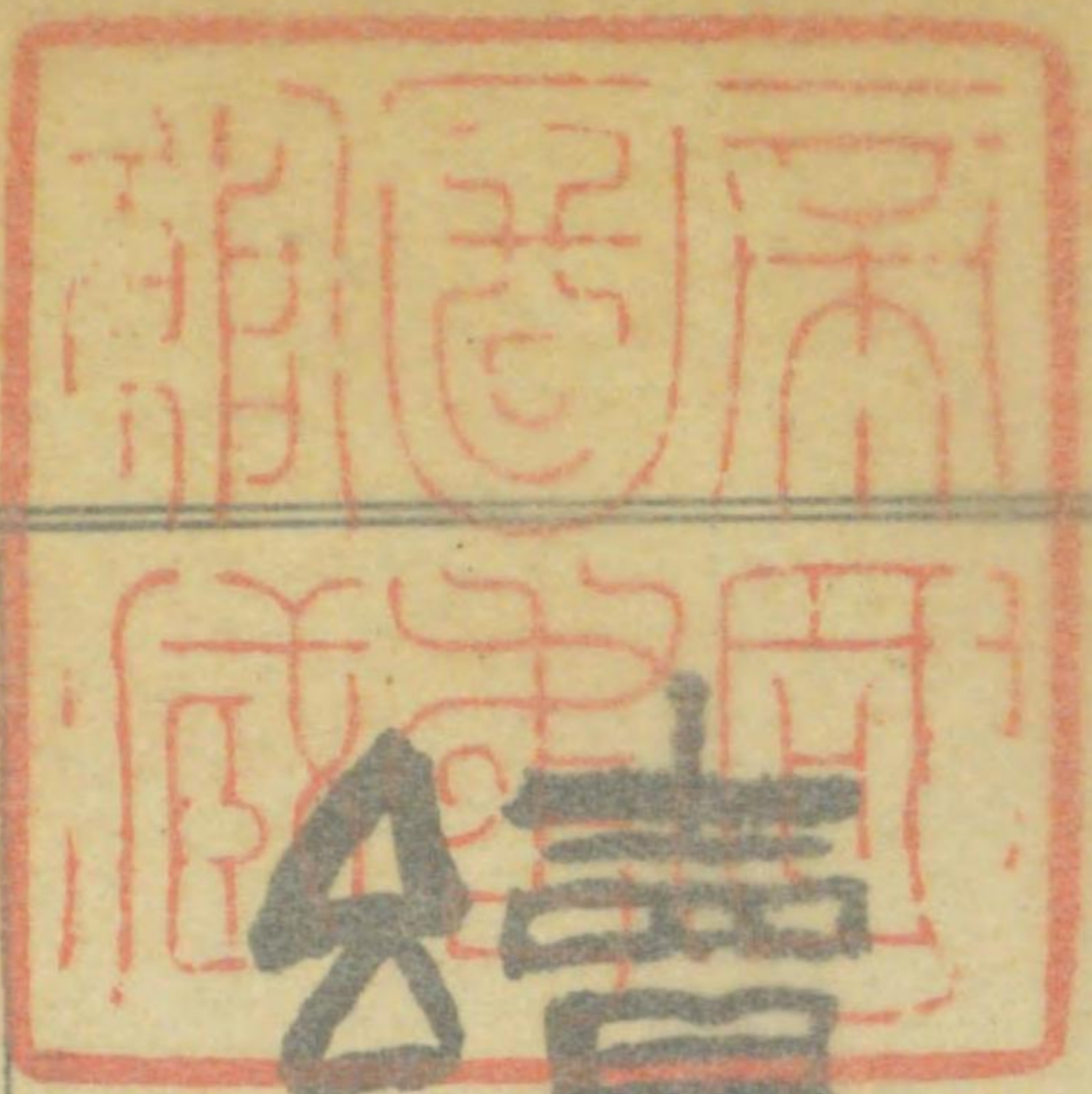
西文學
號3336
永久保存



289

內務省
4.12
正本





續國譯漢文大成



經子史部
第十二卷

資治通鑑

第十二卷



續國譯漢文大成



經子史部
第十二卷

資治通鑑

第十二卷

國譯資治通鑑第十二

目次

卷の第二百四 唐紀二十 一七〇

則天后 垂拱三年より四年に至る 永昌元年 天授元年より二年に至る

卷の第二百五 唐紀二十一 一七

則天后 長壽元年より二年に至る 延載元年 天冊萬歲元年 萬歲通天元年

卷の第二百六 唐紀二十二 三

則天后 神功元年 聖曆元年より二年に至る 久視元年

卷の第二百七 唐紀二十三 一九

則天后 久視元年 長安元年より四年に至る

中宗 神龍元年

卷の第二百八 唐紀二十四 四

中宗 神龍元年より二年に至る 景龍元年

卷の第二百九 唐紀二十五 一

目次

中宗

景龍二年より三年に至る……………一八三

睿宗

景雲元年……………二〇四

卷の第二百一十

唐紀二十六

睿宗

景雲元年より二年に至る……………二二一

玄宗

先天元年 開元元年……………二三八

卷の第二百一十一

唐紀二十七

玄宗

開元二年より五年に至る……………二五九

卷の第二百一十二

唐紀二十八

玄宗

開元六年より十三年に至る……………二九九

卷の第二百一十三

唐紀二十九

玄宗

開元十四年より二十一年に至る……………三三九

卷の第二百一十四

唐紀三十

玄宗

開元二十二年より二十九年に至る……………三七五

卷の第二百一十五

唐紀三十一

玄宗

天寶元年より六年に至る……………四一五

200
200

卷の第二百一十六

唐紀三十二

玄宗

天寶六載より十二載に至る……………四五三

卷の第二百一十七

唐紀三十三

玄宗

天寶十三載より十四載に至る……………四八九

肅宗

至徳元載……………五一〇

卷の第二百一十八

唐紀三十四

肅宗

至徳元載……………五二一

卷の第二百一十九

唐紀三十五

肅宗

至徳元載より二載に至る……………五五七

卷の第二百二十

唐紀三十六

肅宗

至徳二載 乾元元年……………五八九

卷の第二百二十一

唐紀三十七

肅宗

乾元二年 上元元年……………六二七

卷の第二百二十二

唐紀三十八

肅宗

上元二年 寶應元年……………六六五

目次

資治通鑑自卷第二百四至卷第二百二十二(原文)

卷第二百四 廣德元年 二月 丙辰 突厥の骨篤祿等 昌平に寇す。左鷹揚大將軍黑齒常之に命じ、諸軍を帥めて之を討たしむ。

卷第二百五 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百六 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百七 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百八 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百九 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十一 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十二 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十三 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十四 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十五 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十六 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十七 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十八 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百十九 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百二十 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百二十一 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

卷第二百二十二 廣德元年 三月 丁卯 皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

國譯資治通鑑第十二

文學博士

加藤

繁

譯并註

公田連太郎



卷の第二百四

唐紀二十

則天順聖皇后上の下

垂拱三年、春閏正月丁卯、皇子成美を封じて恒王と爲し、隆基を楚王と爲し、隆範を衛王と爲し、隆業を趙王と爲す。

二月丙辰、突厥の骨篤祿等昌平に寇す。左鷹揚大將軍黑齒常之に命じ、諸軍を帥めて之を討たしむ。

唐則天順聖皇后垂拱三年

【一】垂拱三年。西紀六八七年なり。

【二】皇子。睿宗、時に帝たり。故に成美等、皆、皇子と稱す。

【三】昌平。後漢の縣、廣陽國に屬す。隋、涿郡に屬す。唐、幽州に屬す。今の京兆昌平縣の西四十里。

三月乙丑、納言韋思謙、太中大夫を以て致仕す。

夏四月、蘇良嗣に命じ、西京を留守せしむ。時に尙方監裴匪躬、京苑を檢校し、將に苑中の蔬果を鬻ぎ、以て其利を收めんとす。良嗣曰はく、

「昔、公儀休、魯に相たるすら、猶ほ能く葵を抜き織婦を去れり。未だ萬乘の主、蔬果を鬻ぐを聞かざるなり」と。乃ち止む。

壬戌、裴居道、納言と爲る。五月丙寅、夏官侍郎京兆の張光輔、鳳閣侍郎・同平章事と爲る。

鳳閣侍郎同鳳閣鸞臺三品劉禕之、竊に鳳閣舍人永年の賈大隱に謂つて曰はく、「太后既に昏を廢し明を立つ。安んぞ朝に臨み制を稱するを用ひん。如かじ、政を返し、以て天下の心を安んせんには」と。大隱、密に

之を奏す。太后、悦ばず、左右に謂つて曰はく、「禕之は我の引く所なり。乃ち復た我に叛く」と。或るひと禕之を誣ふ、「歸誠州都督孫萬榮の金を受く。又、許敬宗の妾と私有り」と。太后、肅州の刺史王本立に命じて之

を推せしむ。本立、勅を宣して之に示す。禕之曰はく、「鳳閣鸞臺を経ざるに、何ぞ名づけて勅と爲す」と。太后大に怒り、以て制使を拒捍すと爲す。

庚午、死を家に賜ふ。禕之

【四】光宅に、少府監を改めて尙方監と爲す。

【五】京苑。西京の苑。

【六】葵を抜き織婦を去る。董仲舒曰はく、公儀休、魯に相たり、其家に之き、帛を織るを見、怒りて其妻を出す。舍に食して葵を茹ひ、慍りて其葵を抜き、曰はく、吾已に祿を食む。又、闔夫紅女の利を奪はんやと。

【七】永年。本、漢の曲梁縣、魏、廣平郡の治所と爲す。後改めて雞澤と爲す。仁壽元年、改めて永年と曰ふ。唐、洺州を帶ぶ。今の直隸省大名道永年縣。

【八】劉禕之は、北門學士より相と爲るに至る、故に然云ふ。

【九】歸誠州。貞觀二十一年、契丹の別部を以て、歸誠州を置き、松漠都督府に屬す。

【一〇】光宅に、祕書郎を改めて麟臺郎と爲す。

【一一】太子宮の司經局に、太子文學三人あり、正六品、文章に侍奉するを掌る。

【一二】巫州。貞觀八年、辰州の龍標縣を以て巫州を置く。京師の南四千一百九十七里、東都は四千九百六十里。今の貴州省黔中道遵義縣。

【一三】安南府。高宗調露元年、交州都督府を改めて安南都護府と爲す。

【一四】黄花堆。即ち黃瓜堆なるべし。朔州に黃花堆有り、神武川に在り。今の山西省雁門道山陰縣の北にあり。

之が初め獄に下るや、睿宗、之が爲めに上疏して申理す。親友皆之を賀す。禕之曰はく、「此れ乃ち吾が死を速かにする所以なり」と。刑に臨みて沐浴し、神色自若として、自ら謝表を草し、立ちどころに數紙を成す。麟臺郎郭翰、太子文學周思鈞、其文を稱歎す。太后、之を聞き、翰を巫州の司法に、思鈞を播州の司倉に左遷す。

秋七月壬辰、魏玄同、納言を檢校す。

嶺南の俚戸、舊、半課を輸す。交趾都護劉延祐、之をして全輸せしむ。俚戸、從はず。延祐、

其魁首を誅す。其黨李思慎等、亂を作し、攻めて安南府城を破り、延祐を殺す。桂州の司馬曹玄靜、兵を將ゐて思慎等を討ち、之を斬る。

突厥の骨篤祿元珍、朔州に寇す。燕然道大總管黑齒常之を遣はして之を撃たしめ、右鷹揚大將軍李多祚を以て之が副と爲す。大に突厥を

破り、奔るを追ふこと四十餘里。突厥皆散じて磧北に走る。多祚世、靺鞨の酋長と爲り、軍功を以て、入りて宿衛するを得たり。黑齒常之、賞賜を得る毎に、皆、將士に分つ。善馬有り、軍士の損する所と爲る。官屬、之を答うたと請ふ。常之

曰はく、「奈何ぞ私馬を以て官兵を答うたんや」と。卒に問はず。九月己卯、虢州の人楊初成、詐りて郎將と稱し、制を矯めて、都市に於て人を募り、廬陵王を房州より迎へんとす。事覺はれて誅に伏す。

冬十月庚子、右監門衛中郎將饒寶璧、突厥の骨篤祿元珍と戰ふ。全軍皆没す。寶璧、輕騎にて遁れ歸る。寶璧、黑齒常之が功有るを見、表して、餘寇を窮追せんと請ふ。詔して、常之と計議し、遙に聲援を爲さしむ。寶璧、其の功を専らにせんと欲し、常之を待たず、精兵萬三千人を引きて先づ行き、塞を出づること二千餘里。其部落を掩撃す。既に至り、又、先づ人を遣はして之に告げ、嚴備するを得しむ。與に戰ひ、遂に敗る。太后、寶璧を誅し、骨篤祿を改めて不卒祿と曰ふ。

魏玄同に命じて西京を留守せしむ。

武承嗣、又、人をして「李孝逸、自ら「名の中に兔有り。兔は月中の物なり。」當に天分有るべし」と云ふ」と誣ひしむ。太后、孝逸が功有るを以て、十一月戊寅、死を減じ、名を除き、儋州に流す。而して卒す。

太后、韋待價を遣はして兵を將ゐて吐蕃を撃たしめんと欲す。鳳閣侍郎韋方質、奏す、「請ふ、舊制の

〔一六〕名の中に兔有り。逸の字中に在り。
〔一七〕天子と爲るに分ありとの意。
〔一八〕儋州。舊、儋耳郡、武德五年、儋州を置く。京師に至るまで七千四百四十二里。今の廣東省瓊崖道儋縣。

如く、御史を遣はして軍を監せしめんと。太后曰はく、「古者、明君、將を遣はすや、關外の事は、悉く以て之に委ぬ。比聞く、御史、軍を監し、軍中、事、大小と無く、皆、承稟を須つと。下を以て上を制するは、令典に非ざるなり。且つ何を以て其の功有るを責めん」と。遂に之を罷む。是歲、天下大に飢う。山東・關内尤も甚だし。

四年、春正月甲子、神都に於て、高祖・太宗・高宗の三廟を立て、四時享祀すること、西廟の儀の

如くす。又、崇先廟を立て、以て武氏の祖考を享す。太后、有司に命じ、崇先廟の室數を議せしむ。司禮博士周儛、七室を爲らんと請ひ、又、唐の太廟を減じて五室と爲さんとす。春、官侍郎賈大隱、奏す、「禮に天子は七

廟、諸侯は五廟なるは、百王不易の義なり。今、周、別に浮議を引き、廣く異聞を述べ、直に臨朝の權儀を崇び、國家の常度に依らず。皇太后、親しく顧託を承け、大猷を光顯す。其崇先廟室は、應に諸侯の數の如くなるべし。國家の宗廟は、應に輒ち變移する有るべからず」と。太后乃ち止む。

太宗・高宗の世、屢、明堂を立てんと欲す。諸儒、其制度を議し、決せずして止む。太后の制を稱するに及び、獨り北門學士と其制を議し、諸儒に問はず。諸儒以爲はく、「明堂は當に國陽の丙己の地・三里の外・七里の内に在るべし」と。太后以爲はく、「宮を去ること太だ遠し」と。二月庚午、乾

〔一九〕西廟。西京の宗廟なり。
〔二〇〕光宅に、太常を改めて司禮と曰ふ。

元殿を毀ち、其地に於て明堂を作り、僧懷義を以て之が使と爲す。凡そ數萬人を役す。
 夏四月戊戌、(三)太子の通事舍人郝象賢を殺す。象賢は處俊の孫なり。初め太后、處俊に憾有り。會奴「象賢・反す」と誣告す。太后、周典に命じて之を鞠せしむ。象賢の族を罪に致す。象賢の家人、朝堂に詣り、冤を監察御史・樂安の任玄殖に訴ふ。玄殖・奏す、「象賢、反狀無し」と。玄殖、坐して官を免せらる。象賢、刑に臨み、口を極めて太后を罵り、宮中の隱慝を發揚し、市人の柴を奪ひ、以て刑者を撃つ。金吾の兵共に之を格殺す。太后、命じて、其尸を支解し、其父祖の墳を發き、棺を毀ち尸を焚かしむ。是より、太后の世を終るまで、法官、人を刑する毎に、先づ木丸を以て其口を塞ぐ。

- 〔三〕太子通事舍人は、正七品下、宮臣を導引し、辭見及び勞問の事を掌る。
- 〔三〕憾有り。上元二年、處俊、高宗を諫む。
- 〔三〕樂安郡は棣州。
- 〔四〕雍州。隋の京兆郡、武德元年、改めて雍州と曰ふ。

武承嗣、白石を鑿らしめ、文を爲りて曰はく、「聖母、人に臨み、帝業を永昌にす」と。紫石を末にし、藥物を雜へて之を填む。庚午、(四)雍州の人唐同泰をして、奉表して之を獻せしめ、「之を洛水に獲たり」と稱す。太后喜び、其石を命づけて寶圖と曰ふ。同泰を擢てて遊擊將軍と爲す。五月戊辰、詔す、「當に親ら洛を拜し、寶圖を受け、南郊に事有り、昊天に告謝し、禮畢りて明堂に御し、羣臣を朝すべし」と。諸州の都督・刺史及び宗室・外戚に命じ、洛を拜する前十日を以て神都に集まらしむ。乙亥、太后、尊號を加へて聖母神皇と爲す。

六月丁亥朔、日、之を食する有り。

壬寅、神皇の三璽を作る。

(五)東陽大長公主、封邑を削られ、二子を并せて巫州に徙さる。公主、高履行に適く。太后、高氏は長孫無忌の舅族なるを以て、故に之を惡む。

江南道巡撫大使冬官侍郎狄仁傑、吳楚に淫祠多きを以て、奏して、其一千七百餘所を焚き、獨り夏禹・吳の太伯・季札・伍員の四祠を留む。

秋七月丁巳、天下に赦す。更めて寶圖を命じて天授聖圖と爲し、洛水を永昌洛水と爲し、其神を封じて顯聖侯と爲し、特進を加へ、漁釣を禁じ、祭祀は(六)四瀆に比し、圖の出づる所を名づけて聖圖泉と曰ひ、泉の側に永昌縣を置く。又、嵩山を改めて神嶽と爲し、其神を封じて天中王と爲し、太師・使持節神嶽大都督に拜し、芻牧を禁ず。又、先に(七)汜水に於て瑞石を得たるを以て、汜水を改めて廣武と爲す。太后、潛に(八)革命を謀り、

- 〔五〕東陽大長公主。太宗の女。
- 〔六〕唐制、嶽瀆を中祀と爲す。
- 〔七〕汜水。漢の成臯縣、河南郡に屬す。後魏、成臯郡と爲し、東中府を置く。隋の開皇十八年、成臯を改めて汜水と爲す。鄭州に屬す。縣界に廣武有り、楚漢對壘の處。后、縣の名を改め、以て其姓に協ふ。今の河南省開封道汜水道。
- 〔八〕豫州。漢の汝南郡の地、後魏、豫州を置く。

石を得たるを以て、汜水を改めて廣武と爲す。太后、潛に(八)革命を謀り、稍く宗室を除く。絳州の刺史韓王元嘉・青州の刺史霍王元軌・邢州の刺史魯王靈夔・(九)豫州の刺史越王貞・及び元嘉の子通州の刺史黃公譔・元軌の子金州の刺史江都王緒・魏王鳳の子申州の刺史東莞公融・靈夔の子范陽王諱・貞の子博州の刺史琅邪王冲、宗室の中に在り、皆、才行を以て美名有り。太后

尤も之を忌む。元嘉等、内、自ら安んぜず、密に匡復の志有り。譏、謬りて書を爲りて貞に與へて云はく、「内人病、浸く重し。當に速かに之を療すべし。若し今冬に至らば、恐らくは痼疾と成らん」と。太后が宗室を召し明堂に朝せしむるに及び、諸王因つて遽に相驚きて曰はく、「神皇、大饗の際に於て、人をして密を告げしめ、盡く宗室を收め、之を誅して遺る無からしめんと欲す」と。譏詐りて皇帝の璽書を爲り、冲に與へて云はく、「朕、幽禁に遭ふ。諸王宜しく各、兵を發して我を救ふべし」と。冲又詐りて皇帝の璽書を爲りて云ふ、「神皇、李氏の社稷を移し、以て武氏に授けんと欲す」と。八月壬寅、冲、長史蕭德琮等を召し、兵を募らしめ、韓・霍・魯・越及び貝州の刺史紀王慎に分ち告げ、各、兵を起して共に神都に趣かしむ。太后、之を聞き、左金吾將軍丘神勣を以て、清平道行軍大總管と爲し、以て之を討たしむ。冲、兵を募り、五千餘人を得、河を度りて濟州を取らんと欲し、先づ武水を撃つ。武水の令郭務悌、魏州に詣りて救を求む。莘の令馬玄素、兵千七百人を將る、中道に冲を邀ふ。力敵せざらんことを恐れ、武水に入り、門を閉ちて拒ぎ守る。冲、草車を推し、其南門を塞ぎ、風に因りて火を縱ちて之を焚き、火に乗じて突入せんと欲す。火作りて風回り、冲の軍、進むを得ず。

【一九】幽禁。おしこめ、つなぐ。
 【二〇】清平。博州に清平縣有り、漢の貝丘縣。隋、名を更む。今の山東省東臨道清平縣。
 【二一】武水。漢の東郡陽平縣、隋、もと清邑と改む。又、分ちて武水縣を置く。唐、博州に屬す。今の山東省東臨道聊城縣西南。
 【二二】莘。漢の陽平縣、後齊、樂平と改む。隋の開皇六年、復た陽平と曰ふ。八年、清邑と改む。十六年、莘州を置く。大業の初め州を廢して莘縣と爲す。唐には魏州に屬す。

是に由りて氣沮む。堂邑の董玄寂、冲の爲めに兵を將るて武水を撃ち、人に謂つて曰はく、「琅邪王、國家と戰を交ふ。此れ乃ち反するなり」と。冲、之を聞き、玄寂を斬りて以て狗ふ。衆懼れて散じて草澤に入り、禁止す可からず。惟だ家僮左右數十人在り。冲還りて博州に走る。戊申、城門に至り、門を守る者の殺す所と爲る。凡そ兵を起して七日にして敗る。丘神勣、博州に至る。官吏、素服して出で迎ふ。神勣、盡く之を殺す。凡そ千餘家を破る。越王貞、冲起れりと聞き、亦、兵を豫州に擧げ、兵を遣はして上蔡を陷る。九月丙辰、左豹韜大將軍麴崇裕に命じて中軍大總管と爲し、岑長倩を後軍大總管と爲し、兵十萬を將るて以て之を討たしむ。又、張光輔に命じて、諸軍の節度を爲さしめ、冲の屬籍を削り、姓を虺氏と更む。貞、冲敗れぬと聞き、自ら鑣して關に詣り罪を謝せんと欲す。會、署する所の新蔡の令傅延慶、勇士二千餘人を募り得たり。貞乃ち衆に宣言して曰はく、「琅邪已に魏・相・數州を破り、兵二十萬有り。朝夕に至らん」と。屬縣の兵を發し、共に五千を得、分ちて五營と爲し、汝南縣丞裴守德等をして之を將らしめ、九品以上の官五百餘人を署す。署する所の官、皆、迫脅を受け、鬪志有るもの莫し。惟だ守德のみ之と謀を同じくす。貞、其の女を以て之に妻せ、大將軍に署し、委ぬるに

【二三】堂邑。漢の縣。後魏、廢す。隋、清陽縣を分ちて復た多く。博州に屬す。
 【二四】上蔡縣は、漢、汝南郡に屬す。後魏、臨汝と曰ふ。隋の開皇の初め、改めて武津と曰ふ。大業の初め上蔡と曰ふ。唐には豫州に屬す。
 【二五】新蔡縣は漢より以來、汝南郡に屬す。唐には豫州に屬す。
 【二六】汝南縣。舊、上蔡と曰ふ。隋の大業の初め、改めて汝陽と曰ふ。豫州を帶ぶ。

腹心を以てす。貞、道士及び僧をして經を誦せしめ、以て事の成らんことを求む。左右及び戰士、皆、辟兵符を帶ぶ。麴崇裕等の軍、豫州の城東四十里に至る。貞、少子規及び裴守德を遣はして拒ぎ戦はしむ。兵潰えて歸る。貞大に懼れ、閤を閉ちて自ら守る。崇裕等、城下に至る。左右、貞に謂つて曰はく、『王豈に坐ながら戮辱を待つ可けんや』と。貞、規、守德及び其妻、皆自殺す。冲と皆首を東都の闕下に梟せらる。初め范陽王諷、使を遣はし、貞及び冲に語りて曰はく、『若し四方の諸王、一時に竝に起らば、事、濟らざる無からん』と。諸王、往來して相約結し、未だ定まらざるに冲先づ發す。惟だ貞のみ狼狽して之に應じ、諸王、皆、敢て發せず、故に敗る。貞が將に兵を起さんとするや、使を遣はして壽州の刺史趙瓌に告ぐ。瓌の妻、常樂長公主、使者に謂つて曰はく、『我が爲めに越王に語れ。昔、隋の文帝、將に周室を篡はんとす。尉遲迥は周の甥なり。猶ほ能く兵を擧げ、社稷を匡救せんとせり。功、成らずと雖も、威、海内に震ひ、忠烈と爲すに足る。況んや汝諸王は先帝の子なるをや。豈に社稷を以て心と爲さざるを得んや。今、李氏危きこと朝露の若し。汝諸王、生を捨て義を取らず、尙ほ猶豫して發せず。何を須たんと欲するか。禍、且に至らんとす。大丈夫當に忠義の鬼と爲るべし。徒らに死するを爲す無きなり』と。貞が敗るるに及び、太后悉く韓・魯等の諸王を誅せんと欲し、監察御史藍田の蘇珣に命じて、其密狀を按せしむ。珣、訊問するに、皆、明驗無し。

【三七】 常樂長公主。高祖の女。
 【三八】 尉遲迥の事、一百七十四卷陳の宣帝太建十二年に見ゆ。

或るひと珣を告ぐ、『韓・魯と謀を通す』と。太后、珣を召して之を詰る。珣、抗論して、回らず。太后曰はく、『卿は大雅の士なり。朕當に別に任使用する有るべし。此獄は必ずしも卿ならざるなり』と。乃ち珣に命じ、河西に於て軍を監せしめ、更に周興等をして之を按せしむ。是に於て、韓王元嘉・魯王靈夔・黃公譔・常樂公主を東都に收へ、迫脅して皆自殺せしめ、其姓を更めて虺と曰ふ。親黨皆誅せらる。文昌左丞狄仁傑を以て豫州の刺史と爲す。時に越王貞の黨與を治す。當に坐すべき者六七百家、籍没する者五千口。司刑趣して、刑を行はしむ。仁傑、密に奏す、『彼は皆誣誤せり。臣、顯かに奏せんと欲すれば、逆人の爲めに申理するに似たり。知りて而も言はずんば、恐らくは陛下の仁恤の旨に乖かん』と。太后、特に之を原し、皆、豊州に流す。道、寧州を過ぐ。寧州の父老、迎へて之を勞うて曰はく、『我が狄使君、汝を活かせるか』と。相攜へて德政碑下に哭し、齋を設くること三日、而して後行く。時に張光輔尙ほ豫州に在り。將士、功を恃み、求取する所多し。仁傑、之に應せず。光輔怒りて曰はく、『州將、元帥を輕んずるか』と。仁傑曰はく、『河南を亂る者は、一の越王貞なるのみ。今、一貞死し、萬貞生ず』と。光輔、其語を詰る。仁傑曰はく、『明公、兵三十萬を總べ、誅する所の者は越王貞に止まる。城中、官軍の至るを聞き、城を踰えて出で降る者、四面、

【三九】 光宅に、尙書左丞を改めて文昌左丞と爲す。
 【四〇】 司刑寺は即ち大理寺。
 【四一】 誣誤。あざむきあやまらすこと。
 【四二】 狄使君。狄仁傑が寧州に刺たること、前卷垂拱二年に見ゆ。
 【四三】 河南。當に汝南に作るべし。

蹊を成せり。明公、將士を縦ちて暴掠せしめ、已に降れるを殺して以て功と爲し、流血、野を丹くす。萬貞に非ずして何ぞ。恨むらくは尙方の斬馬劍を得て明公の頸に加へざるを。死すと雖も歸るが如くなるのみ」と。光輔、詰る能はず。歸りて「仁傑・不遜なり」と奏す。復州の刺史に左遷す。

丁卯、左肅政大夫鶻味道・夏官侍郎王本立、竝に同平章事たり。

太后が宗室を召し明堂に朝せしむるや、東莞公融、密に使を遣はし、成均助教高子貢に問ふ。子貢曰はく、「來らば必ず死せん」と。融乃ち疾と稱して・赴かず。越王貞、兵を起し、使を遣はして融に約す。融、倉猝にして・應ずる能はず。官屬の逼る所と爲り、使者を執へて以て聞す。擢て

右贊善大夫に拜せらる。未だ幾くならずして、支黨の引く所と爲る。冬十月己亥、市に戮し、其家を籍没せらる。高子貢も亦誅に坐す。濟州の刺史薛顓・顓の弟緒・緒の弟駙馬都尉紹、皆、琅邪王冲と謀を通ず。顓、冲が兵を起せるを聞き、兵器を作り、人を募る。冲敗るるや、録事參軍高纂を殺して以て口を滅す。十一月辛酉、顓・緒、誅に伏す。紹は太平公主の故を以て、杖たるること一百、獄に餓死す。十二月乙酉、司徒青州の刺史霍王元軌、越王と謀を連ぬるに坐し、廢して

【四四】 緊州より上州に左遷し、且つ近州より遠州に遷る也。豫州は京師を去ること一千五百四十里、東都に至るまで六百七十里。復州は京師の東南一千八百里、東都に至るまで一千五百一十八里。
【四五】 唐の東宮の左右贊善大夫は、正五品上、令を傳へ、過失を諷し、禮儀を贊け、經を以て諸郡王に教授するを掌る。
【四六】 唐の武徳の初め、州の主簿を改めて録事參軍と爲す。違失を正し符印に臨むを掌るなり。
【四七】 紹は公主の婚なるを以て殊死を免る。
【四八】 黔州。京師の南三千一百九十三里、東都に至るまで三千二百七十七里。

黔州に徙さる。載するに檻車を以てす。行きて陳倉に至りて死す。江都王緒・殿中監郾公裴承先、皆、市に戮せらる。承先は寂の孫なり。

裴居道に命じて、西京を留守せしむ。

左肅政大夫同平章事鶻味道、素、殿中侍御史周矩に禮せず、屢、其の事を了する能はざるを言ふ。會、味道を羅告する者有り。矩に勅して之を接せしむ。矩、味道に謂つて曰はく、「公、常に矩が事を了せざるを責む。今日、公の爲めに之を了せん」と。己亥、味道及び其の子辭玉、皆、誅に伏す。己酉、太后、浴を拜して、圖を受く。皇帝・皇太子皆從ふ。内外の文武百官・蠻夷、各、方に依りて敍立し、珍禽奇獸雜寶、壇前に列ぬ。文物鹵簿の盛なること、唐興りて以來、未だ之れ有らざるなり。

辛亥、明堂成る。高さ二百九十四尺、方三百尺。凡そ三層。下層は四時に法り、各、方色に隨ふ。中層は十二辰に法り、上に圓蓋を爲り、九龍、之を捧ぐ。上層は二十四氣に法り、亦、圓蓋を爲り、上に鐵鳳を施す、高さ一丈、飾るに黄金を以てす。中に巨木の十圍なる有り、上を通貫し、栴檀檉櫨、藉して以て本と爲し、下に鐵渠を施し、辟雍の象を爲り、號して萬象神宮と曰ふ。羣臣に宴賜し、天下に赦し、民に縱して入りて觀しむ。河南を改めて合宮縣と爲し、又、明堂

【四九】 裴寂は武徳の開國の功臣なり。
【五〇】 圖を受く。唐同泰が獻する所の僞石を受くるなり。
【五一】 栴は梁上の柱。櫨。柱上の柎を櫨櫨と曰ふ、柎なり、又曰はく、柱なりと。檉は斜柱なり。櫨は屋櫨なり。
【五二】 鐵を以て渠を爲り、以て水を通す。

の北に於て、天堂の五級なるを起し、以て大像を貯ふ。三級に至れば、則ち俯して明堂を視る。僧懷義、功を以て左威衛大將軍・梁國公に拜せらる。侍御史王求禮、上書して曰はく、『古の明堂は、茅茨、翦らず、采椽、斲らず。今者飾るに珠玉を以てし、塗るに丹青を以てし、鐵鸞、雲に入り、金龍、霧に隠る。昔、殷辛の瓊臺、夏癸の瑤室も、以て加ふる無きなり』と。太后、報せず。

太后、梁・鳳・巴の璽を發し、雅州より山を開き道を通じ、出でて生羌を撃ち、因つて吐蕃を襲はんと欲す。正字陳子昂、上書して以爲はく、

『雅州の邊羌、國初より以來、未だ嘗て盜を爲さず。今、一旦、罪無きに之を戮せば、其怨必ず甚だしからん。且つ誅滅せられんことを懼れ、必ず蜂起して盜を爲さん。西山、盜起らば、則ち蜀の邊邑、兵を連ねて備守せざるを得ず、兵久しく解けざらん。臣愚以爲ふに、西蜀の禍、此より結ばん。臣聞く、吐蕃、蜀の富饒なるを愛し、之を盜まんと欲すること久しと。徒だ、山川阻絶し、障隘、通せざるを以て、勢、動く能はず。今國家乃ち邊羌を亂し、隘道を開き、其をして奔亡の種を收め、郷導と爲して以て邊を攻めしむ。是れ寇に兵を借し、賊の爲めに道を除ひ、空蜀を擧げて以て之に遺るなり。蜀は國家の寶庫、以て中國を兼ね濟ふ可し。今、事を執る者、乃ち僥幸の利を圖り、以て西羌を事とす。其地を得とも、以て稼穡するに

【五】 大像。懷義が作る所の夾紵大像なり。

【五四】 鸞は鳳なり。

【五五】 殷辛。紂なり。

【五六】 夏癸。桀なり。

【五七】 雅州。貞觀五年、太宗、西雅州を置き、以て生羌を處

く。八年、西の字を去る。

【五八】 西山。成都の西に在り。

【五九】 松茂二州の都督府統ぶる所の諸州は皆西山羌なり。

足らず、財は以て國を富ますに足らず、徒らに糜費を爲し、聖徳を益する無からん。況んや其成敗未だ知る可からざるをや。夫れ蜀の恃む所の者は險なり。人の安んずる所以の者は役無きなり。今、國家乃ち其の險を開き、其人を役す。險開けば則ち寇に便し、人役すれば則ち財を傷ふ。臣恐る、未だ羌戎を見ざるに、已に奸盜の其中に在る有らんとを。且つ蜀人は庖劣にして、兵戰に習はず、山川阻曠にして、中夏を去ること遠し。今、故無くして西羌・吐蕃の患を生せば、臣、其れ百年に及ばずして、蜀の戎と爲らんことを見る。國家近ごろ安北を廢し、單子を抜き、龜茲を棄て、疎勒を放つ。天下、翕然として、之を盛徳と謂ふは、蓋し、陛下務人を養ふに在り。地を廣むるに在らざるを以てなり。今、山東飢る、關隴燹れたるに、貪夫の議に徇ひ、甲兵を動かし大役を興さんと謀る。古より、國亡び家敗るるは、未だ嘗て兵を驢すに由らずんばあらず。願はくは陛下之を熟計せよ』と。既にして役、興すを果さず。

【五九】 安北を廢し、單子を抜くは、突厥が叛援するを以てなり。

【六〇】 龜茲を棄て疎勒を放つは吐蕃の侵逼するを以てなり。

【六一】 永昌元年。西紀六八九年なり。

【六二】 周禮注に、大圭は長さ三尺、桴上終葵首、天子これを服す。鎮圭は尺有二寸、天子之を守る。鎮圭は四鎮の山を飾り、其の高きを象る。圭中、約するに紐を以てし、其の際つるを防ぐ。

永昌元年、春正月乙卯朔、大に萬象神宮に饗す。太后、袞冕を服し、大圭を拵み、鎮圭を執り、初獻を爲し、皇帝、亞獻を爲し、太子、終獻を爲す。先づ昊天上帝の座に詣り、次に高祖・太

宗・高宗、次に魏國の先王、次に五方の帝座。太后、則天門に御し、天下に赦し、改元す。丁巳、太后、明堂に御し、朝賀を受く。戊午、政を明堂に布き、九條を頒ち、以て百官に訓ふ。己未、明堂に御し、羣臣を饗す。

二月丁酉、魏の忠孝王を尊びて周の忠孝太皇と曰ひ、妣を忠孝太后と曰ひ、文水陵を章德陵と曰ひ、咸陽陵を明義陵と曰ひ、崇先府官を置く。戊戌、魯公を尊びて太原の靖王と曰ひ、北平王を趙の肅恭王と曰ひ、金城王を魏の義康王と曰ひ、太原王を周の安成王と曰ふ。

三月甲子、張光輔、納言に守たり。

壬申、太后、正字陳子昂に當今政を爲すの要を問ふ。子昂退きて上疏して以爲はく、「宜しく刑を緩め徳を崇び、兵革を息め、賦役を省き、宗室を撫慰し、各自ら安んぜしむべし」と。辭婉に意切に、其論甚だ美なり。凡そ三千言。

癸酉、天官尙書武承嗣を以て納言と爲し、張光輔をして内史に守たらしむ。

夏四月甲辰、辰州の別駕汝南王煒、連州の別駕鄱陽公誼等宗室十二人を殺し、其家を雋州に徙す。

煒は煒の子、誼は元慶の子なり。己酉、天官侍郎藍田の鄧玄挺を殺す。玄挺は、女、誼の妻と爲り、又、煒と善し。誼、中宗を廬陵より迎へんと謀り、以て玄挺に問ふ。煒、又、嘗て玄挺に謂つて

曰はく、「急計を爲さんと欲す。何如」と。玄挺、皆、應へず。故に反を知れども告げざるに坐し、同じく誅せらる。

五月丙辰、文昌右相韋待價に命じ、安息道行軍大總管と爲し、吐蕃を撃たしむ。

浪穹州の蠻酋傍時昔等二十五部、先に吐蕃に附く。是に至りて來り降る。傍時昔を以て浪穹州の刺史と爲し、其衆を統べしむ。

己巳、僧懷義を以て新平軍大總管と爲し、北して突厥を討たしむ。行きて紫河に至り、虜を見ず。單于臺に於て、石を刻し功を紀して還る。

諸王の兵を起すや、貝州の刺史紀王慎、獨り謀に預らず。亦坐して獄に繋がる。秋七月丁巳、檻車にて巴州に徙り、姓を虺氏と更む。行きて

蒲州に及びて卒す。八男徐州の刺史東平王績等、相繼ぎて誅せられ、家、嶺南に徙さる。女東光縣主楚媛、幼にして孝謹を以て稱せられ。司議郎裴仲將に適く。相敬すること賓の如し。姑、疾有れば、親ち藥膳を嘗め、(二)

娣姒を接遇し、皆歡心を得たり。時に宗室の諸女、皆、驕奢を以て相尙ぶ。楚媛が獨り儉素なるを誚りて曰はく「富貴に貴ぶ所の者は、志に適するを得ればなり。今獨り勤苦を守る。將に以て何をか

- 【八】 南詔の六部、號して六詔と爲す。浪穹詔は其一なり。
- 【九】 新平は蘭州。軍、蘭州に出でて北伐するなり。
- 【一〇】 紫河。隋志に、定襄郡大利縣に陰山有り、紫河有り。即ち太宗、思摩を遣はして牙を建てしむるの地。
- 【一一】 娣姒。兄弟の妻相謂つて姒と曰ふ。蓋し姉姒相呼ぶは身の年の長少を以て名と爲す。年長を姒と爲し、少を娣と爲す。夫の長幼を以てせざるなり。俗に兄の妻を以て姒と爲し、弟の妻を娣と爲すは、非なり。

求めんとする」と。楚媛曰はく、「幼にして禮を好み、今にして之を行ふは、志に適するに非ざるか。古よりの女子を觀るに、皆、恭儉を以て美と爲し、縱修を惡と爲し、親を辱めんことを是れ懼る。何の求むる所あらんや。富貴は儻來の物なり。何ぞ人に驕るに足らん」と。衆皆慙ち服す。愼の凶問至るに及び、楚媛・號慟し、血を嘔くこと數升。喪を免じ、膏沐を御せざる者、二十年に垂なんとす。

韋待價の軍、寅識迦河に至り、吐蕃と戦ひ、大に敗る。待價既に將領の才無く、狼狽して據を失ひ、士卒凍餒し、死亡甚だ衆し。乃ち軍を引きて還る。太后大に怒る。丙子、待價、名を除きて、繡州に流さる。副大總管安西大都護閻溫古を斬る。安西副都護唐休璟、其餘衆を收め、西土を撫安す。太后、休璟を以て西州都督と爲す。

戊寅、王本立を以て同鳳閣鸞臺三品とす。
 (二) 徐敬業の敗るるや、弟敬眞、繡州に流さる。逃れ歸り、將に突厥に奔らんとし、洛陽を過ぐ。洛州の司馬、弓嗣業・洛陽の令張嗣明、資して之を遣る。定州に至り、吏の獲る所と爲る。嗣業・縊死す。嗣明・敬眞、多く海内の知識を引き、「異圖有り」と云ひ、以て死を免れんことを冀ふ。是に於て朝野の士、連引す

- 【二】 儻來。偶然に来る也。
- 【三】 寅識迦河は當に弓月の西南に在るべし。
- 【四】 一本には「待價」の上に「會、大に雪ふり、糧運繼がす」の二句あり。
- 【五】 繡州。漢の阿林縣の地、隋に至るまで猶ほ鬱林郡に屬す。唐の武德四年、分ちて林州を置く。六年、改めて繡州と曰ふ。長安を去ること六千九十里。東都に至るまで五千五百里。故城は今の廣西省蒼梧道桂平縣の西南に在り。
- 【六】 徐敬業の敗るること前卷光宅元年に見ゆ。
- 【七】 弓。姓なり。

る所と爲り、坐して死する者甚だ衆し。嗣明、内史張光輔を誣ひて云はく、「豫州を征するの日、私に圖讖・天文を論じ、陰に兩端を懷く」と。八月甲申、光輔、敬眞・嗣明等と同じく誅せられ、其家を籍没せらる。乙未、秋官、尚書太原の張楚金・陝州の刺史郭正一・鳳閣侍郎元萬頃・洛陽の令魏元忠、竝に死を免して嶺南に流さる。楚金等、皆、敬眞の引く所と爲り、云はく、「敬業と謀を通せり」と。刑に臨みて、太后、鳳閣舍人王隱客をして、騎を馳せて傳聲して之を赦さしむ。聲、市に達す。當に刑せらるべき者、皆、喜躍譁呼し、宛轉して已まず。元忠獨り安坐して自如たり。或るひと之をして起たしむ。元忠曰はく、「虚實未だ知らず」と。隱客至り、又、起たしむ。元忠曰はく、「勅を宣し已るを俟たん」と。既に勅を宣す。乃ち徐ろに起ち、舞蹈再拜し、竟に憂喜の色無し。是日、陰雲四に塞がる。既に楚金等を釋せば、天氣晴霽なり。

九月壬子、僧懷義を以て新平道行軍大總管と爲し、兵二十萬を將ゐて、突厥の骨篤祿を討たしむ。

- 【一】 越王貞を征する時を謂ふ
- 【二】 河陽縣、漢より以來、河内郡に屬す。唐には懷州に屬し、又、孟州に屬す。今の河南省河北道孟縣の西。
- 【三】 周興は尚書都事流外官に發身す。
- 【四】 光宅に、戶部を改めて地官と爲す。
- 【五】 唐人、縣令を呼びて明府と爲す。

初め高宗の世、周興、河陽の令を以て召見す。上、擢用を加へんと欲す。或るひと奏して以爲はく、「清流に非ず」と。之を罷む。興、知らず、數、朝堂に於て命を俟つ。諸相、皆、言ふ無し。地官、尚書檢校納言魏玄同、時に同平章事たり。之に謂つて曰はく、「周明府、去る可し」と。興以爲

へらく、玄同、己を沮むと。之を銜む。玄同素より裴炎と善し。時人、其の終始渝らざるを以て、之を耐久朋と謂ふ。周興奏し、「玄同、太后老いたり。嗣君を奉ずるの耐久たるに若かず」と言へり」と誣ふ。太后怒り、閏月甲午、死を家に賜ふ。監刑御史房濟、玄同に謂つて曰はく、「丈人、何ぞ密を告げて。召見を得るを冀はざる。以て自ら直くす可からん」と。玄同、歎じて曰はく、「人殺・鬼殺、亦復た何ぞ殊ならん。豈に能く密を告ぐる人と作らんや」と。乃ち死に就く。又、夏官侍郎崔營を隱處に殺す。自餘の内外の大臣、坐して死し及び流貶せらるる者甚だ衆し。(二五)彭州の長史劉易從も、亦徐敬眞の引く所と爲る。戊申、州に就きて之を誅す。易從、人と爲り、仁孝忠謹なり。將に市に刑せられんとするや、吏民、其の辜無きを憐み、遠近奔り起き、競うて衣を解き地に投じて曰はく、「長史の爲めに冥福を求む」と。有司平準するに、直十餘萬なり。周興等、「右武衛大將軍燕公黑齒常之、反を謀る」と誣ふ。徵して獄に下す。冬十月戊午、常之・縊死す。己未、宗室 鄂州の刺史嗣鄧王璠等六人を殺す。庚申、嗣滕王脩琦等六人、死を免して嶺南に流さる。

丁卯、春官尚書范履水・鳳閣侍郎邢文偉、竝に同平章事たり。

【三】 光宅に、兵部を改めて夏官と爲す。
 【四】 彭州。漢の繁縣の地。宋、晉壽郡を置く。故城は州北三里に在り。梁、東益州を置く。後魏、天水郡を置き、仍ほ繁縣を改めて九隴縣と爲し、仍ほ濠州を置く。隋省き、益州に併す。唐の武徳の初め、復た置く、尋ぎて省く。垂拱二年、復た分ちて彭州を置く。今の四川省西川道彭縣。
 【五】 鄂州。春秋の夏洧の地。一に夏口と名づけ、一に魯口と名づく。吳始めて郡城を築く。晉未始めて鄂州を立つ。隋、陳を平げ、改めて鄂州と爲す。今の湖北省江漢道武昌縣。

己卯、詔す、「太穆神皇后・文德聖皇后は、宜しく皇地祇に配すべし。(二六)忠孝太后は從配すべし」と。

(二七)右衛胄曹參軍陳子昂、上疏して以爲はく、「周、成康を頌し、漢、文景を稱するは、皆、能く刑を措くを以ての故なり。今、陛下の政、善を盡すと雖も、然れども太平の朝には、上下、化を樂しみ、宜しく亂臣賊子有りて、日に天誅を犯すべからざるに、比者大獄增多し、逆徒滋廣し。愚臣頑昧にして、初め謂へらく皆實なりと。乃ち去月十五日、陛下、特に繫囚李珍等が罪無きを察し、百僚慶悦し、皆、聖明を賀す。臣乃ち知る、亦、無罪の人の疎網に挂る者有ることを。陛下は、務、寬典に在り。獄官は、務、急刑に在り、以て陛下の仁を傷け、以て太平の政を誣ふ。臣竊に之を恨む。又、九月二十一日、勅して楚金等の死を免するに、初めは風雨有りしが、變じて景雲と爲れり。臣聞く、陰慘なる者は刑なり。陽舒なる者は徳なり。聖人は天に法り、天も亦聖を助く。天意此の如し。陛下豈に之を承順せざる可けんや。今、又、陰雨す。臣恐る、過、獄官に在らんことを。凡そ繫獄の囚、多く極法に在り。道路の議、或は是とし或は非とす。陛下、何ぞ悉く之を召見して自ら其の罪を詰らざる。罪、實有る者は、顯かに明刑を示し、濫なる者は嚴に獄吏を懲し、天下をして威服せしめ、人、政刑を知らば、豈に至徳克く明かなるに非ずや」と。

【二六】 忠孝太后。太后、其母を尊びて忠孝太后と爲す。
 【二七】 唐の諸衛府、皆、胄曹參軍有り、戎仗器械及び公廩の興造決罰の事を掌る。

○天授元年、十一月庚辰朔、日南至す、太后、萬象神宮に享し、天下に赦す。始めて周正を用ひ、永昌元年十一月を改めて載初元年正月と爲し、十二月を以て臘月と爲し、夏の正月を一月と爲し。周・漢の後を以て、二王の後と爲し、舜・禹・成湯の後を三恪と爲し、周・隋の嗣は、列國に同じくす。

鳳閣侍郎、河東の宗秦客、天地等の十二字を改造し、以て獻す。丁亥、之を行ふ。太后自ら墨と名づけ、詔を改めて制と曰ふ。秦客は太后の従父姉の子なり。

乙未、司刑少卿周興・奏す、「唐の親屬の籍を除かん」と。

臘月辛未、僧懷義を以て右衛大將軍と爲し、爵鄂國公を賜ふ。

春一月戊子、武承嗣、文昌左相に遷り、岑長倩、文昌右相に遷り、同鳳閣鸞臺三品たり。鳳閣侍郎武攸寧、納言と爲り、邢文偉、守内史たり、左肅政大夫同鳳閣鸞臺三品王本立、罷めて地官尚書と爲る。攸寧は士護の兄の孫なり。時に武承嗣・三思、事を用ひ、宰相皆之に下る。地官尚書同鳳閣鸞臺三品韋方質、疾有り。承嗣・三思、往きて之

【一】天授元年。是年九月、改元す。西紀六九〇年。
【二】古者、國を建つるに賓有り格有り。二王の後には賓なり、待つに客禮を以てす。格は敬なり、之を待つに敬を加へ、亦賓の如きなり。鄭玄、二王三格を以て、通じて五代と爲す。後人、多く其説を祖とす。唐、本、後周及び隋の後を以て二王の後と爲ししが、今之を改む。

【三】この周は後周を謂ふ。
【四】河東。蒲州。
【五】天地等云云。照を墨と爲し、天を西と爲し、地を奎と爲し、日を固と爲し、月を固と爲し、星を〇と爲し、君を鳳と爲し、臣を思と爲し、人を庚と爲し、載を鳳と爲し、年を垂と爲し、正を壬と爲す。又證を鑿と爲し、聖を聾と爲すの二字有り。
【六】后の名を避くるなり。

を問ふ。方質、牀に據りて、禮を爲さず。或るひと之を諫む。方質曰はく、「死生は命有り。大丈夫、安んぞ能く曲げて近戚に事へ、以て苟くも免るるを求めんや」と。尋ぎて周興等の構ふる所と爲り、甲午、儋州に流され、其の家を籍没せらる。

二月辛酉、太后、貢士を洛城殿に策す。貢士の殿試、此より始まる。丁卯、地官尚書王本立・薨す。

三月丁亥、特進同鳳閣鸞臺三品蘇良嗣・薨す。夏四月丁巳、春官尚書同平章事范履冰、嘗て犯逆の者を擧ぐるに坐し、獄に下されて死す。

醴泉の人侯思止、始め、餅を賣るを以て業と爲す。後、游擊將軍高元禮に事へて僕と爲る。素より詭譎無頼なり。恒州の刺史裴貞、一判司を杖す。判司、思止をして「貞、舒王元名と反を謀る」と告げしむ。秋七月辛巳、元名、坐して廢して和州に徙さる。壬午、其子豫章王竄を殺し、貞も亦族滅せらる。思止を擢でて游擊將軍と爲す。時に密を告ぐる者、往往、五品を得。思止、御史と爲らんことを求む。太后曰はく、「卿、字を識らざる。豈に御史に堪へんや」と。對へて曰はく、「獬豸何ぞ嘗て字を識らんや。但だ能く邪に觸るるのみ」と。太后悦び、即

【七】洛城殿。洛城南門の内に洛城殿あり。
【八】醴泉。漢の池陽谷口の地。後魏、寧夷縣を置く。隋の開皇十八年、改めて醴泉と曰ふ。今の陝西省關中道醴泉縣。
【九】唐、州曹諸司參軍を謂つて判司と爲す。
【一〇】和州。京師の東南二千六百八十三里、東都に至るまで一千八百一十一里。
【一一】獬豸。異物志に、東北荒中に獸有り、獬豸と名づく。一角にして、性忠直、人の鬪ふを見るときは不直の者に觸れ、人の論するを聞くとときは不直の者を咤ふと。

ち以て朝散大夫・侍御史と爲す。它日、太后、先に籍没する所の宅を以て之に賜ふ。思止、受けず、曰はく、「臣、反逆の人を惡む。其宅に居るを願はず」と。太后益々之を賞す。衡水の人王弘義、素より行無し。嘗て鄰舎に從つて瓜を乞ふ。與へず。乃ち縣官に告ぐ、「瓜田の中に白兔有り」と。縣官、人をして搜捕せしめ、瓜田を蹂躙して立ちどころに盡く。又、趙具に遊び、閭里の耆老が邑齋を作すを見、遂に告ぐるに反を謀るを以てし、二百餘人を殺す。擢でて游擊將軍を授く。俄に殿中侍御史に遷る。或るひと「勝州都督王安仁、反を謀る」と告ぐ。弘義に勅して之を按せしむ。安仁、服せず。弘義即ち枷上に於て其首を刎ぬ。又、其子を捕へて適至る。亦其首を刎ね、之を函にして以て歸る。道、汾州を過ぐ。司馬毛公、之と對食す。須臾にして、毛公を叱して階を下らしめ、之を斬り、槍をもて其首を掲げて洛に入る。見る者、震栗せざるは無し。時に制獄を麗景門内に置く。是の獄に入る者、死するに非ざれば出でず。弘義、戲に呼びて例竟門と曰ふ。朝士人人自ら危み、相見るも敢て言を交ふるもの莫く、道路、目を以てす。或は入朝するに因り、密に掩捕に遭ふ。朝する毎に輒ち家人と訣れて曰はく、「未だ復た相見るや否やを知らず」と。時に法官競うて深酷を爲す。唯だ〔二四〕司刑丞徐有功・杜景儉、獨り平恕を存す。告げらるる

〔二二〕麗景門。洛陽の皇城の西面の二門、南なるを麗景と曰ひ、北なるを宣耀と曰ふ。

〔二三〕例竟門。竟は盡なり。此門に入る者は例として其命を盡すを言ふ。

〔二四〕司刑丞。即ち大理丞。

〔二五〕徐文遠は一百八十五卷高祖武德元年に見ゆ。

〔二六〕唐の制、法曹司法參軍、鞠獄廳法を掌り、盜賊を督し、贓賄没入を知る。

〔二七〕直。冤枉を伸ぶる也。

者皆曰はく、「來侯に遇はば必ず死し、徐杜に遇はば必ず生きん」と。有功は〔二五〕文遠の孫なり。名は弘敏、字を以て行はる。初め蒲州の〔二六〕司法と爲り、寛を以て治を爲し、敲朴を施さず。吏相約し、徐司法の杖を犯す者有れば、衆共に之を斥く。官滿つるに迫るまで、一人を杖せず。職事も亦修まる。司刑丞に累遷す。酷吏の誣構する所の者、有功皆爲めに之を直す。前後活かす所、數十百家。嘗て獄事を廷争す。太后、色を厲まして之を詰る。左右爲めに戰栗す。有功、神色撓まず、之を争ふこと彌切なり。太后、殺を好むと雖も、有功の正直なるを知り、甚だ之を敬憚す。景儉は〔二七〕武邑の人なり。司刑丞滎陽の李日知も亦平恕を尙ふ。少卿胡元禮、一囚を殺さんと欲す。日知、以て不可と爲す。往復すること數四。元禮怒りて曰はく、「元禮、刑曹を離れずんば、此囚終に生理無からん」と。日知曰はく、「日知、刑曹を離れずんば、此の囚終に死法無からん」と。竟に兩狀を以て列上す。日知果して直なり。東魏國寺の僧法明等、大雲經四卷を撰し、之を表上し、言はく「太后は乃ち彌勒佛の〔二八〕下生なり。當に唐に代りて〔二九〕閻浮提の主と爲るべし」と。制して天下に頒つ。武承嗣、周興をして〔三〇〕「隋州の刺史澤王上金・舒州の刺史許王素節、反を謀る」と羅告せしむ。

〔二五〕武邑。漢の縣、信都郡に屬す。後漢、晉、安平郡に屬す。

〔二六〕蒲州。春秋の隨子の國。後魏、武邑郡に屬し、隋、唐、冀州に屬す。

〔二七〕下生。人間世界に生れたる也。

〔二八〕釋氏、人世を以て閻浮提と爲す。

〔二九〕隋州。春秋の隨子の國。今の湖北省江漢道隨縣。京師の東南一千三百八十八里、東都に至るまで一千八里。

〔三〇〕舒州。京都の東南二千六百二十六里。東都に至る二千八百九十三里。

徵して行在に詣らしむ。素節、舒州を發し、喪に遭うて哭する者を聞き、歎じて曰はく、「病死すること何ぞ得可けんや。乃ち更に哭するか」と。丁亥、龍門に至る。之を縊殺す。上金・自殺す。悉く其の諸子及び支黨を誅す。

太后、太平公主を以て其伯父士讓の孫攸暨に妻せんと欲す。攸暨、時に右衛中郎將と爲る。太后、潛に人をして其妻を殺さしめて之に妻す。公主、方額廣頤にして權略多し。太后以爲へらく己に類すと。寵愛特に厚く、常に與に密に天下の事を議す。舊制に、食邑、諸王は千戸に過ぎず、公主は三百五十戸に過ぎず。太平の食邑は、獨り累加して三千戸に至る。

八月甲寅、太子少保納言裴居道を殺す。癸亥、尚書左丞張行廉を殺す。辛未、南安王穎等宗室十二人を殺し、又、故の太子賢の二子を鞭殺す。唐の宗室、是に於て殆ど盡く。其の幼弱の存する者、亦、嶺南に流し、又、其親黨數百家を誅す。惟だ千金長公主のみ、巧媚を以て全きを得、自ら請うて太后の女と爲り、仍ほ姓を武氏と改む。太后、之を愛し、更めて延安大長公主と號す。

九月丙子、侍御史、汲の人傅遊藝、關中の百姓九百餘人を帥る、闕に詣りて上表す、「請ふ國號を改めて周と曰ひ、皇帝に姓武氏を賜はらん」と。太后、許さず。遊藝を擢でて給事中と爲す。是に

〔三〕 龍門山は今の河南省河洛道洛陽縣の南に在り。
〔四〕 太平公主。垂拱四年、薛紹を誅し、太平公主・寡居す。
〔五〕 汲縣は、漢、河内郡に屬す。晉以來、汲郡を帶ぶ。東魏、義州を置く。隋廢して汲縣と爲す。今の河南省河北道汲縣。

於て、百官及び帝室の宗戚、遠近の百姓、四夷の酋長、沙門・道士、合せて六萬餘人、俱に上表す、「遊藝の請ふ所の如くせん」と。皇帝も亦上表し、自ら、姓武氏を賜はらんと請ふ。戊寅、羣臣・上言す、「鳳皇有り、明堂より、飛びて上陽宮に入り、還りて左臺の梧桐の上に集まり、之を久しくして東南に飛び去る。及び赤雀數萬、朝堂に集まる」と。庚辰、太后、皇帝及び羣臣の請を可とし、壬午、則天樓に御し、天下に赦し、唐を以て周と爲し、改元す。乙酉、尊號を上りて聖神皇帝と曰ふ。皇帝を以て皇嗣と爲し、姓武氏を賜ひ、皇太子を以て皇孫と爲す。丙戌、武氏の七廟を神都に立つ。周の文王を追尊して始祖文皇帝と曰ひ、妣姒氏を文定皇后と曰ひ、平王の少子武を睿祖康皇帝と曰ひ、妣姜氏を康睿皇后と曰ひ、太原の靖王を嚴祖成皇帝と曰ひ、妣を成莊皇后と曰ひ、趙の肅恭王を肅祖章敬皇帝と曰ひ、魏の義康王を烈祖昭安皇帝と曰ひ、周の安成王を顯祖文穆皇帝と曰ひ、忠孝太皇を太祖孝明高皇帝と曰ふ。妣は皆考の諡の如く、皇后と稱す。武承嗣を立てて魏王と爲し、三思を梁王と爲し、攸寧を建昌王と爲し、士彥の兄の孫攸歸・重規・載德・攸暨・懿宗・嗣宗・攸宜・攸望・攸緒・攸止を、皆郡王と爲し、諸姑姉を皆長公主と爲す。又、司賓卿、溧陽の史務滋を以て納言と爲し、鳳閣侍郎宗秦客・檢校內史給事中傅遊藝を、鸞臺侍郎平章事と爲し、遊藝と、岑長倩・右玉鈴衛大將軍張

〔一〕 左臺。左肅政臺なり。
〔二〕 則天樓。則天門の樓なり。
〔三〕 天授と改元す。
〔四〕 光宅に、鴻臚を改めて司賓と爲す。
〔五〕 溧陽縣、漢、丹陽郡に屬す。隋、丹陽郡を廢し、溧陽縣を以て宜州に屬す。今の江蘇省金陵道溧陽縣。

虔曷・左金吾大將軍丘神勣・侍御史來子珣等と、竝に姓を武と賜ふ。秦客潛に太后に革命を勸む。故に首として内史と爲す。遊藝、〔三〕昔年中、青綠朱紫を歴衣す。時人、之を四時の仕官と謂ふ。勅して州を改めて郡と爲す。或るひと太后に謂つて曰はく、『陛下始めて革命し、而して州を廢するは不祥なり』と。太后、遽に追うて之を止む。史務滋等十人に命じ、諸道を巡撫せしむ。太后、兄の孫延基等六人を立てて郡王と爲す。

冬十月甲子、檢校内史宗秦客、賊に坐して〔三〕遵化の尉に貶せらる。弟楚客、亦、奸賊を以て嶺外に流さる。

丁卯、流人韋方質を殺す。

辛未、内史邢文偉、宗秦客に附會するに坐し、〔三〕珍州の刺史に貶せらる。之を頃くして〔三〕制使の州に至る有り、文偉以爲へらく己を誅するなりと。遽に自ら縊死す。

壬申、兩京の諸州に勅し、各、大雲寺一區を置き、大雲經を藏せしめ、僧をして高坐に升りて講解せしむ。其の疏を撰する僧雲宣等九人、皆、爵縣公を賜ひ、仍ほ紫袈裟・銀龜袋を賜ふ。

〔三〕 一年の間に、九品より、三品に歷至す。
〔三〕 州を廢するは不祥。州と周と同音なるを以てなり。
〔三〕 遵化縣は欽州に屬す。隋の開皇二十年置く。今の廣東省欽廉道靈山縣の西南十里。
〔三〕 珍州。漢の夜郎郡の地。貞觀十六年、山洞を開き、舊播州城を以て、珍州及び夜郎縣を置く。縣界に隆珍山有るを以て因つて名づく。京師に至るまで四千一百里、東都は三千七百里、今の貴州省黔中道桐梓縣の東。
〔三〕 制使。制を奉じて出で使するを以て、之を制使と謂ふ。猶ほ詔使と言ふがごとし。

制して、天下の武氏は、威、課役を蠲く。

西突厥の十姓、垂拱より以來、〔三〕東突厥の侵掠する所と爲り、散亡して略ぼ盡く。濛池都護繼往絶可汗解瑟羅、其餘衆六七萬人を收め、入りて内地に居り、左衛大將軍に拜し、改めて竭忠事主可汗と號す。

道州の刺史李行褒兄弟、酷吏の陷るる所と爲り、族に當る。秋官郎中徐有功、固く争へども得る能はず。秋官侍郎周興・奏す、『有功、故らに反囚を出す。斬に當る』と。太后、許さずと雖も、亦、有功の官を免ず。然れども太后雅より有功を重んず。之を久しくして復た起して侍御史と爲す。有功、地に伏して流涕し、固辭して曰はく、『臣聞く、

鹿は山林に走り、而して命、庖厨に懸ると。勢、之をして然らしむるなり。陛下、臣を以て法官と爲さば、臣、敢て陛下の法を枉げじ。必ず是の官に死せん』と。太后、固く之を授く。遠近の聞く者相賀す。

是の歳、右衛大將軍泉獻誠を以て左衛大將軍と爲す。太后、金寶を出し、命じて南北牙の善く射る者五人を選びて之を賭せしむ。獻誠、第一なり。以て右玉鈐衛大將軍薛咄摩に譲る。咄摩復た獻誠に譲る。獻誠乃ち奏して言ふ、『陛下、善く射る者を選ばしむるに、今多く漢の官に非ず。竊に恐る、四夷、漢を輕んせんことを。請ふ此の射を停めん』と。太后、善しとして之に従ふ。

〔三〕 東突厥。骨篤祿等を謂ふ。
〔三〕 泉獻誠は高麗の泉男生の子。薛咄摩は薛延陀の種、故に然云ふ。

二年、正月癸酉朔、太后、始めて尊號を萬象神宮に受く。旗幟は赤きを尙ぶ。甲戌、改めて社稷を神都に置く。辛巳、武氏の神主を太廟に納れ、唐の太廟の・長安に在る者、更め命けて享德廟と曰ふ。四時、唯だ高祖已下を享し、餘の四室は、皆、閉ちて享せず。又、長安の崇先廟を改めて崇尊廟と爲す。乙酉、日南至す。大に明堂に享し、昊天上帝を祀る。百神・從祀し、武氏の祖宗・配饗し、唐の三帝亦同じく配す。

御史中丞知大夫事李嗣眞、酷吏の縱横するを以て、上疏して以爲はく、「今、事を告ぐること紛紜として、虚多く實少し。恐らくは凶慝陰謀有り、陛下の君臣を離間せん。古者、獄成れば、公卿・參聽し、王必ず三たび宥し、然る後刑を行ふ。比日獄官、單車にて使を奉じ、推鞠既に定まれば、法家依りて斷じ、重推せしめず、或は時に臨みて專決し、復た聞奏せず。此の如きは則ち權、臣下に由り、審慎の法に非ず。儻し冤濫有りととも、何に由りてか知る可けん。況んや九品の官を以て、命を専らにして推覆し、殺生の柄を操り、人主の威を竊み、案覆既に秋官に在らず、省審復た門下に由らず、國の利器、輕しく以て人に假すをや。」

- 【一】 胡三省曰はく、漢の哀帝、自ら陳聖劉太平皇帝と稱す、尊號は蓋し此に仿まる。太后、女主を以てして尊號を受く、尤も古に非すと爲す。是後、玄宗、先天三年より、天寶十三歳に至るまで、五十年間に六たび徽號を受く。人主遂に視て故帝と爲すと。
- 【二】 四室。宣帝・元帝・光帝・景帝なり。
- 【三】 垂拱四年、崇先廟を立つ。
- 【四】 禮記王制に、獄辭を成せば、史、獄成るを以て正に告ぐ。正、之を聽き、正、獄成るを以て大司寇に告ぐ。大司寇、之を棘木の下に聽く。大司寇、獄の成るを以て王に告ぐ。王、三公に命じて之を參聽せしむ。三公、獄の成るを以て王に告ぐ。王三たび宥し、然る後、刑を制すと。
- 【五】 重推。重ねて取調ぶる也。

恐らくは社稷の禍を爲さん」と。太后、聽かず。

饒陽の尉姚貞亮等數百人、表して請ふ、「尊號を上りて上聖大神皇帝と曰はん」と。許さず。侍御史來子珣、「尚衣奉御劉行感兄弟、反を謀る」と誣ふ。皆、坐して誅せらる。

春一月、地官尚書武思文及び朝集使二千八百人、表して中嶽を封せんと請ふ。

己亥、唐の興寧・永康・隱陵の署官を廢し、唯だ守戸を量置す。左金吾大將軍丘神勣、罪を以て誅せらる。

納言史務滋、來俊臣と、同じく劉行感の獄を鞠す、俊臣・奏す、「務滋は行感と親密なり。意に其の反狀を寢めんと欲す」と。太后、俊臣に命じて并せて之を推せしむ。務滋・恐懼して自殺す。

或るひと「文昌右丞周興、丘神勣と謀を通す」と告ぐ。太后、來俊臣に命じて之を鞠せしむ。俊臣、興と、方に事を推して對食し、興に謂つて曰はく、「囚、多く承せず、當に何の法をか爲すべき」と。興曰はく、「此れ甚だ易きのみ。大甕を取り、炭を以て四周より之を炙り、囚をして中に入らしめば、何事か承せざらん」と。俊臣乃ち大甕を索め、火圍むこと興の法の如くし、囚つて起ちて興に謂つて曰はく、

- 【六】 中嶽。嵩山なり。
- 【七】 元帝の陵を興寧と曰ひ、景帝の陵を永康と曰ふ。興寧陵は咸陽に在り、永康陵は三原の北十八里に在り。唐の諸陵には、署令一人、從五品上、府二人、史四人、主衣四人、主輦四人、主藥四人、典事三人、掌固二人有り。又、陵令一人有り、山陵を掌り、陵戸を率ゐて之を守衛す。丞、之が貳たり。
- 【八】 承せず。其罪に服せざるなり。

〔四〕内狀有り、兄を推せしむ。請ふ兄、此の甕に入れ」と。興・惶恐し、叩頭して罪に伏す。法、死に當る。太后、之を原す。二月、興を嶺南に流す。道に在りて、仇家の殺す所と爲る。興、索元禮・來俊臣と、競うて暴刻を爲す。興・元禮の殺す所各數千人。俊臣の破る所千餘家。元禮、殘酷なること尤も甚だし。太后、亦之を殺し、以て人望を慰む。

左衛大將軍千乘王武攸暨を徙して定王と爲す。

故の太子賢の子光順を立てて義豐王と爲す。

甲子、太后、始祖の墓を命けて德陵と曰ひ、睿祖の墓を喬陵と曰ひ、嚴

祖の墓を節陵と曰ひ、肅祖の墓を簡陵と曰ひ、烈祖の墓を靖陵と曰ひ、顯

祖の墓を永陵と曰ひ、章德陵を改めて昊陵と爲し、顯義陵を順陵と爲す。

〔一〇〕李君羨の官爵を追復す。

夏四月壬寅朔、日、之を食する有り。

癸卯、制して、〔三〕釋教が革命を開くの階なるを以て、道教の上に升す。

建安王攸宜に命じて長安を留守せしむ。

丙辰、大鍾を鑄、北闕に置く。

五月、岑長倩を以て武威道行軍大總管と爲し、吐蕃を撃たしむ。中道より召し還す。軍、竟に出でず。

六月、左肅政大夫格輔元を以て地官尙書と爲し、鸞臺侍郎樂思晦・鳳閣侍郎任知古と、竝に同平章事とす。思晦は、彦暉の子なり。

秋七月、關内の戸數十萬を徙し、以て洛陽に實す。

八月戊申、納言武攸寧、罷めて左羽林大將軍と爲り、夏官尙書歐陽通、

司禮卿と爲り、判納言事を兼ね。

庚申、玉鈴衛大將軍張虔勗を殺す。來俊臣、虔勗の獄を鞠す。虔勗

自ら徐有功に訟ふ、俊臣怒り、衛士に命じ、刀を以て亂斫して之を殺さし

め、首を市に梟す。

〔四〕義豐王光順・嗣雍王守禮・永安王守義・長信縣主等、皆、姓武氏を賜

はる。睿宗の諸子と、皆、宮中に幽閉せられ、門庭を出でざる者十餘年。

守禮・守義は、光順の弟なり。

或るひと『地官尙書武思文、初め徐敬業と謀を通ず』と告ぐ。甲子、

思文を嶺南に流し、〔五〕姓を徐氏に復す。

九月乙亥、岐州の刺史雲弘嗣を殺す。來俊臣、之を鞠し、〔六〕一欵を問はず、先づ其の首を斷ち、

乃ち僞りて〔七〕案を立てて之を奏す。其の張虔勗を殺せるも亦然り。勅旨皆依り、海内、口を鉗む。

〔九〕内狀。内旨なり。
〔三〕李君羨が誅せらるること
一九九卷太宗貞觀二十二
年に見ゆ。
〔二〕大雲經を謂ふ也。

〔二〕樂彦暉は二百卷高宗の顯
慶元年に見ゆ。
〔三〕光宅に、太常を改めて司
禮と爲す。
〔四〕唐の制、嗣王・郡王は從
一品。光順兄弟は、皆、章懷
太子賢の子。
〔五〕思文が姓を改むること前
卷光宅元年に見ゆ。
〔六〕欵。獄辭の、囚の口より
出づる者を、欵と爲す。欵は
誠なり。吐く所の者誠實なる
を言ふ。
〔七〕案。考なり、據なり。獄
辭の成る者を案と曰ふ。考據
す可きを言ふ。凡そ官文書の
考據す可き者、皆、案と曰ふ。

鸞臺侍郎同平章事傅遊藝、湛露殿に登ると夢み、以て所親に語る。所親、之を告ぐ。壬辰、獄に下されて自殺す。

癸巳、左羽林衛大將軍建昌王武攸寧を以て納言と爲し、洛州の司馬狄仁傑を地官侍郎と爲し、冬官侍郎裴行本と、竝に同平章事とす。太后、仁傑に謂つて曰はく、『卿、汝南に在り、甚だ善政有り。卿、卿を譖する者の名を知らんと欲するか』と。仁傑・謝して曰はく、『陛下、臣を以て過てりと爲さば、臣請ふ之を改めん。臣が過無きを知らば、臣の幸なり。譖する者の名を知るを願はず』と。太后深く之を歎美す。

是より先、鳳閣舍人脩武の張嘉福、洛陽の人王慶之等數百人をして

〔二〇〕 垂拱四年、豫州に刺たる時を謂ふ。
〔二一〕 脩武、漢の山陽縣の地、唐、懷州に屬す。今の河南省河北道修武縣東南。

上表し、武承嗣を立てて皇太子と爲さんと請はしむ。文昌右相同鳳閣鸞臺三品岑長倩以へらく、皇嗣、東宮に在り、宜しく此議有るべからずと。『請ふ、切に上書者を責め、告示して・散せしめん』と奏す。太后、又、地官尚書同平章事格輔元に問ふ。輔元、固く不可と稱す。是に由りて、大に諸武の意に忤ふ。故に長倩を斥け、西して吐蕃を征せしむ。未だ至らざるに、徴し還して制獄に下す。承嗣、又、輔元を譖す。來俊臣、又、長倩の子靈原を脅して、司禮卿兼判納言事歐陽通等數十人を引かしめ、皆『同じく反す』と云はしむ。通、俊臣の訊する所と爲り、五毒備に至れども、終に異詞無し。俊臣乃ち詐りて通の欺を爲る。冬十月己酉、長倩・輔元・通等、皆、



誅に坐す。王慶之、太后に見ゆ。太后曰はく、『皇嗣は我が子なり。奈何ぞ之を廢せん』と。慶之對へて曰はく、『神は非類を敬けず、民は非族を祀らず。今誰か天下を有ち、而して李氏を以て嗣と爲すや』と。太后、諭して之を遣る。慶之、地に伏し、死を以て泣き請うて・去らず。太后乃ち印紙を以て之に遺りて曰はく、『我を見んと欲せば、此を以て門者に示せ』と。是より、慶之、屢々見えんことを求む。太后頗る之を怒る。鳳閣侍郎李昭徳に命じて、慶之に杖を賜はしむ。昭徳、光政門外に引き出し、以て朝士に示して曰はく、『此賊、我が皇嗣を廢して武承嗣を立てんと欲す』と。命じて之を撲たしむ。耳目皆血出づ。然る後之を杖殺す。其黨乃ち散す。昭徳因つて太后に言つて曰はく、『天皇は陛下の夫、皇嗣は陛下の子なり。陛下、身、天下を有つ。當に之を子孫に傳へ、萬代の業と爲すべし。豈に姪を以て嗣と爲すを得んや。古より、未だ姪、天子と爲り、而して姑の爲めに廟を立てし者を聞かざるなり。且つ陛下、天皇の顧託を受く。若し天下を以て承嗣に與へば、則ち天皇、血食せざらん』と。太后も亦以て然りと爲す。昭徳は乾祐の子なり。壬辰、鸞臺侍郎同平章事樂思晦・右衛將軍李安靜を殺す。安靜は綱の孫なり。太后將に革命せんとす。王公百官、皆上表して勸進す。安靜獨り色を正しくして之を拒む。制獄に下るに及び、來俊臣、

〔二〇〕 左傳に見ゆ、晉の大夫狐突の言。
〔二一〕 光政門、洛陽宮城の南面の三門、中なるを應天と曰ひ、左なるを興教と曰ひ、右なるを光政と曰ふ。
〔二二〕 李乾祐は即ち貞觀の初め裴仁軌を救ひし者なり。
〔二三〕 李綱は剛直を以て節を隋唐の間に著はす。安靜、厥祖を忝むる無しと謂ふ可し。

其反狀を詰る。安靜曰はく、「我が唐家の老臣なるを以て、須く殺すべくんば即ち殺せ。若し反を謀るを問はば、實に對ふ可き無し」と。俊臣、竟に之を殺す。

太學生王循之、上表して、〔三〕假を乞ひ郷に還らんとす。太后、之を許す。

狄仁傑曰はく、「臣聞く、人に君たる者は、唯だ殺生の柄のみ人に假さず、自餘は皆之を有司に歸すと。故に左右丞の徒以下は句せず、左右相の流以上は乃ち判す。其の漸く貴きが爲めの故なり。彼の學生、假を求むるは、〔三〕丞簿の事のみ。若し天子、之が爲めに勅を發せば、則ち天下の事、幾に勅して、盡す可けんや。必ず、其願に違はざらんことを欲せば、請ふ普く爲めに制を立てんのみ」と。太后、之を善しとす。

〔四〕太學生。唐の國子學生三百人、太學生五百人。
〔三〕假。休假なり。
〔三〕唐の國子監丞は、從六品下、監事を判するを掌る。主簿は從七品下。

卷の第二百五

唐紀二十一

則天順聖皇后中の上

長壽元年、正月、戊辰朔、太后、萬象神宮に享す。

臘月、故の于闐王尉遲伏闐雄の子瑕を立てて于闐王と爲す。春一月丁卯、太后、存撫使が擧ぐる所の人を引見し、賢愚を問ふ無く、悉く擢用を加へ、高き者は鳳閣舍人・給事中に試み、次は員外郎・侍御史・補闕・拾遺、校書郎に試みる。

試官此より始まる。時人之が語を爲して曰はく、「補闕は車を連ねて載せ、拾遺は斗を平かにし

〔一〕長壽元年。是年四月、如意と改元し、九月、長壽と改元す。四月より以前は、猶ほ是れ天授三年なり。西紀六九二年。

卷天授元年に見ゆ。
〔三〕唐の校書郎は正九品上。
〔四〕權。齊魯、四齒の杷を謂つて權と爲す。くまで。
〔五〕糊。麪粘なり。
〔六〕昧。物、目の中に入るなり。

て量る。權は推す侍御史、盪は脱す校書郎」と。舉人沈全交といふもの有り、之を續ぎて曰はく、「糊心の存撫使、〔六〕昧目の聖神皇」と。御史紀先知の禽にする所と爲り、其の朝政を誹謗せるを効し、

之を朝堂に杖ちて然る後法に付せんと請ふ。太后笑つて曰はく、「但だ卿が輩をして濫ならざるしめば、何ぞ人の言を恤へん。宜しく其罪を釋すべし」と。先知大に慙づ。太后、濫するに祿位を以てし。天下の人心を收むと雖も、然れども職に稱はざる者は、尋ぎて亦之を黜け、或は刑誅を加へ、刑賞の柄を挾み、以て天下を駕御し、政、己より出で、明察にして善く斷ず。故に當時の英賢、亦競うて之が用を爲す。寧陵の丞、廬江の郭霸、諂諛を以て太后を干し、監察御史に拜せらる。中丞魏元忠病む。霸往きて之を問ふ。因つて其糞を嘗め、喜びて曰はく、「大夫、糞甘ければ則ち憂ふ可し。今苦し、傷む無きなり」と。元忠、大に之を惡み、人に遇へば輒ち之を告ぐ。

戊辰、夏官尚書楊執柔を以て同平章事とす。執柔は恭仁の弟の孫なり。太后、外族なるを以て之を用ふ。初め隋の煬帝、(一〇)東都を作り、外城無く、僅に短垣有るのみ。是に至りて、鳳閣侍郎李昭徳、始めて之を築く。

左臺中丞來俊臣、「同平章事任知古・狄仁傑・裴行本・司禮卿崔宣禮・前の文昌左丞盧獻・御史中丞魏元忠・潞州の刺史李嗣眞、反を謀る」と羅告す。是より先、來俊臣・奏す、「請ふ、敕を降し、一問して即ち反を承する者は、死を減するを得ん」と。知古等が獄に下るに及び、俊臣、此を以て之を誘ふ。

【七】寧陵縣は宋州に屬す。今の河南省開封道寧陵縣の南。
 【八】廬江。漢の龍舒縣の地、廬江郡に屬す。梁、湖州を置く。隋、州を廢して廬江縣と爲し、廬州に屬す。今の安徽省安慶道廬江縣。
 【九】中丞なるに呼びて大夫と爲すは、過ぎて之を呼ぶ也。
 【一〇】東都を作る。一百八十卷大業元年に見ゆ。

仁傑對へて曰はく、「大周・革命し、萬物惟れ新なり。唐室の舊臣、甘んじて誅戮に従ふ。反は是れ實なり」と。俊臣乃ち少しく之を寬くす。(二)判官王德壽、仁傑に謂つて曰はく、「尙書定めて死を減せん。德壽業に驅策を受く。少階級を求めんと欲す。尙書が楊執柔を引くを煩はさん。可ならんか」と。仁傑曰はく、「皇天后土、狄仁傑をして此の如きの事を爲さしむ」と。頭を以て柱に觸れ、血流れて面に被る。德壽懼れて之を謝す。侯思止、魏元忠を鞠す。元忠、辭氣、屈せず。思止怒り、命じて之を倒曳せしむ。元忠曰はく、「我薄命なり。譬へば驢より墜ち、足、鏡に挂りて、曳く所と爲るが如くなるのみ」と。思止愈々怒り、更に之を曳く。元忠曰はく、「侯思止、汝若し魏元忠の頭を須ひば、則ち截り取れ。何ぞ必ずしも反を承せしめんや」と。狄仁傑既に反を承す。有司、報を待ちて刑を行はんとし、復た嚴備せず。仁傑、衾帛を裂き、冤状を書し、綿衣中に置き、王德壽に謂つて曰はく、「天時方に熱し。請ふ家人に授けて、其綿を去らんと」と。德壽、之を許す。仁傑の子光遠、書を得、之を持して變を告げ、召見するを得たり。則天、之を覽、以て俊臣に問ふ。對へて曰はく、「仁傑等獄に下り、臣未だ嘗て其の巾帯を褫はず、寢處甚だ安し。苟くも事實無くんば、安んぞ肯て反を承せん」と。太后、通事舍人周繼をして往きて之を視しむ。俊臣暫く仁傑等に巾帯を假し、西に羅立せしめ、繼をして之を視しむ。繼、敢て視ず、惟だ東顧して唯諾するのみ。俊臣、又、詐りて仁傑等が死を謝する表を爲り、繼をして之を奏せしむ。

【二】判官。俊臣の屬官なり。

樂思晦の男、未だ十歳ならず、司農に没入す。變を上り、召見するを得たり。太后、狀を問ふ。對へて曰はく、「臣の父已に死し、臣の家已に破れたり。但だ惜む、陛下の法、俊臣等の弄する所と爲るを。陛下、臣の言を信せずんば、乞ふ、朝臣の忠清にして、陛下の素より信任する所の者を擇び、反狀を爲り、以て俊臣に付せよ。反を承せざるは無からん」と。太后、意稍寤り、仁傑等を召見し、問うて曰はく、「卿が反を承するは何ぞや」と。對へて曰はく、「承せずんば則ち已に拷掠に死したらん」と。太后曰はく、「何爲れぞ死を謝する表を作れる」と。對へて曰はく、「之れ無し」と。表を出して之に示す。乃ち其の詐なるを知る。是に於て此七族を出す。庚午、知古を江夏の令に、仁傑を彭澤の令に、宣禮を夷陵の令に、元忠を涪陵の令に、獻を西郷の令に貶し、行本・嗣眞を嶺南に流す。俊臣、武承嗣等と、固く之を誅せんと請ふ。太后、許さず。俊臣乃ち獨り稱す、「行本は罪尤も重し。請ふ之を誅せん」と。秋官郎中徐有功、之を駁して以爲はく、「明主、更生の恩有るに、俊臣、將順する能はず。恩信を虧損す」と。殿中侍御史、貴郷の霍獻可は、宣禮の甥なり。太后に言つて曰はく、「陛下、崔宣禮を殺さずんば、臣請ふ命を前に隕さん」と。頭を以て殿階に觸れ、血流れて地を濡

〔三〕 樂思晦が死すること前卷二年に見ゆ。

〔四〕 彭澤縣は、江州に屬す。今の江西省潯陽道彭澤縣。

〔五〕 涪陵縣は、涪州の治所。今の四川省東川道涪陵縣。

〔六〕 西郷縣は即ち漢の成固縣の地。蜀、西郷縣を置く。後魏、洋州の治所。今の陝西省漢中道西郷縣の南。

〔七〕 後魏、館陶の西界を分ちて貴郷縣を趙城に置く。今の直隸省大名道元城縣の東。

ほし、以て人臣たる者の其の親に私せざるを示す。太后、皆、聽かず。獻可常に綠帛を以て其傷を裏み、微しく之を幞頭下に露し、太后が之を見て以て忠と爲さんことを冀ふ。甲戌、補闕薛謙光、上疏して以爲はく、「選舉の法は、宜しく實才を得べし。取捨の間は、風化の繫る所なり。今の選人、咸、舉を覓むと稱し、奔競して相尙び、誼訴して、慙づる無し。才の應に邦を經すべきに至りては、惟だ策を試みしめ、武の能く敵を制するは、止だ弧を彎くを驗す。昔、漢の武帝、司馬相如の賦を見、時を同じくせざるを恨み、之を朝廷に置くに及びては、文園の令に終れり。其の公卿の任に堪へざるを知るが故なり。吳起將に戰はんとするとき、左右、劍を進む。起曰はく、「將は鼓を提げ桴を揮ひ、敵に臨み、疑を決す。一劍の任は、將の事に非ざるなり」と。然らば則ち盧文は豈に以て時を佐くるに足らんや。善射は豈に以て敵に克つに足らんや。要は、文吏は其の行能を察し、武吏は其の勇略を觀、官に居るの臧否を考へ、舉者の賞罰を行ふに在るのみ」と。來俊臣、金を左衛大將軍泉獻誠に求め、得ず、誣ふるに反を謀るを以てし、獄に下す。乙亥、之を縊殺す。

〔八〕 漢の司馬相如、子虛の賦を爲り、武帝讀みて之を善しとし、朕獨り此人と時を同じくせざるを恨むと。楊得意曰はく、臣の邑人司馬相如、自ら言ふ此賦を作れりと。上召して以て郎と爲す。後、孝文園の令と爲り、病みて免じて卒す。

庚辰、司刑卿檢校陝州刺史李游道、冬官尙書・同平章事と爲る。二月己亥、吐蕃の党項部落萬餘

人、内附す。分ちて十州を置く。

戊午、(一)秋官尙書袁智弘を以て同平章事とす。

夏四月丙申、天下に赦し、(二)如意と改元す。

五月丙寅、天下の屠殺し及び魚蝦を捕ふるを禁ず。江淮・旱飢す。民、魚蝦を采るを得ず、餓死する者甚だ衆し。右拾遺張德、男を生みて三日、私に羊を殺し、同僚を會す。補闕杜肅、一餞を懷き、上表して之を告ぐ。明日、太后、仗に對して德に謂つて曰はく、「聞く卿、男を生み、甚だ喜ぶと。」德・拜謝す。太后曰はく、「何より肉を得たる」と。德、叩頭して罪に服す。太后曰はく、「朕、屠宰を禁ずれども、吉凶は預らず。然れども卿、今より客を召くには、亦須く人を擇ぶべし」と。

肅の表を出して之に示す。肅大に慙づ。舉朝、其面に唾せんと欲す。

吐蕃の酋長曷蘇、部落を帥る、内附せんを請ふ。右玉鈴衛將軍張玄遇を以て安撫使と爲し、精卒二萬を將ゐて之を迎へしむ。六月、軍、大渡水の西に至る。曷蘇、事洩れ、國人の禽にする所と爲る。別部の酋長咎捶、羌蠻八千餘人を帥ゐて内附す。玄遇、其部落を以て 萊川州を置きて還る。

其眸子を觀るに、直ならざれば則ち眊然たり。

(一) 三覆の奏を著はす。竊に見るに、比救有り、反者を推按するに、使者をして實を得しめ、即ち斬決を行ふ。人命は至つて重く、死すれば再び生さず。萬一、枉を懷き、聲を呑み族を赤するは、豈に痛ましからずや。此れ姦逆を肅にして典刑を明かにするに足らず、適威福を長じて疑懼を生ずる所以なり。臣望むらくは此處分を絶ち、法に依りて覆奏せんことを。又、法官の任は、宜しく簡擇を加ふべし。法を用ふること寛平にして、百姓の稱する所と爲る者有らば、願はくは親しみて之に任せよ。事を處すること深酷にして、人望に允はざる者有らば、願はくは疎んじて之を退けよ」と。堅は (二) 齊聘の子なり。

(三) 夏官侍郎李昭德、密に太后に言つて曰はく、「魏王承嗣、權太だ重し」と。太后曰はく、「吾が姪なり。故に委ぬるに腹心を以てす」と。昭德曰はく、「姪の・姑に於けるは、其の親しきこと、子の・父に於けるに何如。子すら猶ほ・其父を篡弑する者有り、況んや姪をや。今、承嗣は、既に陛下の姪にして、親王と爲り、又宰相と爲り、權、人主に侔し。臣恐る、陛下、久しく天位に安んずるを得ざらんことを」と。太后・矍然として曰はく、「朕未だ之を思はざりき」と。秋八月戊寅、文昌左相同鳳閣鸞臺三品武承嗣を以て特進と爲し、納言武攸寧を (三) 冬官尙書と爲し、夏官尙書同平章事楊執柔を

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

唐則天順聖皇后長壽元年

(三六) 地官尚書と爲し、竝に政事を罷め、(三七) 秋官侍郎新鄭の崔元綜を以て鸞臺侍郎と爲し、夏官侍郎李昭德を、(三八) 鳳閣侍郎と爲し、(三九) 檢校天官侍郎姚璿を文昌左丞と爲し、檢校地官侍郎李元素を文昌右丞と爲し、(四〇) 司賓卿崔神基と、竝に同平章事と爲す。璿は 思廉の孫、元素は 敬玄の弟なり。辛巳、營繕大匠王璿を以て夏官尚書・同平章事と爲す。承嗣も亦昭德を太后に毀る。太后曰はく、「吾、昭德に任じ、始めて安眠するを得たり。此れ吾が勞に代る。汝、言ふ勿れ」と。是時、酷吏・恣横にして、百官、之を畏れ足を側つ。昭德獨り其奸を廷奏す。太后、祥瑞を好む。白石の赤文なるを獻する者有り。執政、其異を詰る。對へて曰はく、「其赤心なるを以てなり」と。昭德怒りて曰はく、「此石は赤心にして、它石は盡く反するか」と。左右皆笑ふ。襄州の人胡慶、丹漆を以て龜腹に書して曰はく、「天子萬萬年」と。闕に詣りて之を獻す。昭德、刀を以て刮り盡く。奏して法に付せんと請ふ。太后曰はく、「此心亦惡しき無し」と。命じて之を釋さしむ。太后、猫を習らし、鸚鵡と共に處らしめ、出して百官に示す。傳觀すること未だ遍からざるに、猫飢る、鸚鵡を搏して之を食ふ。太后甚だ慙づ。

太后、垂拱より以來、酷吏を任用し、先づ唐の宗室・貴戚數百人を誅し、次に大臣數百家に及び、其

- 【二六】 地官。戸部なり。
- 【二七】 秋官。刑部なり。
- 【二八】 鳳閣。中書なり。
- 【二九】 天官。吏部なり。尚書を改めて文昌と爲す。
- 【三〇】 司賓卿。即ち鴻臚卿なり。
- 【三一】 姚思廉は隋及び唐に事ふ。
- 【三二】 李敬玄は高宗に相たり。
- 【三三】 光宅に、將作監を改めて營繕監と爲す。

の刺史・郎將以下は、勝げて數ふ可からず。一官を除する毎に、(四一) 戸婢竊に相謂つて曰はく、「鬼扑又來」と。旬月ならざるに、輒ち掩捕族誅に遭ふ。(四二) 監察御史 朝邑の嚴善思、公正にして敢て言ふ。時に、密を告ぐる者、勝げて數ふ可からず。太后も亦其の煩はしきを厭ひ、善思に命じて按問せしむ。虚を引き罪に伏する者、八百五十餘人。羅織の黨、之が爲めに振はず。乃ち相與に善思を構陷す。坐して 驩州に流さる。太后、其の枉なるを知り、尋ぎて復た召して 渾儀監丞と爲す。善思、名は譏、字を以て行はる。右補闕新鄭の朱敬則以へらく、太后本、威刑に任じ、以て異議を禁ず。今既に命を革め、衆心已に定まる。宜しく刑を省き寛を尙ふべしと。乃ち上疏して以爲はく、(四三) 李斯、秦に相たり、刻薄變詐を用ひ、以て諸侯を屠り、之に易ふるに寛和を以てするを知らず、卒に土崩するに至れり。此れ變を知らざるの禍なり。(四四) 漢の高祖、天下を定め、陸賈・叔孫通、之に説くに禮義を以てし、世を傳ふるに十二なりき。此れ變を知るの善なり。(四五) 文明草昧に、天地 屯蒙なりしより、三叔・流言

- 【三六】 戸婢。官婢の、宮中の門戸に直する者。
- 【三七】 朝邑。後魏、馮翊を分ちて南五泉縣を置く。西魏、朝邑縣と改む。隋、唐、同州に屬す。今の陝西省關中道朝邑縣。
- 【三八】 驩州。京師に至るまで陸路一萬二千四百五十二里、水路一萬七千里、東都に至るまで陸路一萬一千五百九十五里、水路一萬六千二百二十里。今の安南國の地。
- 【三九】 后、司天監を改めて渾儀監と爲す。丞は從七品下。
- 【四〇】 事、秦紀に見ゆ。
- 【四一】 事、漢紀に見ゆ。
- 【四二】 文明草昧。草は造なり、昧は蒙なり。造物の始め、冥昧に始まる。后、制を稱するの初め、文明造始の時なるを言ふ。
- 【四三】 屯蒙。屯は物の始め、蒙は物の穢。后が制を稱するの初め、猶ほ天地、物を生ずるの始めのごときを言ふ。
- 【四四】 三叔は韓霍諸王を指し、四凶は徐敬業を指す。

し、四凶、難を構ふるや、鉤距を設げざれば、以て天に應じ人に順ふ無く、刑名を切にせざれば、奸を推き暴を息む可からず。故に神器を置き、告端を開き、曲直の影必ず呈はれ、包藏の心盡く露はれ、神道、直を助け、罪として除かれざるは無く、蒼生晏然として、紫宸、主を易ふ。然れども、急趨は善迹無く、促柱は和聲少し。向時の妙策は乃ち當今の、芻狗なり。伏して願はくは、秦漢の得失を覽、時事の宜に合ふを考へ、糟粕の遺つ可きを審かにし、蘧廬の須く毀つべきを覺り、萋菲の牙角を去り、鉅險の鋒芒を頓らし、羅織の源を窒ぎ、朋黨の迹を掃ひ、天下の蒼生をして、坦然として大に悦ばしめんことを。豈に樂しからずや」と。太后、之を善しとし、帛三百段を賜ふ。侍御史周矩、上疏して曰はく、「推劾の吏、皆相矜るに虐を以てす。耳に泥し頭を籠し、枷研榷較し、膺を摺き、爪を籤き、髪を懸け耳を薰べ、號して獄持と曰ふ。或は累日、食を節し、連宵、緩問し、晝

【四三】 神器を置き云云。匱を鑄て以て密を告ぐるの門を開くを謂ふなり。

【四四】 急趨云云。步趨を以て喻と爲すなり。

【四五】 促柱云云。琴瑟を以て喻と爲すなり。

【四六】 芻狗。祭祀の用ふる所にして、既に祭るときは之を棄つ。

【四七】 糟粕云云。酒を以て喻と爲す。其滓汁を取り、其糟粕を去る。

【四八】 蘧廬。傳舍なり。莊子に曰はく、蘧廬は以て一宿す可し、而も以て久しく處る可からずと。

【四九】 萋菲。詩に云はく、萋たり非たり、是の貝錦を成す。彼の人を譏する者、亦已に大甚しと。萋菲は小なるあや、貝錦は介蟲の文彩ありて錦に似たる者。即ち萋菲の形に因りて飾りて貝錦を成す意。以て譏者が人の小過に因りて飾りて大罪をなすに喻ふ。

【五〇】 枷研榷較。枷研は重枷を以て其の頸を研す。榷較は鐵圈を以て其首を斃して榷を加ふ。

【五一】 爪を籤く。竹を以て其爪甲を籤くなり。

【五二】 除は遠きなり。法に伏して死するは、獄中に死するに較べて、稍除しと爲すなり。

【五三】 是に至りて方めて長壽と改元す。此より以後、方めて是れ長壽元年なり。

【五四】 愛州。京師に至るまで八千八百里、東都は八千一百里。今の安南の地。

【五五】 新豐縣は雍州に屬し、後、昭應と改む。今の陝西省關中道臨潼縣の東北。

【五六】 劉審禮が没すること二百二卷高宗儀鳳三年に見ゆ。

夜・搖撼し、眠るを得ざらしめ、號して宿囚と曰ふ。此等既に木石に非ず、且く目前を救はんとし、苟くも、死を除くするを求む。臣竊に輿議を聽くに、皆、天下太平と稱す。何を苦しみて反するを須ひん。豈に告げらるる者、盡く是れ英雄にして、帝王たるを求めんと欲せんや。但だ楚毒に勝へずして、自ら誣ふるのみ。願はくは陛下、之を察せよ。今、滿朝、息を側めて、安んぜず。皆以爲へらく陛下、朝に之と密にし、夕に之と讐たり、保す可からざるなりと。周は仁を用ひて昌に、秦は刑を用ひて亡べり。願はくは陛下、刑を緩め仁を用ひよ。天下幸甚」と。太后頗る其の言を采り、制獄稍衰ふ。太后、春秋、高しと雖も、善く自ら塗澤し、左右と雖も、其の衰へたるを覺らず。丙戌、赦するに齒落ち更に生せるを以てす。九月庚子、則天門に御し、天下に赦し、改元す。更めて九月を以て社と爲す。制して、并州に於て北都を置く。癸丑、同平章事李遊道・王璿・袁智弘・崔神基・李元素・春官侍郎孔思元・益州の長史任令輝、皆、王弘義の陷るる所と爲り、嶺南に流さる。左羽林中郎將來子珣、事に坐して、愛州に流さる。尋ぎて卒す。初め、新豐の王孝傑、劉審禮に従つて吐蕃を撃ち、副總管と爲り、審禮と皆吐蕃に没す。贊普、

孝傑を見、泣きて曰はく、「貌、吾が父に類たり」と。厚く之を禮す。後竟に・歸るを得、〔五九〕右鷹揚衛將軍に累遷す。孝傑久しく吐蕃に在り、其虚實を知る。會、西州都督唐休璟、〔六〇〕復た龜茲・于闐・疎勒・碎葉の四鎮を取らんと請ふ。敕して、孝傑を以て武威軍總管と爲し、〔六一〕左武衛大將軍阿史那忠節と與に、兵を將ゐて吐蕃を撃たしむ。冬十月丙戌、大に吐蕃を破り、復た四鎮を取る。安西都護府を龜茲に置き、兵を發して之に戍せしむ。

二年、正月壬辰朔、太后、萬象神宮に享し、魏王承嗣を以て亞獻と爲し、梁王三思を終獻と爲す。太后自ら神宮樂を制し、舞者九百人を用ふ。

戸婢團兒、太后の寵信する所と爲り、皇嗣に憾有り、乃ち「皇嗣の妃劉氏・德妃竇氏、厭呪を爲す」と譖す。癸巳、妃、德妃と與に、太后に嘉豫殿に朝す。既に退くや、同時に之を殺し、宮中に瘞む。所在を知るもの莫し。德妃は〔二〕抗の曾孫なり。皇嗣、旨に忤ふを畏れ、敢て言はず。太后の前〔三〕に居り、容止自如たり。團兒、復た・皇嗣を害せんと欲す。其情を太后に言ふ者有り。太后乃ち團兒を殺す。是時、密を告ぐる者、皆、人の奴婢を誘うて其主を告げしめ、以て功賞を求む。德妃の父孝謹、潤州の刺史と爲る。奴有り、妄に妖異を爲し、以て德妃の母龐氏を恐れしむ。龐氏懼る。奴、

〔五九〕 光宅に、左右武衛を改めて左右鷹揚衛と爲す。
 〔六〇〕 四鎮を棄つること二百一卷高宗咸亨元年に見ゆ。
 〔六一〕 胡三省曰はく、此時既に武衛を改めて鷹揚衛と爲す、應に復た舊官名を以て忠節に命すべからず。豈に史家仍ほ舊官名を襲うて之を書するかと。
 〔二〕 竇抗。太穆皇后の從兄なり。

夜祠りて禱解せんと請ふ。因つて其事を發く。監察御史龍門の薛季昶に下して之を按せしむ。季昶、誣奏して以爲はく、「德妃と同じく祝詛す」と。先づ涕泣して自ら勝へざるまねし、乃ち言つて曰はく、「龐氏の爲す所は、臣子の道ふに忍びざる所なり」と。太后、季昶を擢でて給事中と爲す。龐氏、斬に當る。其子希城、侍御史徐有功に詣りて冤を訟ふ。有功、所司に牒して刑を停めしめ、上奏して之を論じ、以て無罪と爲す。季昶奏す、「有功、惡逆に阿黨せり。請ふ法に付せん」と。法司、有功を處し、罪、絞に當る。〔三〕令史、以て有功に白す。有功・歎じて曰はく、「豈に我獨り死し、諸人は永く死せざらんや」と。既に食し、扇を掩うて寢ぬ。人以爲へらく、有功苟くも自ら強むれども、必ず内憂懼せんと。密に之を伺ふに、方に熟寢せり。
 太后、有功を召し、迎へ謂つて曰はく、「卿比獄を按ずるに、失出何ぞ多き」と。對へて曰はく、「失出は人臣の小過なり。生を好むは聖人の大徳なり」と。太后・默然たり。是に由りて、龐氏、死を減せらるるを得、其三子と、皆嶺南に流さる。孝謹、羅州の司馬に貶せられ、有功も亦名を除かる。
 戊申、姚壽・奏す、「請ふ宰相をして時政記を撰し、月ごとに史館に送らしめん」と。之に従ふ。時政記、此より始まる。

〔二〕 侍御史の屬に令史十七人有り。
 〔三〕 誤りて人を出す罪を、失出と謂ふ。

臘月丁卯、皇孫成器を降して壽春王と爲し、恒王成義を衡陽王と爲し、楚王隆基を臨淄王と爲し、

衛王隆範を巴陵王と爲し、趙王隆業を彭城王と爲す。皆、睿宗の子なり。

春一月庚子、夏官侍郎婁師德を以て同平章事とす。師德は寛厚清慎にして、犯せども校せず。李昭

徳と俱に入朝す。師德、體肥え行くこと緩なり。昭徳屢之を待てども至らず。怒罵して曰はく、『田

舎夫』と。師德徐ろに笑つて曰はく、『師德、田舎夫たらずんば、誰か當に之たるべき』と。其弟、

代州の刺史に除せられ、將に行かんとす。師德謂つて曰はく、『吾、位に宰相に備はり、汝復た州牧

と爲る。榮寵過盛なるは、人の疾む所なり。將に何を以て自ら免れんとす

』と、弟長跪して曰はく、『今より、人の某の面に唾する有りと雖

も、某、之を拭はんのみ。庶はくは兄の憂と爲らざらん』と。師德愀然と

して曰はく、『此れ吾が憂と爲す所以なり。人、汝の面に唾するは、汝を

怒ればなり。汝、之を拭ふは、乃ち其意に逆ふなり。其怒を重くする所以

なり。夫れ唾は拭はずして自ら乾く。當に笑うて之を受くべし』と。

甲寅、前の 尙方監裴匪躬、内常侍范雲仙、私に皇嗣に謁するに坐し、市に腰斬せらる。是より、

公卿以下、皆、見ゆるを得ず。又、『皇嗣潛に異謀有り』と告ぐる者有り。太后、來俊臣に命じて、其

左右を鞠せしむ。左右、楚毒に勝へず、皆、自ら誣ひんと欲す。太常工人京兆の安金藏、大呼して

俊臣に謂つて曰はく、『公既に金藏の言を信せず。請ふ心を剖きて以て皇嗣が反せざるを明かにせん』

と。即ち佩刀を引き、自ら其胸を剖く。五藏皆出で、流血、地に被る。太后、之を聞き、擧して宮中

に入れしむ。醫をして五藏を内れ、桑皮線を以て之を縫ひ、傳くるに藥を以てせしむ。經宿にして始

めて蘇る。太后親ら臨みて之を視、歎じて曰はく、『吾、子有り、自ら明かにする能はず、汝をし

て此に至らしむ』と。即ち俊臣に命じて 推を停めしむ。睿宗、是に由りて、免るるを得たり。

〔七〕 推を停む。其獄を停めて復た推鞠せざるなり。

〔八〕 老子を習ふこと二百二卷

高宗の上元元年に見ゆ。

〔九〕 武德四年、已に左右翊衛

を改めて左右衛と爲す。翊の

字は疑ふらくは衍ならん。兵

曹參軍は、五府の武官の宿衛

の番第を掌る。其名數を受け、

大將軍これを配す。

乙亥、人間の錦を禁ず。侍御史侯思止、私に錦を畜ふ。李昭徳、之を按

じ、朝堂に杖殺す。

或るひと『嶺南の流人、反を謀る』と告ぐ。太后、司刑評事萬國俊を遣

はし、監察御史を攝し、就きて之を按せしむ。國俊、廣州に至り、悉く流

人を召し、制を矯めて自盡を賜ふ。流人、號呼して・服せず。國俊、驅り

て水曲に就き、盡く之を斬り、一朝にして三百餘人を殺す。然る後詐りて反狀を爲りて還り奏す。因

つて言ふ、『諸道の流人、亦必ず・怨望して反を謀る者有らん。早く誅せざる可からず』と。太后喜び、

國俊を擢でて朝散大夫と爲し、侍御史を行はしむ。更に 右翊衛兵曹參軍劉光業・司刑評事王德壽、

唐則天順聖皇后長壽二年

五一

苑南面監丞鮑思恭・尙輦直長王大貞・右武威衛兵曹參軍屈貞筠を遣はし、皆、監察御史を攝し、諸道に詣りて流人を按せしむ。光業等、國俊が多く殺して賞を蒙りしを以て、争うて之に効ふ。光業は七百人を殺し、德壽は五百人を殺し、自餘の少き者も百人に減せず。其遠年雜犯の流人も、亦之と俱に斃る。太后、頗る其の濫なるを知り、制して、六道の流人の未だ死せざる者は、家屬を并せて、皆、郷里に還るを聽す。國俊等も亦繼ぎて死し、或は罪を得て流竄せらる。來俊臣、冬官尙官蘇幹を誣ひて魏州に在るとき、琅邪王冲と謀

五月癸丑、棣州の河溢る。

秋九月丁亥朔、日、之を食する有り。

魏王承嗣等五千人、表して請ふ、「尊號を加へ、金輪聖神皇帝と曰はん」と。乙未、太后、萬象神宮に御し、尊號を受け、天下に赦す。金輪等の七寶を作り、朝會毎に、之を殿庭に陳ぬ。

庚子、昭安皇帝を追尊して渾元昭安皇帝と曰ひ、文穆皇帝を立極文穆皇帝と曰ひ、孝明高皇帝を無上孝明高皇帝と曰ふ。皇后は帝の號に従ふ。辛丑、文昌左丞同平章事姚璹を以て司賓卿と爲し、政事を罷め、司賓

孫なり。

卿萬年の豆盧欽望を以て内史と爲し、文昌右丞韋巨源を同平章事とし、秋官侍郎吳の人陸元方を、鸞臺侍郎・同平章事と爲す。巨源は孝寬の玄孫なり。

延載元年、正月丙戌、太后、萬象神宮に享す。

突厥の可汗骨篤祿卒す。其の子幼なり。弟默啜、自立して可汗と爲る。

臘月甲戌、默啜、靈州に寇す。

室韋・反す。右鷹揚衛大將軍李多祚を遣はし、撃ちて之を破る。

春一月、婁師德を以て河源等軍檢校營田大使と爲す。

二月、武威道總管王孝傑、吐蕃の教論贊刀・突厥の可汗倭子等を冷泉及び大嶺に破る。各三萬餘人。碎葉鎮守使韓思忠、泥熟俟斤等萬餘人を破る。

庚午、僧懷義を以て代北道行軍大總管と爲し、以て默啜を討たしむ。

三月甲申、鳳閣舍人蘇味道を以て鳳閣侍郎・同平章事と爲し、李昭德をして内史を檢校せしむ。更に僧懷義を以て朔方道行軍大總管と爲し、李昭德を以て長史と爲し、蘇味道を司馬と爲し、契苾明・

主藏臣寶をいふ。

【一四】后、又、其三世を追尊す。

【一五】豆盧、本姓、慕容氏、北地王精、後魏に降る。北人、歸義を謂つて豆盧と爲す。因つて以て氏と爲す。

【一六】韋孝寬は宇文氏に事へ、名將と爲す。

【一七】延載元年、是年五月改元す。西紀六九四年。

【一八】室韋、契丹の類、其の南なる者は契丹と爲し、北に在る者を室韋と爲す。

【一九】倭子、西突厥部の立つる所なり。

【二〇】大嶺、谷の名。

曹仁師・沙吒忠義等十八將軍を帥る、以て默啜を討たしむ。未だ行かざるに、虜退きて止む。昭徳嘗て懷義と事を議し、其の旨を失ひ、懷義、之を撻つ。昭徳、惶懼して罪を請ふ。

夏四月壬戌、夏官尚書武威道大總管王孝傑を以て同鳳閣鸞臺三品とす。

五月、魏王承嗣等二萬六千餘人、尊號を上りて越古金輪聖神皇帝と曰ふ。

甲午、則天門樓に御し、尊號を受け、天下に赦し、改元す。

天授中、監察御史壽春の裴懷古を遣はし、西南蠻を安集せしむ。六月癸

丑、永昌蠻酋黨期、部落二十餘萬戸を帥りて内附す。

河内に老尼有り、神都の麟趾寺に居り、嵩山の人韋什方等と與に、妖妄

を以て衆を惑はす。尼自ら淨光如來と號し、「能く未然を知る」と云ふ。

什方自ら「吳の赤烏の年生る」と云ふ。又、老胡有り、亦自ら「五百歲」

と。言ひ、「薛師を見ること、已に二百年。容貌愈少し」と云ふ。太后

甚だ之を信重し、什方に姓武氏を賜ふ。秋七月癸未、什方を以て正諫大夫・

同平章事と爲し、制して云ふ、「軒代の廣成に邁ぎ、漢朝の河上に逾ゆ」と。八月、什方、山に還

らんと乞ふ。制して、罷めて之を遣る。

戊辰、王孝傑を以て瀚海道行軍總管と爲し、仍ほ朔方道行軍大總管薛懷義の節度を受けしむ。

己巳、司賓少卿姚璿を以て納言と爲し、左肅政中丞原武の楊再思を鸞臺侍郎と爲し、洛州の司馬杜

景儉を鳳閣侍郎と爲し、竝に同平章事とす。豆盧欽望請ふ、「京官の九品已上、兩月の俸を輸し、

以て軍を贍さん」と。百官に轉帖し、拜表せしむ。百官但だ赴拜し、何事なるかを知らず。拾遺王

求禮、欽望に謂つて曰はく、「明公は祿厚し。之を輸するも傷む無し。卑官は貧迫なり。奈何ぞ其をし

て知らしめずして之を欺き奪ふや」と。欽望、色を正しくして之を拒む。既に上表す。求禮・進言し

て曰はく、「陛下富、四海を有ち、軍國、儲有り。何ぞ貧官九品の俸を藉

りて、之を欺奪せんや」と。姚璿曰はく、「求禮は大體を識らず」と。求禮

曰はく、「姚璿の如きは、大體を識ると爲す者か」と。事遂に寢む。

戊寅、鸞臺侍郎同平章事崔元綜、事に坐して振州に流さる。

武三思、四夷の酋長を帥る、銅鐵を鑄て天樞と爲し。端門の外に立て、

功德を銘紀し。唐を黜けて周を頌せんと請ふ。姚璿を以て督作使と爲す。

諸胡、錢百萬億を聚む。銅鐵の足る能はざるを以て、民間の農器を賦し、

以て之を足す。

九月壬午朔、日、之を食する有り。

(一) 殿中丞來俊臣、賊に坐し、同州參軍に貶せられ、王弘義、(二) 瓊州に

唐則天順聖皇后延載元年

【五】 姚州の境に、永昌蠻有り、永昌郡の地に居る。黨期は新唐書には董期に作る。

【六】 薛師。僧懷義は、本、馮小寶なり。太后、薛紹と昭穆を通ぜしむ。故に老胡、之を薛師と謂ふ。

【七】 軒代の廣成。黃帝軒轅氏の世の廣成子。

【八】 河上公は、其姓名を知るもの莫し。漢の文帝の時、草を結びて庵を河の濱に爲る。文帝、之に従つて老子を問ふ。河上公曰はく、余、是經を注して以來、千七百餘年と。

【九】 九品。唐の制、一品は月俸八千、食料一千八百、雜用一千二百にして、以下、九品の月俸一千五十、食料二百五十、雜用二百に至るまで、等差有り。

【一〇】 轉帖。止だ一帖を書し、吏をして以て百官に轉示せしむ。

【一一】 端門。洛陽皇城の正南門。曹魏の初め、殿中監を置く。隋の煬帝、少監及び丞を置く。

【一二】 瓊州より兩京に至るは、

流さる。詐りて救して追還すと稱し、漢北に至る。侍御史胡元禮、之に遇ひ、按驗し、其姦狀を得、之を杖殺す。内史李昭德、太后の委遇を待み、頗る權を専らにし氣を使ふ。人多く之を疾む。前の魯王府功曹參軍丘愔、上疏して之を攻む。其略に曰はく、「陛下、天授以前は、萬機獨り斷じ、長壽より以來は、昭德に委任す。機密に參奉し、可を獻じ否を替つるもの、事、便利有るも、詭謀に預らざれば、要す日を畫して將に行はんとするを待ちて、方に乃ち別に駭異を生ず。專擅を揚露し、人に顯示す。美を歸し、愆を引く、(一七)義、此の如くならず」と。又曰はく、「臣、其膽を觀るに、乃ち身より大に、鼻息の衝く所、上、雲漢を拂ふ」と。又曰はく、「蟻穴、隄を壞り、針芒、氣を寫す。權重一たび去れば、之を收むること極めて難し」と。(一八)長上果毅鄧注、又、石論數千言を著はし、昭德が權を専らにするの狀を述ぶ。鳳閣舍人逢弘敏、取りて之を奏す。太后、是に由りて昭德を惡む。壬寅、昭德を貶して南賓の尉と爲す。尋ぎて又死を免じて流竄す。太后、梨花一枝を出し、以て宰相に示す。宰相、皆、以て瑞と爲す。杜景儉獨り曰はく、「今、艸木黃落するに、此れ更に榮を發す。陰陽、時ならず、咎、臣等に在り」と。因つて拜謝す。太后曰はく、

- 【一四】 崑州と道里相似たり。
- 【一五】 委遇。委任待遇なり。
- 【一六】 唐の諸王府の功曹參軍事は、正七品上、文官簿書考課陳設を掌る。
- 【一七】 凡そ制敕、皆、日を畫して而る後行ふ。
- 【一八】 善は君を稱し、過は己を稱するは、人臣の義なり。
- 【一九】 唐の六典に、長上折衝果毅、應に宿衛すべき者は、竝に一日上り、兩日下る。
- 【二〇】 南賓縣は、欽州に屬す。本、漢の合浦縣の地。隋の開皇十八年、南賓縣を置く。今の廣東省欽廉道靈山縣。

『卿は眞に宰相なり』と。

冬十月壬申、文昌右丞李元素を以て鳳閣侍郎と爲し、左肅政中丞周允元をして鳳閣侍郎を檢校せしめ、竝に同平章事とす。允元は豫州の人なり。嶺南の獠・反す。(二〇)容州都督張玄遇を以て、桂永等の州の經略大使と爲し、以て之を討たしむ。

(二一)天冊萬歲元年、正月辛巳朔、太后、號を慈氏越古金輪聖神皇帝と加へ、天下に赦し、證聖と改元す。

周允元、司刑少卿皇甫文備と與に奏す、「内史盧欽望・同平章事韋巨源・杜景儉・蘇味道・陸元方、李昭德に附會し、匡正する能はず」と。欽望は趙州に貶せられ、巨源は麟州に貶せられ、景儉は秦州に貶せられ、味道は集州に貶せられ、元方は綏州の刺史に貶せらる。初め明堂既に成るや、太后、僧懷義に命じて、夾紵の大像を作らしむ。其小指の中に、猶ほ數十人

- 【二〇】 容州。漢の合浦縣の地。隋合浦郡の北流縣と爲す。唐の武德四年、分ちて銅州を置く。貞觀元年、容州と改む。今の廣西省蒼梧道容縣。
- 【二一】 天冊萬歲元年。是年九月改元す。西紀六九五年。
- 【二二】 趙州。京師に至るまで東北一千八百四十二里、東都は一千三十三里。
- 【二三】 麟州。貞觀五年、麟州を置き、以て生羌を處き、松州都督府に屬す。
- 【二四】 秦州。貞觀十六年、山河

- を開きて秦州を置き、黔州都督府に屬す。京師に至るまで三千四百八十里、東都は四百二十里。
- 【二五】 集州。京師の西南一千四百二十五里、東都に至るまで二千六百里。
- 【二六】 綏州。京師の東北一千九里。
- 【二七】 夾紵の大像。夾紵は紵布を以て夾縫し、大像を爲る。後の所謂麻主是れなり。

を容る。明堂の北に於て天堂を構し、以て之を貯ふ。堂始めて構するや、風の摧く所と爲る。更に之を構し、日に萬人を役し、木を江嶺に采り、數年の間に、費す所萬億を以て計り、府藏之が爲めに耗竭す。懷義、財を用ふること糞土の如し。太后、一に之を聽し、問ふ所無し。無遮會を作す毎に、錢萬緡を用ふ。士女雲のごとく集まる。又、錢十車を散じ、之をして争ひ拾はしむ。相踏踐し、死者有る。所在の公私の田宅、多く僧の有と爲る。懷義、頗る宮に入るを厭ひ、多く白馬寺に居る。度する所の力士の僧と爲る者、千人に滿つ。侍御史周矩、姦謀有らんことを疑ひ、固く之を按せんと請ふ。太后曰はく、「卿姑く退け。朕即ち往かしめん」と。矩、臺に至る。懷義も亦至る。馬に乗りて階に就きて下り、床に坦腹す。矩、吏を召し、將に之を按せんとす。遽に馬を躍らして去る。矩、具に其狀を奏す。太后曰はく、「此道人、風を病む。詰るに足らず。度する所の僧は、惟だ卿が處する所のままにせよ」と。悉く遠州に流す。矩を天官員外郎に遷す。乙未、無遮會を明堂に作す。地を鑿りて阬を爲り、深さ五丈、綵を結びて宮殿。佛像を爲り、皆、阬中に於て之を引き出し、「地より涌出せり」と云ふ。又、牛を殺して血を取り、大像を畫く。首の高さ二百尺。「懷義、膝の血を刺して之を爲る」と云ふ。丙申、像を天津橋の南に張り、齋を設く。時に、御醫沈南璆、亦、幸を太后に得たり。懷義、心に愠り、是夕、密に天堂を燒く。延きて明堂に及び、火、城中を照し、晝の如し。明くる比ほ皆盡く。暴風、血像を裂きて數百段と爲

〔八〕 尙藥局は殿中省に屬し、侍御醫四人有り、從六品上。

政を布くの所にして、宗廟に非ざるなり。應に自ら貶損すべからず」と。太后乃ち端門に御し、醮を觀ること平日の如し。命じて更めて明堂・天堂を造らしめ、仍ほ懷義を以て使に充つ。又、銅を鑄て九州の鼎及び十二神を爲らしむ。皆高さ一丈。各、其の方に置く。是より先、河内の老尼、晝は一麻一米を食し、夜は則ち烹宰宴樂し、弟子百餘人を畜へ、淫穢、爲さざる所靡し。武仕方自ら言ふ、「能く長年の藥を合はす」と。太后、遣はして驛に乗り、嶺南に於て藥を采らしむ。明堂火あるに及び、尼入りて太后を信ふ。太后怒りて之を叱して曰はく、「汝常に言ふ、能く前知すと。何を以て明堂火あるを言はざる」と。因つて河内に斥還す。弟子及び老胡等、皆、逃れ散す。又、其姦を發く者有り。太后乃ち復た

〔九〕 麻主。夾紵の大像をいふ。
〔一〇〕 成周の宣榭。左傳宣公十五年夏、成周の宣榭、火ありと。班書に曰はく、榭は以て樂器を藏する所、宣は其名なりと。

と曰ひ、高さ一丈八尺、千八百石を受く。冀州郡は武興と曰ひ、雍州郡は長安と曰ひ、兗州郡は日觀と曰ひ、青州郡は少陽と曰ひ、徐州郡は車源と曰ひ、揚州郡は江都と曰ひ、荊州郡は江陵と曰ひ、梁州郡は成都と曰ふ。八州の郡は高さ一丈四尺、各、千二百石を受く。

〔二〕 漢武の建章。漢の武帝の時、柏梁臺、災あり、乃ち大に建章を營む。姚瑋、二事を引き、傳くるに己の説を以てし、以て君の惡に逢ふ。

〔三〕 十二神。子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二神をいふ。

尼を召し、麟趾寺に還らしむ。弟子畢く集まる。給使に救して掩捕せしめ、盡く之を獲たり。皆、没して官婢と爲す。仕方還りて、偃師に至り、事露るるを聞き、自ら絞りて死す。庚子、明堂火ありし、後總章に及ぶ。營む所の佛舎は、恐らくは勞して益無からん。請ふ之を罷めん。又、明堂は天人を統和する所以なり。一旦焚毀す。臣下何の心ぞ、猶ほ酺宴を爲さん。憂喜相争ひ、情性を傷ふ。又、陛下、制を垂れて博く訪ひ、至理を陳ぶるを許す。而るに左史張鼎以爲はく、「今既に火、王屋に流る。彌、大周の祥を顯はす」と。通事舍人逢敏・奏して稱す、「彌勒の成道の時、天魔有り、宮を燒き、七寶臺須臾にして散壞す」と。斯れ實に詭妄の邪言にして、君臣の正論に非ず。伏して願はくは陛下、乾乾翼翼として、天人の心に戻りて不急の役を興す無からんことを。則ち兆人、頼を蒙り、福祿窮り無からん」と。獲嘉の主簿、彭城の劉知幾、四事を表陳す。其の一に以爲はく、「皇業、權興し、天地開闢し、嗣君、位に即き、黎元更始すれば、時に則ち非常の慶を藉り、以て再造の恩を申ぶ。今六合清晏にして、而も赦令息まず。近きは則ち一年に再び降り、遠きは則ち毎歲遺す無し。法に

【一】北齊の内職に、散給使五十人有り、唐、之に因る。内給使を置くこと、常員無し。宮闈局に屬す。凡そ宦人の、官品無き者は、内敕使と稱す。又、小給使學生五十人有り。【二】偃師縣は河南府に屬し、洛城の東六十里に在り。【三】火王屋に流る。武王、紂を伐ち、既に河を渡る。火有り、王屋に至り、流れて鳥と爲る。王屋は王の居る所の屋なり。【四】乾乾。易に曰はく、君子、終日乾乾、夕に惕若たりと。翼翼。詩に曰はく、小心翼翼と。【五】獲嘉縣は、本、汲縣の新

違ひ禮に悖るの徒。無頼不仁の輩に至りては、月に編すれば則ち寇攘を業と爲し、官に當れば則ち賊賄を是れ求む。而して元日の朝、天澤を指期し、重陽の節、皇恩を降すを佇つ。其の付度するが如く、成果して釋免せらる。或は、名、結正に垂なんとし、罪將に斷決せんとする有り、竊に貨賄を行ひ、方便して規求し、故らに稽延を致し、畢に寬宥に霑ふ。用つて俗をして頑悖多く、時をして廉隅罕ならしむ。善を爲す者は恩光に預らず、惡を作す者は獨り微幸を承く。古語に曰はく、「小人の幸は、君子の不幸なり」と。斯の謂なり。望むらくは陛下、而今而後、頗る赦を節し、黎氓をして禁を知り、姦宄をして肅清ならしめんことを」と。其の二に以爲はく、「海内の具僚、九品以上、每歲、赦に逢へば、必ず階勳を賜ふ。朝野の宴集・公私の聚會に于て、緋服、青衣よりも衆く、象板、木笏よりも多きに至る。皆、榮、德舉に非ず、位、才升罕なり。知らず何者を研蚩と爲し、何者を美惡と爲すかを。臣望むらくは、今より以後、稍く私恩を息め、善有る者をして、逾、忠勤を効し、才無き者をして、咸勉勵するを知らしめんことを」と。其の三に以爲はく、「陛下、朝に臨み極を踐み、士を取ることに大に廣く、六品以下、職事の清官は、遂に乃ち之を士芥に方べ、之を沙礫に比す。若し遂に沙汰を加へ

史郷、漢の武帝行幸して此を過ぎ、呂嘉を獲と聞き、獲嘉縣を置く。唐、懷州に屬す。今の河南省河北道獲嘉縣。【一】彭城縣は徐州を帶ぶ。【二】權興。始まる也。【三】太宗も嘗て是言を引く。【四】唐の制、文散階は二十九、武散階も亦二十九、勳級は十二轉。【五】上元に、赦して四品は深緋を服し、五品は淺緋を服し、九品は深青を服せしむ。【六】唐の制、五品以上は、笏に象を用ひ、九品以上は木を用ふ。

ずんば、臣恐る皇風を穢す有らんことを」と。其の四に以爲はく、「今の牧伯は、遷代太に速かに、倏ち來り忽ち往き、蓬轉萍流す。既に苟且の謀を懷く、何ぞ循良の政に暇あらん。望むらくは今より刺史は、三歳以上に非ざれば、官を遷す可からず、仍ほ明かに功過を察し、尤も賞罰を甄たんことを」と。疏・奏す。太后頗る之を嘉す。是時、官爵、得易くして、而も法網嚴峻なり。故に人競うて趨進を爲し、而して多く刑戮に陥る。知幾乃ち思慎の賦を著はし、以て時を刺り志を見はす。

丙午、王孝傑を以て朔方道行軍總管と爲し、突厥を撃たしむ。

春二月己酉朔、日、之を食する有り。

【三】天樞。其制、柱の如し。

僧懷義、益驕恣なり。太后、之を惡む。既に明堂を焚き、心、自ら安んせず、言、不順多し。太后密に宮人の・力有る者百餘人を選び、以て之を防ぐ。壬子、之を瑤光殿前の樹下に執へ、建昌王武攸寧をして、壯士を帥る、毆ちて之を殺さしめ、尸を白馬寺に送り、之を焚き、以て塔を造る。

甲子、太后、慈氏越古の號を去る。

三月丙辰、鳳閣侍郎同平章事周允元・薨す。

夏四月、天樞成る。高さ一百五尺、徑十二尺、八面各徑五尺。下に鐵山を作り、周百七十尺、銅を以て蟠龍を爲り、麒麟之を縈繞す。上に騰雲承露盤を爲り、徑三丈、四龍、人立して火珠を捧げ、

高さ一丈。工人毛婆羅、模を造り、武三思、文を爲り、百官及び四夷の酋長の名を刻す。太后自ら其の榜に書し、大周萬國頌徳天樞と曰ふ。

秋七月辛酉、吐蕃、臨洮に寇す。王孝傑を以て肅邊道行軍大總管と爲し、以て之を討たしむ。

九月甲寅、太后、天地を南郊に合祭し、號を天冊金輪大聖皇帝と加へ、天下に赦し、改元す。

冬十月、突厥の默啜、使を遣はし、降らんと請ふ。太后喜び、左衛大將軍・歸國公を冊授す。

萬歲通天元年、臘月甲戌、太后、神都を發し、甲申、神嶽に封じ、天下に赦し、萬歲登封と改元し、天下の百姓、今年の租税を出す無からしめ、大に酺すること九日。丁亥、少室に禪す。己丑、朝觀壇に御し、賀を受く。癸巳、宮に還る。甲午、太廟に謁す。

右千牛衛將軍安平王武攸緒、少きとき志行有り、恬澹寡欲なり。中嶽に封ずるに扈從して還るや、即ち官を棄てて嵩山の陽に隠れんことを求む。太后、其の詐ならんことを疑ひ、之を許し、以て其

【三】臨洮。洮州。
 【二】天冊萬歲と改元す。
 【一】萬歲通天元年。是年三月始めて改元す。西紀六九六年。
 【二】神嶽。后、嵩山を以て神嶽と爲す。
 【三】少室。嵩山三十六峯、東なるを太室と曰ひ、西なるを少室と曰ふ。相去ること十七里。嵩は其の總名なり。之を室と謂ふは、其下に各、石室有ればなり。少室は高さ八百六十丈、方十里、太室と相峙し、但だ小なるのみ。

の爲す所を觀る。攸緒遂に巖壑に優游し、冬は茅椒に居り、夏は石室に居り、一に山林の士の如し。太后の賜ふ所及び王公の遺る所の野服器玩は、攸緒、一に皆之を置きて、用ひず、塵埃凝積せり。田を買ひ、奴をして耕種せしめ、民と異なる無し。

春一月甲寅、婁師德を以て肅邊道行軍副總管と爲し、吐蕃を撃たしむ。己巳、師德を以て左肅政大夫と爲す。知政事は故の如し。

長安の崇尊廟を改めて太廟と爲す。

二月辛巳、神嶽天中王を尊びて神嶽天中黃帝と爲し、靈妃を天中黃后と爲し、啓を齊聖皇帝と爲し、啓母神を封じて玉京太后と爲す。

三月壬寅、王孝傑・婁師德、吐蕃の將論欽陵贊婆と、素羅汗山に戰ふ。

唐の兵大に敗る。孝傑、坐して免せられて庶人と爲り、師德、原州の員外司馬に貶せらる。師德、因つて移牒を署し、驚きて曰はく、「官爵盡く無きか」と。既にして曰はく、「亦善し亦善し」と。復た意に介せず。

丁巳、新明堂成る。高さ二百九十四尺、方三百尺、規模、率ね舊よりも小なり。上に金塗の鐵鳳を施す、高さ二丈。後、大風の損する所と爲る。更めて銅火珠を爲り、羣龍、之を捧ぐ。號して通天宮と曰ふ。天下に赦し、萬歲通天と改元す。

大食、師子を獻せんと請ふ。姚壽・上疏して以爲はく、「師子は専ら肉を食す。遠道傳致せば、肉既に得難く、極めて勞費を爲さん。陛下、鷹犬、蓄へず、漁獵悉く停む。豈に身に菲薄にして獸に厚給す容けんや」と。乃ち之を却く。

檢校夏官侍郎孫元亨を以て同平章事とす。

夏五月壬子、營州の契丹松漠都督李盡忠・

歸誠州の刺史孫萬榮、兵を擧げて反し、攻めて營州を陥れ、都督趙文翽を殺す。盡忠は、萬榮の妹の夫なり。皆、營州城の側に居る。文翽、剛愎にして、契丹飢うれども賑給を加へず、酋長を視ること奴僕の如し。故に二人怨みて反す。乙丑、左鷹揚衛將軍曹仁師・右金吾衛

【八】營州。後漢の末、遼西の烏丸蹋頓の居る所なり。後魏、平州の界に於て遼西郡を置く。周、齊を平げ、猶ほ高寶寧の據る所と爲る。隋討ちて寶寧を平げ、始めて營州松漠都督府及び歸誠州を置く。太宗、内屬の契丹の部落を以て置く。今の熱河特別區域熱河道朝陽縣治。

【九】榆關。勝州の界に在り、突厥と接す。契丹に備ふる所以に非ざるなり。營州城の西四百八十里に、榆關守捉城有り、所謂臨渝の險なり。榆は當に渝に作るべし。史、これより以後、多く渝を以て榆に作る。讀者宜しく詳かに考ふべし。即ち今の山海關。

大將軍張玄遇・左威衛大將軍李多祚・司農少卿麻仁節等二十八將を遣はし、之を討たしむ。秋七月辛亥、春官尚書梁王武三思を以て榆關道安撫大使と爲し、姚壽を之に副とし、以て契丹に備へしむ。李盡忠を改めて李盡滅と爲し、孫萬榮を孫萬斬と爲す。盡忠尋ぎて自ら無上可汗と稱し、營州に據る。萬榮を以て前鋒とし、地を略す。向ふ所皆下る。旬日にして、兵、數萬に至る。進みて

檀州を圍む。清邊の前軍副總管張九節、擊ちて之を却く。八月丁酉、曹仁師・張玄遇・麻仁節、契丹と碓石谷に戰ふ。唐の兵大に敗る。是より先、契丹、營州を破り、唐の俘數百を獲、之を地牢に囚ふ。唐の兵將に至らんとするを聞き、(一)守牢營をして之を給きて曰はしむ、「吾が輩の家屬、飢寒し、自ら存する能はず。唯だ官軍の至るを俟ちて即ち降らんのみ」と。既にして契丹、其俘を引き出し、飼ふに糠粥を以てし、之を慰勞して曰はく、「吾、汝を養ふには則ち食無し。汝を殺すは又忍びず。今、汝を縱して去らしむ」と。遂に之を釋す。俘、幽州に至り、具に其狀を言ふ。諸軍、之を聞き、争うて先づ入らんと欲し、(二)黃驛谷に至る。虜、又、老弱を遣はして迎へ降らしめ、故らに老牛・瘦馬を道側に遺す。仁師等の三軍、歩卒を棄て、騎兵を將ゐて先づ進む。契丹、伏を設けて横さまに之を撃ち、飛索、以て玄遇・仁節を(三)縋し、之を生獲す。將卒の死する者、山谷を填め、脱るる者有る鮮し。契丹、軍印を得、詐りて牒を爲り、玄遇等をして之に署せしめ、總管燕匪石・宗懷・昌等に牒して云ふ、「官軍已に賊を破れり。若し營州に至らば、軍將皆斬り、兵、勳を叙せざらん」と。匪石等牒を得、晝夜兼行し、寢食に違あらず、以て之に赴き、士馬疲弊す。契丹、兵を伏せ、中道に於て之を邀ふ。全軍皆没す。九月、制して、天下の繫囚及び士庶の家奴の驍勇

【一〇】檀州。本、漢の漁陽郡僂奚縣の地。舊、安州を置く。隋の開皇十六年、檀州を置く。今の京兆密雲縣。
 【一一】碓石谷。平州に西碓石、東碓石の二成有り。
 【一二】營をして唐の俘を地牢に守らしむ、故に守牢營と曰ふ。
 【一三】黃驛谷。西碓谷に在り。
 【一四】縋。繩にて胃を作り、物をかけて捕ふるをいふ。

なる者、官、其直を償ひ、發して以て契丹を撃たしむ。又、山東近邊の諸州をして、武騎團兵を置かしめ、同州の刺史建安王武攸宜を以て右武威衛大將軍と爲し、清邊道行軍大總管に充て、以て契丹を討たしむ。右拾遺陳子昂、攸宜の府の參謀たり。上疏して曰はく、「恩制、天下の罪人を免し、及び諸色奴を募りて兵に充て、契丹を討撃せしむ。此れ乃ち捷急の計にして、天子の兵に非ず。且つ比來刑獄久しく清く、罪人全く少し。奴は多く怯弱にして、征行に慣れず。縱ひ其れ募集すとも、未だ用ふ可きに足らざらん。況んや今天下の忠臣義士、萬分に未だ其一をも用ひず、契丹の小孽、命を假りて誅を待つをや。何ぞ罪を免し奴を贖ふを勞して、國の大體を損せんや。臣恐る、此策、天下に威示す可からざらんことを」と。
 丁巳、突厥、涼州に寇し、都督許欽明を執ふ。欽明は(一)紹の曾孫なり。時に出でて部を按ず。突厥數萬、城下に奄至す。欽明拒ぎ戰ひ、虜にする所と爲る。欽明の兄欽寂、時に(二)龍山軍の討撃副使たり。契丹と(三)崇州に戰ふ。軍敗れ、擒にせらる。虜將に安東を圍まんとし、欽寂をして其屬城の未だ下らざる者を説かしむ。(四)安東都護裴玄珪、城中に在り、欽寂謂つて曰はく、「狂賊・天殃

【一五】許紹は凌烟閣の二十四功臣の列に預る。
 【一六】龍山。即ち慕容氏の和龍の山なり。
 【一七】崇州。奚州なり。武德五年、饒樂都督府の可汗部を分ちて置く。貞觀三年、徙りて營州の廢陽師鎮に治す。今の京兆通縣の東。
 【一八】安東都護。高宗の總章元年、安東都護府を平壤城に置く。上元元年、遼東郡の故城に徙る。儀鳳二年、又、新城に徙る。開元二年、平州に徙る。天寶二年、遼西の故郡城に徙す。疑ふらくは此時已に平州に徙りしならん。宋白曰はく、營州の東南二百七十里保定軍有り、舊の安東都護府なりと。

あり、滅びんこと朝夕に在り。公但だ兵を勵まし謹み守り、以て忠節を全くせよ」と。虜、之を殺す。吐蕃、復た使を遣はして和親を請ふ。太后、(二七)右武衛曹參軍貴郷の郭元振を遣はし、往きて其宜を察せしむ。吐蕃の將論欽陵、安西四鎮の戍兵を罷めんと請ひ、并せて十姓の突厥の地を分たんことを求む。元振曰はく、「四鎮・十姓は、吐蕃と、種類本殊なり。今、唐の兵を罷めんと請ふは、豈に兼井の志有るに非ずや」と。欽陵曰はく、「吐蕃苟くも土地を貪り、邊患を爲さんと欲せば、則ち東して甘涼を侵さん。豈に肯て利を萬里の外に規らんや」と。乃ち使者を遣はし、元振に隨ひ、入りて之を請はしむ。朝廷疑うて未だ決せず。元振・上疏して以爲はく、「欽陵、兵を罷め地を割かんとを求む。此れ乃ち利害の機なり。誠に、輕しく舉措す可からざるなり。今若し直に其善意を拒まば、則ち邊患を爲すこと必ず深からん。四鎮の利は遠く、甘涼の害は近し。深く圖らざる可からざるなり。宜しく計を以て之を緩くすべし。其和望をして未だ絶えざらしめば則ち善からん。彼の四鎮・十姓は、吐蕃の甚だ欲する所なり。而して青海・吐谷渾も、亦國家の要地なり。今之に報ずるには、宜しく曰ふべし、「四鎮十姓の地は、本、中國に用無し。兵を遣はして之に戍する所以は、以て西域を鎮撫し・吐蕃の勢を分ち・力を併せて東侵するを得ざらしめんと欲するなり。今若し果して東侵の志無くば、當に我が

- 〔二七〕 曹參軍は兵械公廩の興善勸諭を掌る。大朝會行從には、黃質甲鎧弓矢を衛尉に受く。
- 〔二八〕 長壽元年、四鎮の戍兵を置く。十姓の突厥は五咄陸・五弩失畢なり。
- 〔二九〕 吐谷渾の地、吐蕃に没すること、二百二卷高宗咸亨三年に見ゆ。薛仁貴、大非川に敗れ、青海亦没す。

吐谷渾の諸部及び青海の故地を歸すべし。則ち(三〇)五俟斤部も、亦當に以て吐蕃に歸すべし」と。此の如くならば則ち以て欽陵の口を塞ぐに足らん。而して亦未だ之と絶たざるなり。若し欽陵小しく乖違有らば、則ち曲、彼に在り。且つ四鎮・十姓は、歎附すること日久し。今未だ其情の向背・事の利害を察せず、遙に割きて之を棄てば、恐らくは諸國の心を傷らん。四夷を御する所以に非ざるなり」と。太后、之に従ふ。元振又上言す、「吐蕃の百姓、徭戍に疲れ、早く和親せんことを願ふ。欽陵、兵を統べ專制するに利あり、獨り・歎を歸するを欲せず。若し國家歳ごとに和親使を發し、而して欽陵常に・命に従はずんば、則ち彼の國の人、欽陵を怨むこと日に深く、國恩を望むこと日に甚だしからん。設ひ其徒を大舉せんと欲するも、固より亦難からん。斯れ亦離間の漸なり。其上下をして猜阻し、禍亂をして内に興らしむ可し」と。太后深く之を然りとす。元振、名は震、字を以て行はる。

- 〔三〇〕 五俟斤。西突厥の五弩失畢部に各、酋長有り、五俟斤と曰ふ。
- 〔三一〕 龍朔に、左右屯衛を改めて左右武衛と爲し、光宅に又改めて左右豹韜衛と爲す。
- 〔三二〕 閻立德は、巧思を以て稱せらる。
- 〔三三〕 田仁會は良吏なり。

庚申、并州の長史王方慶を以て鸞臺侍郎と爲し、殿中監萬年の李道廣と、竝に同平章事とす。突厥の默啜、太后の子と爲らんことを請ひ、并せて其女の爲めに昏を求め、悉く河西の降戸を歸し、其部衆を帥む、國の爲めに契丹を討たんとす。太后、(三四)豹韜衛大將軍閻知微・左衛郎將攝司賓卿田歸道を遣はし、默啜に左衛大將軍・遷善可汗を冊授す。知微は(三五)立德の孫、歸道は(三六)仁會の子なり

り。冬十月辛卯、契丹の李盡忠・卒す。孫萬榮、代りて其衆を領す。突厥の默啜、間に乘じて松漠を襲ひ、盡忠・萬榮の妻子を虜にして去る。太后、進めて默啜を拜して頡跌利施大單于・立功報國可汗と爲す。孫萬榮、餘衆を收拾し、軍執復た振ふ。別帥駱務整・何阿小を遣はし、前鋒と爲し、冀州を攻め、陷れ、刺史陸寶積を殺し、吏民數千人を屠り、又、瀛州を攻む。河北震動す。制して、彭澤の令狄仁傑を起して、魏州の刺史と爲す。前の刺史獨孤思莊、契丹が猝に至らんことを畏れ、悉く百姓を驅りて城に入れ、守備を繕修せしむ。仁傑至り、悉く遣りて農に還して曰はく、「賊猶ほ遠きに在り。何是の如くするを煩はさん。萬一、賊來らば、吾自ら之に當らん」と。百姓大に悦ぶ。時に契丹入寇し、軍書填委す。夏官郎中、硤石の姚元崇、剖析すること流るるが如く、皆、條理有り。太后、之を奇とし、擢でて夏官侍郎と爲す。太后、(二六)徐有功が法を用ふること平かなりしを思ひ、擢でて左臺殿中侍御史に拜す。聞く者、相賀せざるは無し。(二七)鹿城の主簿宗城の潘好禮、論を著はして有功を稱す、「道を踏み仁に依り、固く誠節を守り、貴賤死生を以て其操履を易へず」と。客問を設けて曰はく、「徐公は今に於て誰か與に比を爲さん。」主人曰は

〔二六〕 狄仁傑、長壽元年、彭澤の令に貶せらる。

〔二七〕 硤石、後魏の太和十一年、隋陵に於て暗縣を置き、恒農郡に屬す。隋、并せて熊耳縣に入れ、河南郡に屬す。唐の武德元年、復た置く。貞觀十四年、移りて硤石場に治す。因つて更めて硤石と名づく。今の河南省河洛道陝縣の東南七十里。

〔二八〕 徐有功、長壽二年、名を除かる。

〔二九〕 鹿城、漢の安定侯國。周齊、安定縣と爲す。隋改めて鹿城縣と爲す。唐、冀州に屬す。今の直隸省保定道東鹿縣。唐の制、上縣の主簿は、正九品下、中下縣は從九品上。

く、「四海は至つて廣く、人物は至つて多く、或は迹を匿し光を韜まん。僕敢て誣ひず。若し聞見する所は、則ち一人のみ。當に古人の中に於て之を求むべし」と。客曰はく、「張釋之に何如。」主人曰はく、「釋之が行ふ所の者は甚だ易く、徐公が行ふ所の者は甚だ難し。難易の間、優劣見はる。(三〇)張公は漢文の時に逢ひ、天下、事無し。高廟の玉環を盗み及び渭橋に馬を驚かすが如きに至りては、法を守るのみ。豈に易からずや。徐公は革命の秋に逢ひ、惟新の運に屬し、唐朝の遺老、或は禍心を包藏し、人主をして疑有らしむ。周興・來俊臣の如きは、乃ち堯の年の四凶なり。惡言を崇飾し、以て盛徳を誣ふ。而るに徐公、死を守り道を善くし、深く相明白にし、幾たびか囹圄に陥り、數、網羅に挂れり。此れ吾子の聞く所なり。豈に難からずや」と。客曰はく、「司刑卿と爲らしめば、乃ち其才を展ぶるを得ん。」主人曰はく、「吾子、徒に徐公が法を用ふるの平允なるを見、司刑に置く可しと謂ふ。僕、其の人を観るに、方寸の地、何ぞ容れざる所あらん。若し其れ之を用ひば、何事か不可ならん。豈に直に司刑のみならんや」と。

〔三〇〕 張公云云。事、十四卷漢の文帝三年に見ゆ。

卷の第二百六

唐紀二十二

則天順聖皇后中の下

神功元年、正月己亥朔、太后、通天宮に享す。

突厥の默啜、靈州に寇し、許欽明を以て自ら隨ふ。欽明、城下に至り、

大呼して、美醬・梁米及び墨を求む。意に、城中・良將を選び・精兵を引

きて・夜虜營を襲はんことを欲す。而るに城中、其意を諭る者無し。

箕州の刺史劉思禮、人を相するを術士張憬藏に學ぶ。憬藏、思禮に謂ふ、

『當に箕州を歴、位、太師に至るべし』と。思禮念へらく、太師は人臣の極

貴なり。佐命に非ざれば以て之を致す無しと。乃ち洛州の錄事參軍 綦

連耀と與に、反を謀り、陰に朝士を結び、相術に託して、人に富貴を許し、

其意悦ぶを俟ち、因つて説くに『綦連耀、天命有り。公必ず之に因りて、

- 【一】 神功元年。時に契丹破滅し、九鼎就成するを以て、九月を以て大に享し、改元して神功と爲す。西紀六九七年。
- 【二】 許欽明が默啜の禽ふる所と爲ること前卷前年に見ゆ。
- 【三】 美醬は良將、梁米は精兵、墨は夜の隱語。
- 【四】 唐の京都の錄事參軍は正七品。
- 【五】 綦連。虜姓なり。

唐則天順聖皇后神功元年

を以てす。鳳閣舍人王勳、天官侍郎の事を兼ね、思禮を用ひて箕州の刺史と爲す。明堂の尉吉頊、其謀を聞き、以て合宮の尉來俊臣に告げ、變を上りて之を告げしむ。太后、河内王武懿宗をして之を推せしむ。懿宗、思禮をして、廣く朝士を引かしめ、其死を免さんことを許す。凡そ小しく意に忤ふものは皆之を引く。是に於て、思禮、鳳閣侍郎同平章事李元素・夏官侍郎同平章事孫元亨・知天官侍郎事石抱忠・劉奇・給事中周譚及び王勳の兄涇州の刺史勳・弟監察御史助等を引く。凡そ三十六家。皆海内の名士なり。楚毒を窮め、以て其獄を成す。壬戌、皆、之を族誅す。親黨の連坐し、流竄せらるる者千餘人。初め懿宗、思禮を寛くし、外に於て、諸人を誣引せしむ。諸人既に誅し、然る後思禮を收む。思禮、之を悔ゆ。懿宗は、天授より以來、太后數、之をして獄を鞠せしむ。喜みて人を誣陷す。時人以て周來の亞と爲す。來俊臣、其功を擅にせんと欲し、復た吉頊を羅告す。頊、變を上り、召見せらるるを得、僅に免る。俊臣、是に由りて復た用ひられ、而して頊も亦此を以て進むを得たり。俊臣の黨人、『司刑府史樊恭、反を謀る』と羅告し、之を誅す。恭の子、冤を朝堂に訟ふ。敢て理する者無し。乃ち刀を援りて自ら其腹を刳く。秋、官侍郎上邽の劉如璿、之を見、竊に歎じて泣く。俊臣、『如璿、惡逆に黨す』と奏し、獄に下し、

〔六〕 明堂。高宗の總章元年、西京の萬年縣を分ちて明堂縣と爲す。
 〔七〕 合宮。永昌元年、東都の河南縣を改めて合宮縣と爲す。
 〔八〕 唐の制、大理寺に、府二十八人、史五十六人有り。
 〔九〕 上邽縣、漢には隴西郡に屬す。古の邽戎の地なり。後漢、漢陽郡に屬す。後魏より隋に至るまで、天水郡に屬す。唐、秦州に屬す。今の甘肅省渭川道天水縣の西南に在り。

處するに絞刑を以てす。制して灊州に流す。

尙乘奉御張易之は、(二〇) 行成の族孫なり。年少く、姿容美しく、音律を善くす。太平公主、易之の弟、昌宗を薦む。入りて禁中に侍す。昌宗復た易之を薦む。兄弟、皆、幸を太后に得、常に朱粉を傅け、錦繡を衣る。昌宗は、散騎常侍に累遷し、易之は、(二一) 司衛少卿と爲る。其母韋氏、臧氏を拜して、太夫人と爲す。賞賜、勝けて紀す可からず。仍ほ鳳閣侍郎李迥秀に勅し、臧氏の私夫と爲す。迥秀は、(二二) 大亮の族孫なり。武承嗣・三思・懿宗・宗楚客、晉卿、皆、易之の門庭に候し、争うて鞭撻を執り、易之を謂つて五郎と爲し、昌宗を六郎と爲す。

〔二〇〕 張行成は太宗に事ふ。
 〔二一〕 龍朔に、衛尉を改めて司衛と爲す。光宅、之に因る。
 〔二二〕 李大亮は高祖・太宗に歴事す。
 〔二三〕 平狄軍。代州の北に大武軍有り。調露元年、改めて神武軍と曰ふ。天授二年、改めて平狄軍と曰ふ。

癸亥、突厥の默啜、勝州に寇す。(二三) 平狄軍副使安道買、撃ちて之を破る。

甲子、原州の司馬婁師德を以て守鳳閣侍郎同平章事とす。春三月戊申、清邊道總管王孝傑・蘇宏暉等、兵十七萬を將ひて、孫萬榮と、東硤石谷に戰ふ。唐の兵大に敗れ、孝傑、之に死す。孝傑、契丹に遇ひ、精兵を帥ひて前鋒と爲り、力戰す。契丹引き退く。孝傑、之を追ひ、行きて懸崖を背にす。契丹、兵を回して之に薄る。宏暉先づ遁る。孝傑、岨より墜ちて死す。將士、死亡して殆ど盡く。管記洛陽の張說、馳せて其事を奏す。太后、孝傑に官爵を贈り、使を遣はして、宏暉を斬りて以て狗へしむ。使者未だ至らざるに、宏暉、功を立てるを以て、免



るを得たり。武攸宜、漁陽に軍す。孝傑等の敗没せるを聞き、軍中震恐し、敢て進まず。契丹、勝に乗じて幽州に寇し、城邑を攻め陥れ、吏民を剽掠す。攸宜、將を遣はして之を撃たしむ。克たす。

閻知微・田歸道、同じく突厥に使い、默啜を冊して可汗と爲す。知微、中道にして突厥の使者に遇ひ、輒ち之に緋袍・銀帶を與へ、且つ上言す、「虜使、都に至る。宜しく大に供張を爲すべし」と。歸道・上言す、「突厥、背誕すること積年、今方に過を悔ゆ。宜しく聖恩の寛宥するを待つべし。今、知微、擅に之に袍帶を與へ、朝廷をして以て復た加ふる無からしむ。宜しく初服に反りて以て朝恩を俟たしむべし。又、小虜の使臣、大に供張を爲すに足らず」と。太后、之を然りとす。知微、默啜を見、舞蹈して其靴鼻を吮ふ。歸道、長揖して・拜せず。默啜、歸道を囚へ、將に之を殺さんとす。歸道、辭色、撓まず、其の厭く無きを責め、爲めに禍福を陳ぶ。阿波達干元珍曰はく、「大國の使者は、殺す可からざるなり」と。默啜、怒稍解く。但だ拘留して遣らず。初め咸亨中、突厥、降る者有れば、皆之を豊・勝・靈・夏・朔・代の六州に處く。是に至りて、默啜、六州の降戸及び單于都護府の地并に穀種・繒帛・農器・鐵を求む。太后、許さず。默啜怒り、言辭悻悻なり。姚璿・楊再思、契丹未だ平がざるを以

〔一〕 漁陽。秦の右北平郡の治所なり。隋、漁陽縣と爲し、幽州に屬す。幽州の東二百一十里に在り。今の京兆葡縣。
〔二〕 背誕。そむき、いはる。
〔三〕 初服。突厥の遣はし來らしむるときに被る所の服。
〔四〕 突厥の官二十八等、設より達干に至るまで、皆、其官を世々にす。此れ即ち阿史德

て、默啜の求むる所に依りて之を給せんと請ふ。麟臺少監知鳳閣侍郎贊皇の李嶠曰はく、「戎狄は貪りて信無し。此れ所謂 寇に兵を借し盜に糧を資するなり。如かじ兵を治めて以て之に備へんには」と。璿・再思、固く・之を與へんと請ふ。乃ち悉く六州の降戸數千帳を驅り、以て默啜に與へ、并せて穀種四萬斛・雜綵五萬段・農器三千事・鐵四萬斤を給し、并せて其昏を許す。默啜、是に由りて益々彊し。田歸道、始めて還るを得、閻知微と、太后の前に爭論す。歸道以爲はく、「默啜必ず約に負かん。和親を恃む可からず。宜しく之が備を爲すべし」と。知微以爲はく、「和親必ず保す可し」と。

元珍。
〔一〕 麟臺少監。即ち秘書少監。
〔二〕 贊皇縣は隋置き、趙州に屬す。贊皇山を取りて名と爲す。今の直隸省保定道贊皇縣。
〔三〕 秦の李斯の言。
〔四〕 豫州の鼎獨り高大なるは都畿を神にする也。

夏四月、九鼎を鑄て成り、徙して通天宮に置く。豫州の鼎は高さ丈八尺、千八百石を受く。餘州は、高さ丈四尺、千二百石を受く。各山川・物産を其上に圖す。共に銅五十六萬七千餘斤を用ふ。太后、黃金千兩を以て之に塗らんと欲す。姚璿曰はく、「九鼎は神器なり。天質の自然なるを貴ぶ。且つ臣、其五采を觀るに、煥炳相雜はる。金色を待ちて以て炫耀と爲さず」と。太后、之に従ふ。玄武門より曳き入るるや、宰相・諸王をして、南北牙の宿衛の兵十餘萬人并に仗内の大牛白象を帥る、共に之を曳かしむ。

前の益州の長史王及善、已に致仕す。會契丹、亂を作し、山東安からず。起して滑州の刺史と爲

太后・召見し、問ふに朝廷の得失を以てす。及善、治亂の要十餘條を陳ぶ。太后曰はく、「外州は末事なり。此は根本たり。卿、出づ可からず」と。癸酉、留めて内史と爲す。

癸未、右金吾衛大將軍武懿宗を以て神兵道行軍大總管と爲し、右豹韜衛將軍何迦密と與に、兵を將ゐて契丹を撃たしむ。五月癸卯、又、婁師德を以て清邊道副大總管と爲し、右武威衛將軍沙吒忠義を前軍總管と爲し、兵二十萬を將ゐて、契丹を撃たしむ。是より先、朱前疑といふ者有り、上書して云はく、「臣、陛下の壽・八百に滿つるを夢みき」と。即ち拾遺に拜す。又自ら言ふ、「陛下の髮白きが再び玄く・齒落ちたるが更に生ずるを夢みき」と。駕部郎中に遷す。出で使して還り、上書して曰はく、「嵩山の・萬歳と呼ぶを聞けり」と。賜ふに、緋箆袋を以てす。時に未だ五品ならず。綠衫の上に於て之を佩ぶ。會、兵を發して契丹を討つ。京官に敕し、馬一匹を出して軍に供せしめ、酬ゆるに五品を以てす。前疑、馬を買うて之を輸し、屢、抗表して、進階を求む。太后、其の貪鄙なるを惡み、六月乙丑、敕して其馬を還し、斥けて田里に歸す。右司郎中馮翊の喬知之、美妾有り、碧玉と曰ふ。知之、之が爲めに、昏せず。武承嗣、借りて以て諸姬に教へ、遂に留めて、還さず。知之、綠珠怨詩を作りて以て之に寄す。碧玉、井に起きて死す。

【三】沙吒。虜の姓。

【三】唐の駕部郎は邦國の輿・車乘・傳驛・庠牧・官司の馬牛雜畜の簿籍を掌り、其出入を辯じ、其名數を司る。

【四】箆袋。唐初、職事官、三品以上は、金裝刀・礪石を賜ふ。一品以下は手巾箆袋有り。開元以後、百官、朔望朝參の外、官衙の日には箆袋を帶び、各、其の服する所の色に隨ふ。餘日は否す。

【五】石崇の愛妾綠珠の事、八十三卷晉の惠帝、永康元年に見ゆ。

承嗣、詩を裙帶に得、大に怒り、酷吏に諷して羅告せしめ、之を族誅す。

司僕少卿來俊臣、敕に倚りて貪淫なり。士民の妻妾、美なる者有れば、百方して之を取。或は人をして其罪を羅告せしめ、矯りて救と稱し、以て其妻を取。前後羅織して人を誅すること、勝げて許る可からず。宰相より以下、其姓名を籍して之を取。自ら言ふ、「才、石勒に比す」と。監察御史李昭德、素より俊臣を惡み、又嘗て秋官侍郎皇甫文備を庭辱す。二人共に「昭德、反を謀る」と誣ふ。獄に下さる。俊臣、武氏の諸王及び太平公主を羅告せんと欲し、又、「皇嗣及び廬陵王、南北牙と同じく反す」と誣ひんと欲し、此に因りて國權を盜まんことを冀ふ。河東の人衛遂忠、之を告ぐ。諸武及び太平公主・恐懼し、共に其罪を發きて、獄に繋ぐ。有司、處するに極刑を以てす。太后、之を赦さんと欲す。奏上る。三日にして出でず。王及善曰はく、「俊臣は、凶狡貪暴にして、國の元惡なり。之を去らずんば、必ず朝廷を動搖せん」と。太后、苑中に遊ぶ。吉頊、轡を執る。太后、問ふに外事を以てす。對へて曰はく、「外人唯だ來俊臣の奏の下らざるを怪しむ」と。太后曰はく、「俊臣は、國に功有り、朕方に之を思ふ」と。頊曰はく、「于安遠、虺貞が反するを告ぐ。既にして果して反せり。今止だ成州の司馬たり。俊臣、不逞を聚結し、良善を誣構し、賊賄、山の如く、冤魂、路に塞がる。國の賊なり。何ぞ惜むに足らんや」と。太后乃ち其奏を下す。丁卯、昭德、

【六】光宅に、太僕を改めて司僕と爲す。

【七】貞の事、前卷垂拱四年に見ゆ。

俊臣、同じく棄市せらる。時人、昭徳を痛みて俊臣を快しとせざるは無し。仇家争うて俊臣の肉を噉ひ、斯須にして盡く。眼を抉り面を剝ぎ。腹を披きて心を出し、騰踢して泥と成す。太后、天下の之を惡むを知り、乃ち制を下して其罪惡を數へ、且つ曰はく、「宜しく赤族の誅を加へ、以て蒼生の憤を雪ぐべし。法に準じて其家を籍没す可し」と。士民、皆路に相賀して曰はく、「今より、眠る者、背始めて席に帖く」と。俊臣、暴連耀を告ぐるの功を以て、奴婢十人を賞せらる。俊臣、司農の婢を閱するに、可なる者無し。西突厥の可汗解瑟羅の家に細婢有り、善く歌舞するを以て、得て以て賞口と爲さんと欲す。乃ち人をして「解瑟羅・反す」と誣告せしむ。諸會長、闕に詣り、耳を割き面を髻き、宛を認ふる者數千人。會、俊臣、誅せられ、乃ち免るるを得たり。俊臣方に事を用ふるや、選司、其屬請を受け、不次に官に除せらるる者、銓毎に數百人。俊臣敗るるや、侍郎皆自首す。太后、之を責む。對へて曰はく、「臣、陛下に負けり、死罪。臣、國家の法を亂るは、罪、一身に止まる。俊臣の語に違はば、立ちどころに滅族せらせん」と。太后乃ち之を赦す。上林の令侯敏、素より俊臣に諂へ事ふ。其妻董氏、之を諫めて曰はく、「俊臣は國賊なり。日を指して將に敗れんとす。君宜しく之に

【二六】 騰踢。ふみ、にじる。

【二七】 司農婢。唐六典に、司農丞は、凡ての官戸奴婢男女成人を掌る。先づ本色を以て媵偶し、若し給賜せば其妻子の相隨ふを許し、若し籍没を犯せば、其の能くする所を以て各、諸司に配し、婦人の巧なる者は掖庭に入る。

【二八】 唐の司農の屬に上林署令有り、從七品下、苑囿縣地の事を掌る。凡そ果を植ふ蔬を樹ふ、以て朝會祭祀に供し、及び季冬に氷を藏すること、皆、之を主る。

遠ざかるべし」と。敏、之に従ふ。俊臣怒り、出して 武龍の令と爲す。敏、往かざらんと欲す。妻曰はく、「速かに去れ。留まる勿れ」と。俊臣敗るるや、其黨皆嶺南に流さる。敏獨り免るるを得たり。太后、于安遠を徵して尙食奉御と爲し、吉頊を擢でて右肅政中丞と爲す。

檢校夏官侍郎宗楚客を以て同平章事とす。

武懿宗の軍、趙州に至り、契丹の將路務整の數千騎將に冀州に至らんとするを聞き、懿宗懼れ、南

に通れんと欲す。或るひと曰はく、「虜は輜重無く、抄掠を以て資と爲す。

若し兵を按じて拒ぎ守らば、執必ず離散せん。從つて之を撃たば、大功

有る可からん」と。懿宗、從はず、退きて相州に據る。軍資器仗を委棄す

ること甚だ衆し。契丹遂に趙州を屠る。甲午、孫萬榮、奴の殺す所と爲る。

【初】 萬榮が王孝傑を破るや、柳城の西北四百里に於て、險に依りて城を築き、其老弱婦女を留め、獲

る所の器仗資財は、妹の夫乙窵羽をして之を守らしめ、精兵を引きて幽州に寇す。突厥の默啜が其後

を襲はんことを恐れ、五人を遣はし、黑沙に至り、默啜に語りて曰はしむ、「我已に王孝傑の百萬の

衆を破り、唐の人、膽を破る。請ふ可汗と與に、勝に乗じて共に幽州を取らん」と。三人先づ至る。

默啜喜び、賜ふに緋袍を以てす。二人後れて至る。默啜、其稽緩を怒り、將に之を殺さんとす。二

人曰はく、「請ふ一言して死せん」と。默啜、其故を問ふ。二人、契丹の情を以て默啜に告ぐ。乃ち

前の三人を殺し、而して二人に緋を賜ひ、郷導を爲さしめ、兵を發して契丹の新城を取り、獲る所の涼州都督許欽明を殺し、以て天を祭る。〔三〕新城を圍むこと三日にして之に克ち、盡く俘にして以て歸り、乙窈羽をして馳せて萬榮に報せしむ。時に萬榮方に唐の兵と相持す。軍中、之を聞きて懼す。奚人、萬榮に叛く。神兵道總管楊玄基、其前を撃ち、奚の兵、其後を撃ち、其將何阿小を獲たり。萬榮の軍大に潰え、輕騎數千を帥ゐて東に走る。前軍總管張九節、兵を遣はして之を道に邀ふ。萬榮、窮蹙し、其奴と與に、逃れて、〔四〕潞水の東に至り、林下に息ひ、歎じて曰はく、「今、唐に歸せんと欲するも罪已に大なり。突厥に歸するも亦死せん。新羅に歸するも亦死せん。將た安く之にかんや」と。奴、其首を斬りて以て降る。之を〔五〕四方館の門に梟す。其餘衆及び奚、皆、突厥に降る。

〔三〕 新城。即ち前に契丹の築く所、柳城の西北に在る者。
 〔四〕 潞水。鮑丘水、塞外より來り、南して幽州潞縣を過ぐ。之を潞水と謂ふ。
 〔五〕 四方館。漢に藁街蠻夷邸有り。後魏、諸國使邸を置く。其後、又、四館を作り、以て四方の來降の者を處く。事、一百四十九卷梁の武帝普通元年に見ゆ。隋の煬帝に至りて四方館を建國門に置き、以て四方の使客を待ち、各、其方國及び互市の事を掌る。鴻臚寺に屬す。唐、四方館を以て中書省に隸し、通事舍人、之を主る。

戊子、特進武承嗣・春官尚書武三思、竝に同鳳閣鸞臺三品たり。辛卯、制して、契丹初めて平ぐを以て、河内王武懿宗・婁師德及び魏州刺史狄仁傑に命じ、道を分ちて河北を安撫せしむ。懿宗、至る所殘酷なり。民、契丹の脇從する所と爲り。復た來り歸する者有り。懿宗、皆、以て反と爲し、生きながら裂

きて其膽を取る。是より先、何阿小、人を殺すを嗜む。河北の人、之が語を爲して曰はく、「唯だ此兩何、人を殺すこと最も多し」と。

秋七月丁酉、昆明・内附す。寶州を置く。

武承嗣・武三思、竝に政事を罷む。

庚午、武攸宜、幽州より凱旋す。武懿宗・奏す、「河北の百姓の、賊に從ひし者、請ふ盡く之を族せん」と。左拾遺王求禮、之を庭折して曰はく、「此屬素より武備無く、力、賊に勝たず、苟くも之に從うて以て生を求む。豈に國に叛くの心有らんや。懿宗、彊兵數十萬を擁し、風を望みて退き走り、賊從・滋蔓す。又、罪を草野の註誤の人に委せんと欲す。臣と爲りて不忠なり。請ふ先づ懿宗を斬り、以て河北に謝せん」と。懿宗、對ふる能はず。司刑卿杜景儉も亦奏す、「此れ皆脅從の人なり。請ふ悉く之を原さんと。太后、之に從ふ。」

八月丙戌、納言姚璹、事に坐して益州の長史に左遷せらる。太子宮尹豆盧欽望を以て文昌右相・

鳳閣鸞臺三品と爲す。

九月壬寅、大に通天宮に享す。大赦し、〔三〕改元す。

庚戌、婁師德、納言に守たり。

〔三〕 兩何。武懿宗、河内王に封ぜらる。何阿小と與に兩何と爲す。何と河と音同じ。
 〔四〕 天授中、太子詹事を改めて太子宮尹と爲す。
 〔五〕 鳳の上に當に同の字有るべし。
 〔三〕 神功と改元す。

甲寅、太后、侍臣に謂つて曰はく、「頃者、周興・來俊臣、獄を按じ、多く朝臣を連引し、其の反を謀るを云ふ。國に常法有り、朕安んぞ敢て違はん。中間、其の實ならざるを疑ひ、近臣をして獄に就きて引問せしめ、其手狀を得るに、皆自ら承服せり。朕、以て疑と爲さざりき。興・俊臣が死してより、復た反者有るを聞かず。然らば則ち前に死せし者は、冤有らざるか」と。夏官侍郎姚元崇對へて曰はく、「垂拱より以來、謀反に坐して死せし者は、率ね皆興等が羅織して、自ら以て功と爲すなり。陛下、近臣をして之を問はしむるに、近臣も亦自ら保せず、何ぞ敢て問ふ所の者を動搖せんや。若し翻覆する有らば、慘毒に遭はんことを懼れ、速かに死するに若かずとす。天の聖心を啓くに頼り、興等、誅に伏せり。臣、百口を以て、陛下の爲めに、今より内外の臣に復た反する者無きを保す。若し微しく實狀有らば、臣請ふ、知れども告げざるの罪を受けん」と。太后悦びて曰はく、「曩時の宰相、皆、其事を順成し、朕を陥れて淫刑の主と爲せり。卿が言ふ所を聞くに、深く朕が心に合ふ」と。元崇に錢千緡を賜ふ。時人、魏元忠の爲めに宐を訟ふる者多し。太后復た召して肅政中丞と爲す。元忠、前後、棄市流竄に坐する者四たび。嘗て宴に侍す。太后問うて曰はく、「卿、往者數、謗を負ひしは、何ぞや」と。對へて曰はく、「臣は猶ほ鹿のごとくなるのみ。羅織の徒、臣が肉を得て羹と爲さんと欲す。臣、安んぞ之を避くる所あらん」と。

【四〇】承服。罪に服する也。

冬閏十月甲寅、幽州都督狄仁傑を以て鸞臺侍郎と爲し、司刑卿杜景儉を鳳閣侍郎と爲し、竝に同平章事とす。仁傑・上疏して以爲はく、「天、四夷を生じ、皆、先王の封略の外に在り。故に東は滄海に距り、西は流沙を阻て、北は大漠を横たへ、南は五嶺を阻つ。此れ天の、夷狄を限りて中外を隔つる所以なり。典籍の紀する所、聲教の及ぶ所、三代の至る能はざりし者より、國家盡く之を兼ねたり。詩人、薄か太原を伐ち、美化・江漢に行はるるに矜る。則ち三代の遠裔は、皆、國家の域中なり。若し乃ち武を方外に用ひ、功を絶域に邀め、府庫の實を竭し、以て不毛の地を争ふは、其人を得るも、賦を増すに足らず、其土を獲るも、耕織す可からず。苟くも、遠夷を冠帯にするの稱を求め、本を固め人を安んずるの術を務めざるは、此れ秦皇・漢武の行ふ所にして、五帝・三王の事業に非ざるなり。始皇、兵を窮め武を極め、務めて、地を廣むるを求め、死する者麻の如く、天下の潰叛するを致せり。漢武、四夷を征伐し、百姓困窮し、盜賊蜂起す。末年、悔悟し、兵を息め役を罷む。故に能く天の祐くる所と爲れり。近者、國家、頻歲、師を出し、費す所滋く廣く、西は四鎮に戍し、東は安東に戍し、調發日に加はり、百世虚弊す。今、關東飢饉し、蜀漢逃亡し、江淮已南、徵求すること息まず、人、業に復せず、相率ゐて盜を爲す。本根一たび搖げば、憂患、淺からず。其の然る所以

【四一】薄か太原云云。詩の六月は宣王北伐するなり。其詩に云ふ、薄か獵狝を伐ち、太原に至ると。

【四二】美化云云。廣漢の詩は、文王の道、南國に被り、美化、江漢の域に行はるるを美す。

【四三】事、秦紀に見ゆ。

の者は、皆、蠻貊の不毛の地を争ひ、蒼生を子養するの道に乖くを以てなり。昔、漢元は、賈捐之の謀を納れて、朱崖郡を罷め、宣帝は、魏相の策を用ひて、車師の田を棄つ。豈に虚名を慕尚するを欲せざらんや。蓋し人力を勞するを憚るなり。近ごろ貞觀中、九姓を克平し、李思摩を立てて可汗と爲し、諸部を統べしめしは、蓋し、夷狄は叛けば則ち之を伐ち・降れば則ち之を撫し、亡を推し存を固むるの義を得・遠く成りて人を勞するの役無きを以てなり。此れ近日の令典、邊を經するの故事なり。竊に謂ふに、宜しく阿史那斛瑟羅を立てて可汗と爲し、之に四鎮を委ね、高氏の絶國を繼ぎ、安東を守らしめ、軍費を遠方に省き、甲兵を塞上に并せ、夷狄をして侵侮の患無からしむべし。則ち可ならん。何ぞ必ずしも其窟穴を窮め、螻蟻と長短を校べんや。但だ當に邊兵に救して、守備を謹み、斥候を遠くし、資糧を聚め、其の自ら致すを待ち、然る後之を撃たしむべし。逸を以て勞を待てば、則ち戰士力倍す。主を以て客を禦げば、則ち我、其便を得。壁を堅め野を清へば、則ち寇、得る所無し。自然に二賊深く入らば、則ち顛蹶の慮有り、淺く入らば、必ず寇獲の益無からん。此の如きこと數年ならば、二虜をして撃たずして服せしむ可からん」と。事、行はれずと雖も、識者、之を是とす。

- 【四】 漢元云云。事、二十八卷初元二年に見ゆ。
- 【五】 宣帝云云。事、二十五卷元康二年に見ゆ。
- 【六】 貞觀中云云。一百九十五卷貞觀十三年に見ゆ。
- 【七】 亡を推し存を固くす。書の仲虺之語に曰はく、亡を推し存を固むれば、邦乃ち其れ昌んなりと。
- 【八】 高氏の國。高麗をいふ。
- 【九】 二賊二虜。皆、空厥と吐蕃とを謂ふ。

鳳閣舍人李嶠、天官選事に知たり。始めて員外官數千人を置く。是より先、曆官、是月を以て正月と爲し、臘月を以て閏と爲す。太后、正月甲子朔冬至ならんことを欲し、乃ち制を下して以爲はく、去晦仍ほ月を見る。天經に爽ふ有り。今月を以て閏月と爲し。來月を正月と爲す可し」と。

聖曆元年、正月甲子朔冬至、太后、通天宮に享し、天下に赦し、改元す。
夏官侍郎宗楚客、政事を罷む。
春二月乙未、文昌右相同鳳閣鸞臺三品豆盧欽望、罷めて太子賓客と爲る。

武承嗣・三思、太子と爲らんことを營求し、數人をして太后に説きて曰はしむ、「古より天子、未だ異姓を以て嗣と爲す者有らず」と。太后、意未だ決せず。狄仁傑毎に從容として太后に言つて曰はく、「文皇帝、風に櫛り雨に沐し、親ら鋒鏑を冒し、以て天下を定め、之を子孫に傳へ、大帝、二子を以て陛下に託せり。陛下今乃ち之を他族に移さんと欲するは、乃ち天意に非ざる無からんか。且つ、姪と母子と孰れか親しき。陛下、

- 【一】 去晦。前月の晦を謂ふ。
- 【二】 聖曆元年。西紀六九八年なり。
- 【三】 文皇帝。太宗、文皇帝と諡す。
- 【四】 大帝。高宗、天皇大帝と諡す。
- 【五】 二子。廬陵王及び皇嗣なり。
- 【六】 姪。太子。太后の、承嗣。三思に於けるは姪なり。廬陵王。皇嗣に於けるは母子なり。

子を立てば、則ち千秋萬歳の後、太廟に配食し、承繼、窮り無からん。姪を立てば、則ち未だ姪、天子と爲りて、姑を廟に附する者を聞かざるなり」と。太后曰はく、「此れ朕が家事なり。卿、預り知る勿れ」と。仁傑曰はく、「王者は四海を以て家と爲す。四海の内、孰か臣妾に非ざらん。何者か陛下の家事と爲さざらん。君は元首たり、臣は股肱たり、義、一體に同じ。況んや臣、位に宰相に備はるをや。豈に預り知らざるを得んや」と。又、太后に、廬陵王を召し還さんことを勸む。王方慶・王及善も亦之を勸む。太后の意稍寤る。它日、又、仁傑に謂つて曰はく、「朕、大鸚鵡の兩翼皆折くと夢みたり。何ぞや」と。對へて曰はく、「武は陛下の姓にして、兩翼は二子なり。陛下、二子を起さば、則ち兩翼振はん」と。太后、是に由りて、承嗣・三思を立つるの意無し。孫萬榮が幽州を圍むや、檄を朝廷に移して曰はく、「何ぞ我が廬陵王を歸さざる」と。吉頊、張易之・昌宗と、皆、控鶴監供奉たり。易之兄弟、之を親狎す。頊、從容として二人に説きて曰はく、「公の兄弟、貴寵なること此の如し。徳業を以て之を取れるに非ざるなり。天下、目を側て齒を切るもの多し。天下に大功有らざるば、何を以て自ら全くせん。竊に公の爲めに之を憂ふ」と。二人懼れ、流涕して計を問ふ。頊曰はく、「天下の士庶、未だ唐の徳を忘れず、咸復た廬陵王を思ふ。主上、春秋高し。大業、須く付する所有るべし。武氏の諸王は、意を屬する所に非ず。公、何ぞ從容して上に勸めて廬陵

【六】廬陵王。光宅元年、均州に遷され、垂拱元年、房州に遷さる。
 【七】鸚と武と音同じ。
 【八】是年、控鶴監を置き、以て近侍を處く。

王を立て、以て蒼生の望がざる。此の如くせば、徒に禍を免るるのみに非ず、亦、以て長く富貴を保つ可し」と。二人、以て然りと爲し、間を承け、屢、太后の爲めに之を言ふ。太后、謀の頊に出づるを知り、乃ち召して之に問ふ。頊復た太后の爲めに具に利害を陳す。太后の意乃ち定まる。三月己巳、「廬陵王、疾有り」と託言し、職方員外郎、瑕丘の徐彦伯を遣はし、廬陵王及び其妃・諸子を召し、行在に詣りて疾を療せしむ。戊子、廬陵王、神都に至る。

【九】瑕丘。故の春秋の魯の瑕邑。晉・宋、兗州を此に置く。隋の開皇十三年、瑕丘縣を置き、兗州を帶ぶ。

【一〇】襄陽縣、漢には南郡に屬す。獻帝建安十三年、襄陽郡を置く。

【一一】合州。漢の墊江縣の地、南齊、東宕渠郡を置く。西魏、墊江郡を改め、石鏡縣を置く。尋ぎて合州を置く。隋、涪州と改む。唐復た合州と爲す。京師の南二千四百五十里、東都に至るまで三千三百里。今の四川省東川道合川縣。

夏四月庚寅朔、太后、太廟を祀る。
 辛丑、婁師徳を以て隴右諸軍大使に充て、仍ほ營田の事を檢校せしむ。
 六月甲午、淮陽王武延秀に命じ、突厥に入り、默啜の女を納れて妃と爲さしむ。豹韜衛大將軍閻知微、春官尙書を攝し、右武衛郎將楊齊莊、司賓卿を攝し、金帛巨億を齎し、以て之に送る。延秀は承嗣の子なり。鳳閣舍人、襄陽の張柬之諫めて曰はく、「古より、未だ中國の親王、夷狄の女を娶る者有らず」と。是に由りて旨に忤ふ。出でて、合州の刺史と爲る。

秋七月、鳳閣侍郎同平章事杜景儉、罷めて秋官尙書と爲る。
 八月戊子、武延秀、黑沙の南庭に至る。突厥の默啜、閻知微等に謂つて曰はく、「我、女を以て李氏

に嫁せんと欲す。安んぞ武氏の兒を用ひんや。此れ豈に天子の子ならんや。我が突厥、世々李氏の恩を受く。聞く、李氏盡く滅び、唯だ兩兒のみ在りと。我今兵を將ゐて輔けて之を立てん」と。乃ち延秀を別所に拘し、知微を以て南面可汗と爲す。之をして唐の民を主らしめんと欲するを言ふなり。遂に兵を發して、靜難・平狄・清夷等の軍を襲ふ。靜難軍使慕容玄尉、兵五千を以て之に降る。虜執大に振ふ。進みて媯・檀等の州に寇す。前に閻知微に従つて突厥に入る者、默啜、皆之に五品・三品の服を賜ふ。太后、悉く之を奪ふ。默啜、書を移して朝廷を數めて曰はく、『我に蒸穀種を與へ、之を種うれども生せず、一なり。金銀器は皆行濫にして、眞物に非ず、二なり。我、使者に絁紫を與へしに、皆之を奪ふ、三なり。緡帛皆疎惡なり、四なり。我が可汗の女、當に天子の兒に嫁すべし。武氏は小姓にして、門戸、敵せず、罔冒して昏を爲す、五なり。我、此が爲めに兵を起し、河北を取らんと欲するのみ』と。監察御史裴懷古、閻知微に従つて突厥に入る。默啜、之を官にせんと欲す。受けず。囚へて將に之を殺さんとす。逃れ歸りて晉陽に抵る。形容羸悴せり。突騎諫ぎ聚まり、以て間諜と爲し、其首を取りて以て功を求めんと欲す。果毅有り、

- 九〇
- 〔一〕 清夷。垂拱中、清夷軍を媯州の界に置く。城内に在り。
- 〔二〕 行濫。市列を行と爲す。
- 〔三〕 市列。金銀器を造りて販賣するは、率れ他物を雜へて利を求む。俗に之を行作濫惡と謂ふ。粗製濫惡なるをいふ。
- 〔四〕 唐の祠部郎は、祠祀・享祭・天文・漏刻・國忌・廟諱・卜筮・醫藥・僧尼の事を掌り、禮部に屬す。
- 〔五〕 太平。後魏、漢の臨汾縣の地を分ちて太平縣を置く。隋・唐、絳州に屬す。
- 〔六〕 金湯。金城湯池、要害の險固なるをいふ。
- 〔七〕 光宅に、大府を改めて司府と曰ふ。

嘗て人の枉ぐる所と爲る。懷古、按じて之を直せり。大呼して曰はく、『裴御史なり』と。之を救うて・全きを得たり。都に至り、引見し、祠部員外郎に遷さる。時に諸州、突厥の入寇するを聞き、秋に方り、争うて民を發して城を修む。衛州の刺史、太平の敬暉、僚屬に謂つて曰はく、『吾聞く、(一)金湯も粟に非ざれば守られず。奈何ぞ收穫を捨てて城郭を事とせんや』と。悉く之を罷め、田に歸らしむ。百姓大に悦ぶ。甲午、鸞臺侍郎同平章事王方慶、罷めて麟臺監と爲る。太子太保魏の宣王武承嗣、太子と爲るを得ざるを恨み、意怏怏たり。戊戌、病みて薨す。庚子、春、官尚書武三思を以て内史を檢校し、狄仁傑をして納言を兼ねしむ。太后、宰相に命じ、各尚書郎一人を擧げしむ。仁傑、其子司府丞光嗣を擧げ、地官員外郎に拜す。已にして職に稱ふ。太后喜びて曰はく、『卿は、(二)祁奚に繼ぐに足る』と。通事舍人河南の元行冲、博學多通なり。仁傑、之を重んず。行冲、數仁傑を規諫し、且つ曰はく、『凡そ家を爲むる者は、必ず儲蓄有り。脯醢以て口に適し、(三)參朮以て疾を攻む。僕竊に計るに、明公の門、珍味多し。行冲、請ふ藥物の末に備はらん』と。仁傑笑つて曰はく、『吾が藥籠中の物、何ぞ一日も無かる可けんや』と。行冲、名は澹、

- 〔一〕 祁奚。左傳に、晉の中軍の尉祁奚、老を請ふ。晉侯、嗣を問ふ。解狐を稱ぐ。其讎なり。將に之を立てんとして卒す。又、之を問ふ。曰はく、午や可なりと。是に於て祁午を以て中軍の尉と爲す。君子謂へらく、祁奚能く其善を擧ぐ。其讎を稱げて、詔と爲さじ、其子を立てて、比と爲さずと。
- 〔二〕 通事舍人。即ち秦の謁者なり。十六人。朝見引納及び辭謝する者を掌る。
- 〔三〕 參朮。人參と白朮。

字を以て行はる。

司屬卿武重規を以て 天兵中道大總管と爲し、右武衛將軍沙吒忠義を天兵西道總管と爲し、幽州都督 下邳の張仁愿を天兵東道總管と爲し、兵三十萬を將ゐ、以て突厥の默啜を討たしむ。又、左羽林衛大將軍閻敬容を以て天兵西道後軍總管と爲し、兵十五萬を將ゐて後援を爲さしむ。癸丑、默啜、飛狐に寇す。乙卯、定州を陥れ、刺史孫彥高及び吏民數千人を殺す。

九月甲子、夏官尚書武攸寧を以て同鳳閣鸞臺三品とす。

突厥の默啜を改めて斬斃と爲す。默啜、閻敬容をして趙州を招諭せしむ。知微、虜と手を連ね、萬歲樂を城下に踞む。將軍陳令英、城上に在り、謂つて曰はく、「尙書の位任は輕きに非ず、乃ち虜の爲めに 蹋歌す。獨り・慙づる無きか」と。知微、微吟して曰はく、「已むを得ず萬歲樂」と。戊辰、默啜、趙州を圍む。長史唐般若、城を翻して之に應ず。刺史高叡、妻秦氏と與に、藥を仰ぎて詐り死す。虜、之を與して默啜に詣る。默啜、金獅子帶・紫袍を以て、之に示して曰はく、「降らば則ち官に拜せん。降らざるば則ち死せん」と。叡、其妻を顧みる。妻曰はく、「國恩を酬報するは、正に今日に在り」と。遂

【二】 光宅に宗正を改めて司屬と爲す。

【三】 此に緣りて、後、天兵軍を并州の城中に置く。

【四】 下邳縣、秦の武公、邽戎を伐ち、下邳縣を置く。唐の垂拱元年、華州に屬す。故城は今の陝西省關中道渭南縣の東北に在り。

【五】 飛狐。漢の代郡廣昌縣に飛狐口有り。隋、廣昌を改めて飛狐縣と爲し、易州に屬す。唐、蔚州に屬す。今の直隸省保定道涑源縣。

【六】 萬歲樂。歌曲の名。

【七】 蹋歌。手を連れて歌ひ、地を踏みて以て節と爲す。

に俱に目を閉ぢて・言はず。再宿を経て、虜、屈す可からざるを知り、乃ち之を殺す。虜退く。唐般若・族誅せらる。叡に 冬官尚書を贈り、諡して節と曰ふ。叡は 頰の孫なり。

皇嗣固く位を廬陵王に遜らんと請ふ。太后、之を許す。壬申、廬陵王哲を立てて皇太子と爲し、名を顯に復す。天下に赦す。甲戌、太子に命じ、河北道元帥と爲し、以て突厥を討たしむ。是より先、人を募ること月餘にして、千人に満たす。太子が元帥と爲るを聞くに及び、募に應ずる者雲のごとく集まる。未だ幾くならざるに、數、五萬に盈つ。戊寅、狄仁傑を以て河北道行軍副元帥と爲し、右丞宋元爽を長史と爲し、右臺中丞崔獻を司馬と爲し、左臺中丞吉頊を監軍使と爲す。時に太子、行かず、仁傑に命じて元帥の事に知たらしめ、太后親ら之を送る。藍田の令 薛訥は、仁貴の子なり。太后擢て左威衛將軍・安東道經略と爲す。將に行かんとするや、太后に言つて曰はく、「太子、立つと雖も、外議猶ほ疑うて未だ定まらず。苟くも此命、易らずんば、醜虜は平ぐるに足らざるなり」と。太后深く之を然りとす。王及善、太子に・外朝に赴きて以て人心を慰めんことを請ふ。之に従ふ。

【七】 冬官。工部なり。

【八】 高頰。隋初の佐命。

【九】 行軍元帥は周隋に起る、唐に至りて唯だ親王及び太子のみ元帥と爲る。

【一〇】 后、御史臺を分ちて左右肅政臺と爲し、各、中丞・侍御史等の官を置く。

【一一】 藍田。畿縣、雍州に屬す。今の陝西省關中道藍田縣。

【一二】 薛仁貴は健將なり。太宗、高宗に事ふ。

【一三】 天官。吏部なり。

天官侍郎蘇味道を以て鳳閣侍郎・同平章事と爲す。味道、前後、相位に在ること數歲。依阿して、

容れられんことを取る。嘗て人に謂つて曰はく、「事を處するには、宜しく明白にすべからず。但だ摸稜して兩端を持して可なり」と。時人、之を蘇摸稜と謂ふ。

癸未、突厥の默啜、盡く掠むる所の趙定等の州の男女萬餘人を殺し、五回道より去る。過ぐる

所殺掠すること、勝げて紀す可からず。沙吒忠義等、但だ兵を引きて之を躡み、敢て逼らず。狄仁

傑、兵十萬を將ゐて之を追ふ。及ぶ所無し。默啜、漠北に還り、兵四十萬を擁し、地萬里に據る。西

北の諸夷、皆之に附く。甚だ中國を輕んずるの心有り。

冬十月、制して、都下の屯兵は、河内王武懿宗・九江王武攸歸に命じて、之を領せしむ。

癸卯、狄仁傑を以て河北道安撫大使と爲す。時に北人、突厥の驅逼する所と爲る者、虜退くや誅せ

られんことを懼れ、往往亡げ匿る。仁傑上疏して以爲はく、「朝廷の議者、

皆、契丹・突厥の脅從する所の人を罪し、「其迹は同じからずと雖も、心

は則ち別無し」と言ふ。誠に以ふに、山東は近く軍機に縁り、調發傷

ふこと重く、家道悉く破れ、或は逃亡するに至る。重ぬるに官典侵

漁すること、事に因りて起るを以てし、枷杖の下、肌膚に痛切に、事迫り

情危く、禮義に循はず、愁苦の地、其生を樂しません。利有れば則ち歸

し、且く死を賒くせんことを圖る。此れ乃ち君子の愧辱、小人の常行なり。

【三〇】五回道。易州易縣の界に屬す。開元二十三年に至り、易縣を分ちて五回縣を五回山の下に置く。

【三一】軍機。新唐書には軍興に作る。

【三二】官典。新唐書には官吏に作る。

【三三】偽に入る。賊に降るを謂ふ。

又、諸城、僞に入り、或は天兵を待つ。將士、功を求め、皆「攻め得たり」と云ふ。臣、濫賞を憂へ、亦非辜を恐る。經ること賊と同じきを

以て、是を惡地と爲す。妻子を汚辱し、貨財を劫掠するに至りては、兵士

も信に不仁なるを知り、管笏も未だ以て免る能はず。乃ち是れ賊平ぐ

の後、惡を爲すこと更に深し。且つ賊には招撫を務め、秋毫も犯さず。

今の正に歸するは、即ち是れ平人なり。翻つて破傷を被るは、豈に悲痛な

らずや。夫れ人は猶ほ水のごときなり。之を壅げば則ち泉と爲り、之を疏

すれば則ち川と爲る。通塞、流に隨ふ。豈に常性有らんや。今、罪を負ふ

の伍、必ず家に在らず、露宿草行し、山澤に潛み竄る。之を赦さば則ち出で、赦さずんば則ち狂せん。

山東の羣盜、茲に緣りて聚結す。臣以ふに、邊塵翬く起るは、憂と爲すに足らず。中士の安んせざる

は、之を大事と爲す。之を罪せば則ち衆情恐懼し、之を恕せば則ち反側自ら安んせん。伏して願

はくは河北の諸州を曲赦し、一に問ふ所無からんことを」と。制して之に従ふ。仁傑、是に於て百姓

を撫慰し、突厥の驅掠する所の者を得れば、悉く本貫に遞還し、糧運を散じて以て貧乏を賑はし、郵

驛を修め以て旋師を濟ふ。諸將及び使者が妄に供頓を求めんことを恐れ、乃ち自ら疏糲を食ひ、

其下を禁じて、百姓を侵擾するを得る無からしめ、犯す者は必ず斬る。河北遂に安し。

【三六】濫賞。攻取の賞を以て將士を賞する時は濫賞と爲す。

【三七】非辜。虜に従ふの罪を以て士民を罪するときは非辜と爲す。

【三八】管笏。士大夫の官に當りて行く者を謂ふなり。

【三九】賊を除くには、豫め、搆貳を招撫し、秋毫も侵犯する所無きに在り。

【四〇】疏糲。疏は麤なり。糲は脱粟なり。玄米。

夏官侍郎姚元崇・祕書少監李嶠を以て、竝に同平章事とす。
 突厥の默啜、趙州を離れ、乃ち閻知微を縱して、還らしむ。太后、命じて天津橋南に磔せしめ、百官をして共に之を射しめ、既にして乃ち其肉を舄り、其骨を剖み、其三族を夷ぐ。疎親、先に未だ相識らざるに同じく死する者有り。褒公段瓚は、志玄の子なり。先に突厥に没す。突厥、趙州に在り。瓚、楊齊莊を邀へ、之と俱に逃る。齊莊、畏懦にして、敢て發せず。瓚先づ歸る。太后、之を賞す。齊莊尋ぎて至る。河内王武懿宗に救して之を鞠せしむ。懿宗以爲へらく、齊莊の意、猶豫を懷けりと。遂に閻知微と同じく誅す。既に之を射ること蝟の如くなれども、氣〔四〕磔〔五〕として、未だ死せず。乃ち其腹を決し、心を割きて地に投ず。猶ほ〔六〕越越然として躍りて止まず。田歸道を擢てて夏官侍郎と爲す。甚だ親委せらる。

蜀州、毎歲、兵五百人を遣はし、姚州に戍せしむ。路險遠にして、死亡する者多し。蜀州の刺史張柬之、上言して以爲はく、「姚州は本〔七〕哀牢の國、荒外の絶域にして、山高く水深し。〔八〕國家開きて以て州と爲す。未だ嘗て其鹽布の税・甲兵の用を得ず。而して府庫を空竭し、平人を驅率し、

〔三〕 高。人の肉を剔りて骨に至るなり。
 〔四〕 段志玄は從つて晉陽に起り、征伐して功有り。
 〔五〕 磔。病む貌。
 〔六〕 越越。跳る貌。
 〔七〕 蜀州。漢の江源武陽の地。李雄、江源郡を置く。晉、晉原縣と爲す。隋、郡を廢し、縣を以て益州に屬す。垂拱二年、分ちて蜀州を置く。今の四川省東川道崇慶縣。
 〔八〕 哀牢夷は四十五卷漢の明帝永平十二年に見ゆ。
 〔九〕 武德四年、漢の益州郡雲南縣の地を以て姚州を置く。地に姚姓多きを以てなり。京師に至るまで四千九百里。麟德四年、移りて弄棟川に治す。

役を蠻夷に受け、肝腦、

地に塗る。臣竊に國家の爲めに之を惜む。請ふ姚州を廢し、以て嵩州に隸し、歲時に朝覲すること、之を蕃國に同じくし、瀘南の諸鎮、亦皆廢省し、瀘北に於て關を置き、百姓、使を奉するに非ずんば、交通往來するを得る無からん」と。疏奏す。納れず。

二年、正月丁卯朔、通天宮に告朔す。

壬戌、皇嗣を以て相王と爲し、太子右衛率を領せしむ。

甲子、控鶴監丞主簿等の官を置く。率ね皆嬖寵の人にして、頗る才能文學の士を用ひて以て之に參す。司衛卿張易之を以て控鶴監と爲し、銀青光祿大夫張昌宗・左臺中丞吉頊・殿中監田歸道・夏官侍郎李迥秀・鳳閣舍人薛稷・正諫大夫臨汾の員半千を、皆、控鶴監内供奉と爲す。稷は元超の從子なり。半千、古に此官無く、且つ聚むる所輕薄の士多きを以て、上疏して之を罷めんと請ふ。是に由りて旨に忤ひ、水部郎中に左遷せらる。臘月戊子、左臺中丞吉頊を以て天官侍郎と爲し、右臺中丞魏元忠を鳳閣侍郎と爲し、竝に同平章事とす。

文昌左丞宗楚客、弟司農卿晉卿と與に、贓賄・萬餘緡に滿ち・及び第舍・度に過ぐるに坐し、楚客

〔一〕 告朔。古者、天子、常に季冬を以て、來歲十二月の朔を諸侯に頒ち、諸侯受けて之を祖廟に藏し、月朔に特羊を以て廟に告げ、請うて之を行ふ。天子の行ふ所の告朔の禮、蓋し亦相似たるべし。
 〔二〕 先に已に控鶴監を置く、今、方に官を備ふ。
 〔三〕 臨汾縣は晉州を帶ぶ、今の山西省河東道臨汾縣。員半千は、本、彭城の劉氏、十世の祖凝之、宋に事ふ。齊、禪を受くるや、魏に奔る。忠烈を以て自ら伍員に比し、因つて自ら員を姓とす。
 〔四〕 薛元超は高宗に事ふ。

は播州の司馬に貶せられ、晉卿は峰州に流さる。太平公主、其策を觀、歎じて曰はく、「其居處を

見るに、吾が輩は乃ち虚しく生くるのみ」と。

辛亥、太子に姓武氏を賜ひ、天下に赦す。

太后、重眉を生じ、八字を成す。百官皆賀す。

河南北、武騎團を置き、以て突厥に備ふ。

春一月庚申、夏官尚書同鳳閣鸞臺三品武攸寧、

罷めて冬官尚書と爲る。

二月己丑、太后、嵩山に幸し、緱氏を過ぎ、

升仙太子（志し）の廟に謁す。壬辰、太后、不豫なり。

給事中變城の閻朝隱を遣はし、少室山に禱らし

む。朝隱自ら犠牲と爲り、沐浴して俎上に伏し、

太后の命に代らんと請ふ。太后、疾小しく愈ゆ。厚く之を賞す。丁酉、緱氏より還る。

初め吐蕃の贊普器弩悉弄尚は幼なり。論欽陵兄弟、事を用ひ、皆、勇略有り。諸胡、之を畏る。欽

陵、中に居りて政を秉り、諸弟、兵を握り、分れて方面に據る。贊婆、常に東邊に居り、中國の患

【五】播州。京師を去ること四千五百三十里、東都は四千九百六十里。

【六】峰州。漢の交趾嚴冷縣の地、吳、新興郡を置く。晉、新昌郡と改む。齊、興州を置く。隋の初め華州と改む。十八年、峰州と改む。大業、州を廢し、併せて交趾に入れ、嘉寧縣と爲す。唐の武德四年、復た峰州を置く。京師に至るまで七千七百一十里。今の安南國に在り。

【七】重眉。二重のまゆ。
【八】緱氏縣は洛州に屬す。古の滑國。今の河南省河洛道偃師縣の南。
【九】升仙太子。周の王子晉なり。世傳ふ、晉、升仙して後、桓良、之に嵩山に遇ふ。曰はく、七月七日、我を緱氏山頭に待てと。果して白鶴に乗り、山頂に駐まり、時人に謝して去る。後人、因つて爲めに祠を立つ。后、升仙太子の號を加ふ。

南國に在り。

【一〇】夫蒙。姓なり。
【一一】突騎施の烏質勒。西突厥の別種なり。初め斛瑟羅の下に隸し、莫賀達干と號す。後、斛瑟羅、入朝す。其地、烏質勒の併す所と爲る。

を爲す者、三十餘年。器弩悉弄浸く長じ、陰に大臣論嚴と與に、之を誅せんと謀る。會、欽陵、外に出づ。贊普詐りて「出でて敗す」と云ひ、兵を集め、欽陵の親黨二千餘人を執へて之を殺し、使を遣

はし、欽陵兄弟を召す。欽陵等、兵を擧げ、命を受けず。贊普、兵を將ゐて之を討つ。欽陵、兵潰え

て自殺す。夏四月、贊婆、所部千餘人を帥ゐて來り降る。太后、左武衛鎧曹參軍郭元振に命じ、河源

軍大使、夫蒙令卿と與に、騎を將ゐて之を迎へしむ。贊婆を以て特進・歸德王と爲す。欽陵の子弓仁、

統ぶる所の吐谷渾七千帳を以て來り降る。左玉鈴衛將軍・酒泉郡公に拜す。

壬辰、魏元忠を以て并州の長史を檢校せしめ、天兵軍大總管に充て、以

て突厥に備ふ。婁師德を天兵軍副大總管と爲し、仍ほ隴右諸軍大使に充

て、専ら吐蕃の降る者を懷撫するを掌らしむ。

太后、春秋高く、身後に太子と諸武と相容れざらんことを慮り、壬寅、

太子・相王・太平公主に命じ、武攸暨等と與に、誓文を爲り、天地に明堂に告げしめ、之を鐵券に銘

し、史館に藏す。

秋七月、建安王武攸宜に命じ、西京を留守し、會稽王武攸望に代らしむ。

丙辰、吐谷渾の部落一千四百帳、内附す。

八月癸巳、突騎施の烏質勒、其子遮弩を遣はして入見せしむ。侍御史元城の解琬を遣はし、烏質

勒の併す所と爲る。

勸及び十姓の部落を安撫せしむ。

制す、『州縣の長吏、勅旨を奉有するに非ざるよりは、擅に碑を立つるを得る母れ』と。

内史王及善、學術無しと雖も、然も清正にして奪ひ難く、大臣の節有り。張易之兄弟、内宴に侍す

る毎に、復た人臣の禮無し。及善屢奏し、以て不可と爲す。太后、悦ばず。及善に謂つて曰はく、

『卿既に年高し。宜しく更に遊宴に侍すべからず。但だ 閣中を檢校して可なり』と。及善因つて病

と稱し、(一三) 假を請ふこと月餘。太后、問はず。及善・歎じて曰はく、『豈に中書令有りて、天子、一日

も見ざる可けんや。事、知る可し』と。乃ち上疏して骸骨を乞ふ。太后、

許さず。庚子、及善を以て文昌左相と爲し、太子宮尹豆盧欽望を文昌右

相と爲し、仍ほ竝に同鳳閣鸞臺三品とす。鸞臺侍郎同平章事楊再思、罷め

て (一四) 左臺大夫と爲る。丁未、相王、檢校安北大都護を兼ね。天官侍郎陸

元方を以て鸞臺侍郎・同平章事と爲す。

納言隴右諸軍大使婁師德・薨す。師德、河隴に在ること、前後四十餘年、恭勤にして怠らず。民夷、

之に安んず。性沈厚寛恕なり。狄仁傑が入りて相たるや、師德、實に之を薦めしなり。而して仁傑、

知らず、意頗る師德を輕んじ、數、之を外に擠す。太后、之を覺り、仁傑に問うて曰はく、『師德は賢

なるか』と。對へて曰はく、『將と爲りては、能く謹みて邊陲を守る。賢は則ち臣、知らず』と。又曰は

く、『師德は人を知るか』と。對へて曰はく、『臣嘗て同僚たり。未だ其の人を知るを聞かざるなり』

と。太后曰はく、『朕が卿を知るは、乃ち師德の薦むる所なり。亦、人を知ると謂ふ可し』と。仁傑既

に出で、歎じて曰はく、『婁公は盛徳なり。我、其の包容する所と爲ること久し。吾、其際を窺ふを

得ざるなり』と。是時、羅織紛紜たり。師德、久しく將相と爲り、獨り

能く功名を以て終る。人、是を以て之を重んず。

戊申、武三思を以て内史と爲す。

九月乙亥、太后、(一五) 福昌に幸す。戊寅、神都に還る。

庚子、邢の貞公王及善・薨す。

河溢れ、(一六) 濟源の百姓の廬舎千餘家を漂はす。

冬十月丁亥、論贊婆、都に至る。太后、寵待し、賞賜甚だ厚く、以て右

衛大將軍と爲し、其衆を將ゐて (一七) 洪源谷を守らしむ。

(一八) 太子相王の諸子、復た閣を出づ。

太后、制を稱してより以來、多く武氏の諸王及び駙馬都尉を以て成均祭

酒と爲す。博士・助教も、亦多く儒士に非ず。又、(一九) 郊丘・明堂、(二〇) 洛を拜

し。(二一) 嵩に封するに因つて、弘文國子生を取りて 齋郎と爲し、因つて・選

唐則天順聖皇后聖曆二年

擲に碑を立つるを得る母れ』と。

張易之兄弟、内宴に侍す

及善に謂つて曰はく、

『豈に中書令有りて、天子、一日

も見る可けんや。事、知る可し』と。

乃ち上疏して骸骨を乞ふ。太后、

許さず。庚子、及善を以て文昌左相と爲し、太子宮尹豆盧欽望を文昌右

相と爲し、仍ほ竝に同鳳閣鸞臺三品とす。鸞臺侍郎同平章事楊再思、罷め

て (一四) 左臺大夫と爲る。丁未、相王、檢校安北大都護を兼ね。天官侍郎陸

元方を以て鸞臺侍郎・同平章事と爲す。

納言隴右諸軍大使婁師德・薨す。師德、河隴に在ること、前後四十餘年、恭勤にして怠らず。民夷、

之に安んず。性沈厚寛恕なり。狄仁傑が入りて相たるや、師德、實に之を薦めしなり。而して仁傑、

知らず、意頗る師德を輕んじ、數、之を外に擠す。太后、之を覺り、仁傑に問うて曰はく、『師德は賢

なるか』と。對へて曰はく、『將と爲りては、能く謹みて邊陲を守る。賢は則ち臣、知らず』と。又曰は

く、『師德は人を知るを聞かざるなり』

と。仁傑既

に出で、歎じて曰はく、『婁公は盛徳なり。我、其の包容する所と爲ること久し。吾、其際を窺ふを

得ざるなり』と。是時、羅織紛紜たり。師德、久しく將相と爲り、獨り

能く功名を以て終る。人、是を以て之を重んず。

戊申、武三思を以て内史と爲す。

九月乙亥、太后、(一五) 福昌に幸す。戊寅、神都に還る。

庚子、邢の貞公王及善・薨す。

河溢れ、(一六) 濟源の百姓の廬舎千餘家を漂はす。

冬十月丁亥、論贊婆、都に至る。太后、寵待し、賞賜甚だ厚く、以て右

衛大將軍と爲し、其衆を將ゐて (一七) 洪源谷を守らしむ。

(一八) 太子相王の諸子、宮中に幽せ

らるること、二百四卷天授二

年に見ゆ。

(一九) 郊丘は闕丘を南郊に祭る

なり。萬象神宮を享し、及び通

天宮を享するは皆明堂なり。

補せらるるを得。是に由りて、學生、復た業を習はず。二十年間、學校殆ど廢す。而して曩時に酷吏の誣陷する所の者、其親友流離し、未だ原有を獲ず。鳳閣舍人韋嗣立、上疏して以爲はく、「時俗浸く儒學を輕んじ、先王の道、弛廢して、講せず。宜しく王公以下の子弟をして、皆國學に入らしめ、它岐を以て仕進するを聽さざるべし。又、揚豫より以來、制獄漸く繁く、酷吏、間に乘じ、専ら人を殺して以て進を求めんと欲す。陛下の聖明なるに頼り、周・丘・王・來、相繼ぎて誅殛せられ、朝野慶泰し、再び陽和を觀るが若し。仁傑・元忠の如きに至りては、往に案鞫に遭ひ、亦皆自ら誣ふ。陛下の明察なるに非ざりせば、則ち已に菹醢と爲りしならん。今、陛下升せて之を用ひ、皆、良輔たり。何ぞ乃ち前に非にして後に是ならんや。誠に枉陷と甄明とに由るのみ。臣恐る、曩の・冤を負ひ罪を得る者甚だ衆きも、亦皆是の如くならんことを。伏して望む、陛下、天地の仁を弘め、雷雨の施を廣め、垂拱より以來、罪、輕重と無く、一に皆昭洗し、死者は官爵を追復し、生者は郷里に還るを聽さんことを。此の如くならば、則ち天下、昔の枉濫は、陛下の意に非ず、皆、獄吏の罪なるを知り、幽明歡欣し、和氣を感通せん」と。太后、從ふ能はず。嗣立は承慶の異母弟なり。母王氏、承慶を遇すること甚だ酷なり。承慶を杖

【一〇】 垂拱四年、洛を拜す。
 【一一】 萬歲通天元年、嵩山に封す。
 【一二】 齊郎。豆籩を執り、樽彝疊洗を奉じ、以て祭祠の事を供す。
 【一三】 揚豫以來。徐敬業、兵を揚州に起し、越王貞、兵を豫州に起ししを謂ふなり。
 【一四】 周・丘・王・來。周興、丘神勸、王弘義、來俊臣の四人。天授二年、周興流死し、丘神勸誅せられ、延載元年、王弘義誅せられ、神功元年、來俊臣誅せらる。

つ毎に、嗣立必ず衣を解き、代らんと請ふ。母、許さず。輒ち私に自ら杖つ。母、乃ち之が爲めに漸く寛くす。承慶、鳳閣舍人と爲り、疾を以て職を去る。嗣立時に、萊蕪の令と爲る。太后召して謂つて曰はく、「卿が父嘗て言へり、「臣に兩兒有り。陛下に事ふるに堪ふ」と。卿兄弟、官に在ること、誠に父の言の如し。朕、今、卿を以て兄に代らしめ、更に、它人を用ひず」と。即日、鳳閣舍人に拜す。是歲、突厥の默啜、其弟咄悉匐を立てて左廂察と爲し、骨篤祿の子默矩を右廂察と爲し、各、兵二萬餘人を主らしめ、其子匐俱を小可汗と爲し、位、兩察の上に在り、處木昆等十姓の兵四萬餘人を主らしめ、又、號して、拓西可汗と爲す。

久視元年、正月戊寅、内史武三思、罷めて特進太子少保と爲る。天官侍郎同平章事吉頊、安固の尉に貶せらる。

（初）太后、頊が幹略有るを以て、故に委ぬるに腹心を以てす。頊、武懿宗と、趙州の功を太后の前に争ふ。頊は魁岸にして辯口あり、懿宗は短小にして、僂儂なり。頊、懿宗を視るに、聲氣陵厲なり。太后、是に由りて悦ばずして曰はく、「頊、朕が前に在りてすら、猶ほ我が諸武を卑しむ。況んや異時をや。詎ぞ倚る可けんや」と。

【一】 久視元年。是年五月始めて改元す。西紀七〇〇年。
 【二】 僂儂。せむし。
 【三】 萊蕪縣は、漢には泰山郡に屬す。晉、廢す。後魏、古城に於て蕪縣を置く。唐の貞觀の初め、廢して博城縣に入る。后復た廢蕪縣に於て萊蕪縣を置き、兗州に屬す。今の山東省濟南道萊蕪縣。
 【四】 拓西。處木昆の十姓は西突厥の所部なり、故に拓西と號す。

它日、頊、事を奏し、方に古を援き今を引く。太后怒りて曰はく、「卿の言ふ所、朕、之を聞くに飲けり。多く言ふ無かれ。太宗、馬有り、師子驄と名づく。肥逸にして、能く調馭する者無し。朕、宮女と爲りて側に侍し、太宗に言つて曰はく、「妾能く之を制せん。然れども二物を須ふ。一は鐵鞭、二は鐵搥、三は匕首。鐵鞭をもて之を撃ち、服せずんば則ち搥を以て其首を搥たん。又、服せずんば則ち匕首を以て其喉を斷たん」と。太宗、朕の志を壯とせり。今日、卿豈に朕が匕首を汚すに足らんや」と。頊、惶懼して汗を流し、拜伏して生を求む。乃ち止む。諸武、其の太子に附くを怨み、共に其弟の・官事を冒せるを發く。是に由りて、坐して貶せらる。辭するの日、召見を得、涕泣して言つて曰はく、「臣今遠く闕庭を離れ、永く再見の期無からん。願はくは一言を陳せん」と。太后、之に坐を命じ、之を問ふ。頊曰はく、「水土を合はせて泥を爲さば、争ふ有るか」と。太后曰はく、「之れ無し」と。又曰はく、「半を分ちて佛と爲し、半を天尊と爲さば、争ふ有るか」と。曰はく、「争ふ有り」と。頊・頓首して曰はく、「宗室・外戚、各、其の分に當れば、則ち天下安し。今太子已に立ち、而して外戚猶ほ王たり。此れ陛下、之を驅りて、它日必ず争はしむるなり。兩つながら、安きを得ざるなり」と。太后曰はく、「朕も亦之を知る。然れども業に已に是の如し。何如ともす可からず」と。

臘月辛巳、故の太孫重潤を立てて邵王と爲し、其弟重茂を北海王と爲す。

【三】鐵搥。鐵の太きむち。

太后、鸞臺侍郎陸元方に問ふに外事を以てす。對へて曰はく、「臣、位に宰相に備はる。大事有れば、敢て以て聞せずんばあらず。人間の細事は、聖聽を煩はすに足らず」と。是に由りて旨に忤ふ。庚寅、罷めて司禮卿と爲る。元方、人と爲り清謹にして、再び宰相と爲る。太后、遷除する有る毎に、多く之に訪ふ。元方、密封して以て進め、未だ嘗て漏露せず。終に臨み、悉く奏藁を取りて之を焚き、曰はく、「吾、人に於て陰徳多し。子孫其れ未だ衰へざらんか」と。

西突厥の竭忠事主可汗斛瑟羅を以て平西軍大總管と爲し、碎葉に鎮せしむ。

丁酉、狄仁傑を以て内史と爲す。

庚子、文昌左丞韋巨源を以て納言と爲す。

乙巳、太后、嵩山に幸す。春一月丁卯、汝州の温湯に幸す。戊寅、神都に還り、三陽宮を告成の石淙に作る。

二月乙未、同鳳閣鸞臺三品豆盧欽望、罷めて太子賓客と爲る。

三月、吐谷渾青海王宣超を以て烏地也拔勤忠可汗と爲す。

夏四月戊申、太后、三陽宮に幸し、暑を避く。胡僧有り、車駕を邀へ、舍利を葬るを觀しむ。太后、之を許す。狄仁傑、馬前に跪きて曰はく、「佛は夷狄の神にして、以て天下の主を屈するに足らず。

【四】光宅に、太常卿を改めて司禮卿と爲す。

【五】三陽宮。洛城を去ること一百六十里。

【六】告成。萬歲登封元年、東都陽城縣を改めて告成と曰ふ。神嶽を祀り、成を告ぐるを以てなり。今の河南省河洛道登封縣の東南三十五里。

【七】宣超。諾曷鉢の孫なり。

彼の胡僧は詭譎にして、直に、萬乘を邀へ致し、以て遠近の人を惑はさんと欲するなるのみ。山路險狹にして、侍衛を容れず。萬乘の宜しく臨むべき所に非ざるなり」と。太后、中道にして還りて曰はく、「以て吾が直臣の氣を成す」と。

五月己酉朔、日、之を食する有り。

太后、洪州の僧胡超をして、長生藥を合はせしむ。三年にして成る。費す所巨萬。太后、之を服し、疾小しく瘳ゆ。癸丑、天下に赦し、久視と改元す。天冊金輪大聖の號を去る。

六月、控鶴を改めて奉宸府と爲し、張易之を以て奉宸令と爲す。太后、内殿の曲宴毎に、輒ち諸武・易之及び弟・祕書監昌宗を引き、飲博嘲諷す。

太后、其迹を掩はんと欲し、乃ち易之・昌宗に命じ、文學の士李嶠等と與に、三教殊英を内殿に修めしむ。武三思・奏す、「昌宗は乃ち王子晉の後

〔八〕三教。儒・釋・道。
〔九〕唐の諸衛府に各一長史有り、從六品上、其府の諸曹の事を判するを掌る。

身なり」と。太后、昌宗に命じ、羽衣を衣篋を吹き、木鶴に庭中に乘らしむ。文士、皆、詩を賦して以て之を美す。太后、又、多く美少年を選び、奉宸内供奉と爲す。右補闕朱敬則諫めて曰はく、「陛下の内寵、易之・昌宗有れば足りなん。近ごろ聞く、左監門衛長史侯祥等、明かに自ら媒衞し、醜慢して・恥ぢず、奉宸内供奉と爲らんことを求む。無禮無儀、朝聽に溢る。臣、職、諫諍に在り、敢て奏せずんばあらず」と。太后、之を勞して曰はく、「卿が直言するに非ざりせば、朕、此を知らざりしな

らん」と。綵百段を賜ふ。易之・昌宗、競うて奢侈を以て相勝らんとす。弟昌儀、洛陽の令と爲り、請屬、従はざるは無し。嘗て早に朝するとき、選人の姓薛といふもの有り、金五十兩并に狀を以て、其馬を邀へて之に賂ふ。昌儀、金を受け、朝堂に至り、狀を以て天官侍郎張錫に授く。數日にして、錫、其狀を失ひ、以て昌儀に問ふ。昌儀罵りて曰はく、「事を了せざる人、我も亦記せず。但だ姓薛といふ者即ち之に與へよ」と。錫懼れ、退きて、銓に在る姓薛といふ者六十餘人を索め、悉く留めて官に注す。錫は、文璣の兄の子なり。

初め契丹の將李楷固、善く縋索を用ひ、及び騎射し、槊を舞はす。陳を陷るる毎に、鵠の烏羣に入るが如く、向ふ所披靡す。黃臺の戰に、

〔一〇〕張文璣は二百一卷高宗乾封二年に見ゆ。
〔一一〕事、前卷萬歲通天元年に見ゆ。
〔一二〕縋。繩にて胃を作り、物をかけて捕ふるなり。

張玄遇・麻仁節、皆、縋する所と爲る。又、駱務整といふ者有り、亦、契丹の將と爲り、屢、唐の兵を敗る。孫萬榮が死するに及び、二人皆來り降る。有司、其の後れて至るを責む。奏して、之を族せんと請ふ。狄仁傑曰はく、「楷固等、竝に驍勇絶倫にして、能く力を事ふる所に盡す。必ず能く力を我に盡さん。若し之を撫するに徳を以てせば、皆、我が用と爲らん」と。奏して、之を赦さんと請ふ。親しむ所皆之を止む。仁傑曰はく、「苟くも國に利あらば、豈に身の謀、を爲さんや」と。太后、其言を用ひ、之を赦す。又、之に官を與へんと請ふ。太后、楷固を以て左鈐衛將軍と爲し、務整を右武威衛將軍と爲し、兵を將ゐて契丹の餘黨を擊

たしむ。悉く之を平ぐ。

淡々として、其の勢を平らぐ。悉く之を平らぐ。...

卷の第二百七

唐紀二十三

則天順聖皇后下

久視元年、秋七月、俘を含樞殿に獻す。太后、楷固を以て左玉鉞衛大將軍・燕國公と爲し、姓を武氏と賜ふ。公卿を召して合宴し、觴を擧げて仁傑に屬して曰はく、『公の功なり』と。將に之を賞せんとす。對へて曰はく、『此れ乃ち陛下の威靈にして、將帥、力を盡せるなり。臣、何の功か之れ有らん』と。固く辭して受けず。

【一】久視元年。西紀七〇〇年なり。
【二】李楷固、契丹の俘を獻するなり。
【三】含樞殿。蓋し三陽宮に在り。

【四】三陽宮より洛陽宮に還るなり。
【五】昌松縣は即ち漢の武威郡着松縣なり。呂光改めて昌松と爲す。今の甘肅省甘涼道古浪縣の西。

己丑、天官侍郎張錫を以て鳳閣侍郎・同平章事と爲す。鸞臺侍郎同平章事李嶠、罷めて成均祭酒と爲る。錫は嶠の舅なり。故に嶠の政事を罷む。丁酉、吐蕃の將麴莽布支、涼州に寇し、昌松を圍む。隴右諸軍大使唐休璟、與に洪源谷に戰ふ。

麴莽布支の兵甲鮮華なり。休璟、諸將に謂つて曰はく、『諸論既に死し、麴莽布支、新に將と爲り、軍事に習はず。之を望めば、精銳なるが如しと雖も、實は與し易きのみ。請ふ諸君の爲めに之を破らん』と。乃ち甲を被りて先づ陳を陷る。六たび戦ひて皆捷ち、吐蕃大に奔る。斬首二千五百級、二裨將を獲て還る。

司府少卿楊元亨、尙食奉御楊元禧は、皆、弘武の子なり。元禧嘗て張易之に忤ふ。易之、太后に言ふ、『元禧は楊素の族にして、素父子は隋の逆臣なり。子孫應に供奉すべからず』と。太后、之に従ふ。壬寅、制す、『楊素及び其兄弟の子孫は、皆、京官に任ずるを得ず』と。元亨を睦州の刺史に、元禧を貝州の刺史に左遷す。

八月庚戌、魏元忠を以て隴右諸軍大使と爲し、吐蕃を撃たしむ。庚申、太后、大像を造らんと欲し、天下の僧尼をして、日に一錢を出し、以て其功を助けしむ。狄仁傑、上疏して諫む。其略に曰はく、『今の伽藍は、制、宮闕に過ぐ。功、鬼を使はず、止だ人を役するに在り。物は天より來らず、終に須く地より出づべし。百姓を損せずして、將た何を以て求めん』と。又曰はく、『游僧、皆、佛法に託し、生人を誑誤し、里陌動もすれば經坊有り、

闕闕にも亦精舍を立て、化誘の急にする所、官徵よりも切に、法事の須ふる所、制敕よりも嚴なり』と。又曰はく、『梁武、簡文、捨施すること限無し。』三淮、浪を沸かし、五嶺、烟を騰ぐるに及び、列刹、衢に盈てども、危亡の禍を救ふ無く、緇衣、路を蔽へども、豈に勤王の師有らんや』と。又曰はく、『僧錢を斂むと雖も、百に未だ一を支へず。尊容既に廣く、露居す可からず。覆ふに百層を以てするも、尙ほ未だ遍からざらんことを憂ふ。自餘の廊宇、全く無きを得ず。』如來、教を設くる、慈悲を以て主と爲す。豈に人を勞して以て虚飾を存するを欲せんや』と。又曰はく、『比來、水旱、節ならず、當今、邊境未だ寧からず。若し官財を費し、又、人力を盡さば、一隅、難有らんには、將に何を以て之を救はんとする』と。太后曰はく、『公、朕に教へて善を爲さしむ。何ぞ相違ふを得ん』と。遂に其役を罷む。

阿悉吉薄露、叛く。左金吾將軍田揚名、殿中侍御史封思業を遣はし、之を討たしむ。軍、碎葉に至る。薄露、夜、城傍に於て剽掠して去る。思業、騎を將りて之を追ひ、反つて敗る所と爲る。揚名、西突厥の斛瑟羅の衆を引きて其城を攻む。旬餘にして克たず。九月、薄露、詐り降る。思業誘うて之を斬り、遂に其衆を俘にす。太后、内史梁の文惠公狄仁傑を信重すること、羣臣、及ぶもの莫し。常に之を國老と謂つて、名い

- 【六】 諸論死すること前卷聖曆二年に見ゆ。
- 【七】 光宅元年、太府寺を改めて司府事と爲す。
- 【八】 楊弘武は二百一卷高宗乾封二年に見ゆ。
- 【九】 睦州。京師の東南三千六百五十九里、東都に至るまで二千八百二十一里。
- 【一〇】 貝州。京師の東北一千七百八十二里、東都に至るまで九百九十三里。
- 【一一】 伽藍。佛寺なり。梵語に僧伽藍摩と云ふ。
- 【一二】 生人。生民なり。太宗の諱を避けて民を人と爲す。

- 【一三】 闕闕。闕は市垣、闕は市門。
- 【一四】 太宗の詔中の語を用ふ。
- 【一五】 釋氏、佛を謂つて如來と爲す。
- 【一六】 阿悉吉は即ち西突厥の弩矢畢の五俟斤の阿悉結なり。薄露は其名。

はす。仁傑好みて面引廷争す。太后毎に意を屈して之に従ふ。嘗て太后の遊幸するに従ふ。遇風、仁傑の中を吹きて墜し、而して馬驚きて止むる能はず。太后、太子に命じ、追うて其輦を執へて之を繫がしむ。仁傑屢老疾を以て骸骨を乞ふ。太后、許さず。入見するや、常に其拜を止めて曰はく、「公が拜するを見る毎に、朕も亦身痛む」と。仍ほ其宿直を免じ、其同僚を戒めて曰はく、「軍國の大事に非ざるよりは、以て公を煩はす勿れ」と。辛丑、薨す。太后泣きて曰はく、「朝堂空し」と。是より、朝廷、大事有り、衆或は決する能はざれば、太后輒ち歎じて曰はく、「天、吾が國老を奪ふこと、何ぞ太だ早きや」と。太后嘗て仁傑に問ふ、「朕、一佳士を得て之を用ひんと欲す。誰か可なる者ぞ」と。仁傑曰はく、「未審、陛下、何所にか之を用ひんと欲する」と。太后曰はく、「用ひて將相と爲さんと欲す」と。仁傑對へて曰はく、「文學、經籍なるは、則ち蘇味道・李嶠、固より其選なり。必ず卓犖の奇才を取らんと欲せば、則ち荊州の長史張柬之有り。其人、老いたりと雖も、宰相の才なり」と。太后、柬之を擢でて洛州の司馬と爲す。數日にして又問ふ。仁傑對へて曰はく、「前に柬之を薦めしに、尙ほ未だ用ひざるなり」と。太后曰はく、「已に遷せり」と。對へて曰はく、「臣が薦むる所

〔一七〕 大州の長史より神州の司馬に進む、故に擢と曰ふ。
 〔一八〕 太州。武德三年、并州の太谷新縣を以て太州を置く。六年、州廢す、是時に當りて復た置くなり。

〔一九〕 桃李。趙簡子、陽虎に謂つて曰はく、惟だ賢者のみ能く恩を報ずと爲す、不肖者は能はず。夫れ桃李を植うる者は、夏は休息するを得、秋はその食を得。蒺藜を植うる者は、夏は休息するを得ず、秋はその刺を得。今、子の得る所の者は蒺藜なりと。後世通じて薦むる所の士を以て桃李と爲すは、説、皆、此に本づく。

の者は、宰相と爲す可し、司馬に非ざるなり」と。乃ち秋官侍郎に遷す。之を久しくして、卒に用ひて相と爲す。仁傑又嘗て夏官侍郎姚元崇・監察御史曲阿の桓彦範・太州の刺史敬暉等數十人を薦む。率ね名臣たり。或るひと仁傑に謂つて曰はく、「天下の桃李、悉く公の門に在り」と。仁傑曰はく、「賢を薦むるは國の爲めなり。私の爲めに非ざるなり」と。初め仁傑、魏州の刺史と爲り、惠政有り。百姓、之が爲めに生祠を立つ。後其子景暉、魏州の司功參軍と爲り、貪暴にして人の患と爲る。人遂に其像を毀つ。

冬十月辛亥、魏元忠を以て蕭關道大總管と爲し、以て突厥に備へしむ。

甲寅、制して、復た正月を以て十一月と爲し、一月を正月と爲す。天下に赦す。

丁巳、納言韋巨源罷む。文昌右丞章安石を以て鸞臺侍郎・同平章事と爲す。安石は津の孫なり。時に武三思・張易之兄弟、事を用ふ。安石數之を面折す。嘗て宴に禁中に待す。易之、蜀の商宋霸子等數人を引き、座に在りて同じく博す。安石跪きて奏して曰はく、

〔二〇〕 二百五卷萬歲通天元年に見ゆ。
 〔二一〕 蕭關。原州平高縣の界に在り。貞觀六年、突厥の降戸を以て緣州を置く。平高の他樓城に治す。高宗、他樓縣を置く、神龍元年、省き、更に蕭關縣を置く。今の甘肅省涇原道固原縣の北。
 〔二二〕 十一月を以て正月と爲すこと、二百四卷天授元年に見ゆ。一月を以て正月と爲すは夏正建寅を用ふるなり。
 〔二三〕 納言は侍中。文昌右丞は尙書右丞。鸞臺は門下。
 〔二四〕 章津が隋に死する事、一百八十五卷高祖武德元年に見ゆ。

商賈は賤類なり。應に此會に預るを得べからず」と。左右を顧みて之を逐ひ出さしむ。座中皆色を失ふ。太后、其言の直なるを以て之を勞勉す。同列皆歎服す。

丁卯、太后、新安に幸す。壬申、宮に還る。

十二月甲寅、突厥、隴右諸監の馬萬餘匹を掠めて去る。

時に 屠禁尙ほ未だ解かず。鳳閣舍人全節の崔融、上言して以爲は

く、「犠牲を割烹し、禽獸を弋獵するは、聖人、之を典禮に著はし、廢闕す可からず。又、江南は魚を食ひ、河西は肉を食ふ、一日も無かる可からず。

富む者は未だ革めず、貧しき者は堪へ難し。況んや貧賤の人は、屠を仰ぎて生を爲すをや。日に一人を戮すとも、終に絶つ能はじ。但だ恐喝に資

し、徒らに姦欺を長ず。政を爲す者、苟くも月令に順じ、禮經に合はば、自然に物、其生を遂げ、人、其性を得ん」と。戊午、復た屠禁を開き、祠

祭に牲牢を用ふること故の如し。

長安元年、春正月丁丑、成州「佛迹見はる」と言ふを以て、大足と改元す。

二月己酉、鸞臺侍郎 柏人の李懷遠を以て同平章事とす。

- 【一】 屠を禁すること二百五卷長壽元年に見ゆ。
- 【二】 鳳閣。中書なり。全節縣は濟州に屬す。漢晉の東平陵縣の地。後魏、平陵と曰ひ、濟南郡に屬す。貞觀十七年、齊王祐反するとき、平陵の人從はず。更めて全節と名づく。今の山東省濟南道歷城縣の東七十五里。
- 【三】 長安元年。是年十月、改元す。西紀七〇一年。
- 【四】 此より以後は、是れ大足元年なり。
- 【五】 柏人縣は、邢州に屬す。天寶改めて堯山縣と曰ふ。今の直隸省大名道唐山縣。

三月、鳳閣侍郎同平章事張錫、選を知りて禁中の語を漏泄し、賊・數萬に滿つるに坐し、斬に當る。

刑に臨みて之を釋し、循州に流す。時に蘇味道も亦事に坐し、錫と俱に司刑の獄に下る。錫、馬に

乗り、意氣自若として、三品院に舍し、帷屏食飲、平居に異なる無し。味道は歩いて繫所に至り、

地に席して臥し、蔬食するのみ。太后、之を聞き、味道を赦し、其位に復す。

是月、大に雪ふる。蘇味道、以て瑞と爲し、百官を帥りて入りて賀す。

殿中侍御史王求禮、之を止めて曰はく、「三月の雪、瑞雪たらば、臘月の雷

は瑞雷たるか」と。味道、從はず。既に入る。求禮、獨り賀せず、進言し

て曰はく、「今、陽和、氣を布き、艸木、榮を發す。而るに寒雪、災を爲

す。豈に誣ひて以て瑞と爲すを得んや。賀する者は皆諂諛の士なり」と。

太后、之が爲めに朝を罷む。時に、又、三足の牛を獻する者有り。宰相復

た賀す。求禮、颺言して曰はく、「凡そ物、常に反するは、皆、妖と爲す。

此れ鼎足、其人に非ず、政教、行はれざるの象なり」と。太后之が爲め

に愀然たり。

夏五月乙亥、太后、三陽宮に幸す。

魏元忠を以て靈武道行軍大總管と爲し、以て突厥に備ふ。

- 【四】 循州。東都に至るまで四千八百里。今の廣東省潮循道惠陽道の東北五里。
- 【五】 三品院。是より先、制獄既に繁く、司刑寺、別に三品院を置き、以て三品以上の官の獄に下る者を處く。
- 【六】 颺言。大言して疾きを颺と曰ふ。
- 【七】 鼎足。三公は鼎足、君を承く。

天官侍郎 鹽官の顧琮、同平章事たり。

六月庚申、夏官尚書李迥秀を以て同平章事とす。迥秀は、性至孝。其母は本微賤なり。妻崔氏常に媵婢を叱す。母、之を聞き、悦ばず。迥秀、即時に之を出す。或るひと曰はく、「賢室、嫌疑を避けずと雖も、然も過、七出に非ず。何ぞ遽に是の如くなる」と。迥秀曰はく、「妻を娶るは、本、以て親を養ふなり。今乃ち顔色に違忤す。安んぞ敢て留めんや」と。竟に之を出す。

秋七月甲戌、太后、宮に還る。

甲申、李懷遠罷めて秋官尚書と爲る。

八月、突厥の默啜、邊に寇す。安北大都護相王に命じて、天兵道元帥と爲し、諸軍を統べて之を撃たしむ。未だ行かざるに虜退く。

丙寅、武邑の人蘇安恒、上疏して曰はく、「陛下、先聖の顧託を欽み、嗣子の推讓を受け、天を敬ひ人に順ふこと、二十年。豈に帝舜、裳を褰げ、周公、辟に復するを聞かずや。舜の禹に於けるは、事祇だ。族親、且と成王とは、叔父を離れず。族親は子の愛に何如、叔父は母の恩に何如。今、太子、孝敬を是れ崇び、春秋既に壯なり。若し宸極を統臨せしめば、何ぞ陛下の身に異ならん。

【八】鹽官縣は、漢には吳郡に屬す。梁・陳、錢塘郡に屬す。隋、餘杭郡に屬す。唐、杭州に屬す。今の浙江省錢塘道海寧縣治。

【九】七出。律に、妻、七出を犯す者は、之を棄つ。一に子無し。二に淫佚。三に舅姑に事へず。四に口舌。五に竊盜。六に妬忌。七に惡疾。

【一〇】先聖は大帝を謂ふ。嗣子は皇嗣相王を謂ふ。

【一一】族親。舜は黃帝八代の孫。禹は黃帝の玄孫。故に族親といふ。

【一二】叔父。周公は武王の弟、成王の叔父。且は周公の名。

陛下、年徳既に尊く、寶位將に倦まんとす。機務煩重にして、心神を浩蕩す。何ぞ位を東宮に禪り、自ら聖體を怡ばせざる。昔より、天下を理むる者、二姓にして俱に王たるを見ざるなり。當今、梁・定・河内・建昌の諸王、陛下の蔭覆を承け、竝に封王を得たり。臣謂ふに、千秋萬歲の後、事に於て便に非ざらん。臣請ふ、黜けて公侯と爲し、任するに閑簡を以てせんことを。臣又聞く、陛下、二十餘孫有り、今、尺寸の封無しと。此れ長久の計に非ざるなり。臣請ふ、土を分ちて之に王とせんことを。擇びて師傅を立て、其に孝敬の道を教へ、以て來りて周室を輔け、皇家を屏藩せば、斯に美と爲さん」と。疏・奏す。太后、召見して食を賜ひ、慰諭して之を遣る。

【一三】梁・定・河内・建昌。梁王は武三思、定王は攸暨、河内王は懿宗、建昌王は攸寧なり。

【一四】承嗣。太后の姪。

【一五】長安と改元す。

【一六】長安の東内は、本、大明宮と曰ふ。高宗の龍朔三年、蓬萊宮と曰ふ。咸亨元年、含元宮と曰ふ。今、舊名に復す。

【一七】安平縣は、漢、涿郡に屬し、後魏、安平國に屬し、後魏、博陵郡に屬し、唐、定州に屬す。今、直隸省保定道。

太后、春秋高く、政事多く張易之兄弟に委ぬ。邵王重潤、其妹永泰郡主・主婿魏王武延基と、竊に其事を議す。易之、太后に訴ふ。九月壬申、太后、皆、逼りて・自殺せしむ。延喜は、承嗣の子なり。

丙申、相王を以て左右羽林衛大將軍の事に知らしむ。

冬十月壬寅、太后、西して關に入る。辛酉、京師に至る。天下に赦し、改元す。

十一月戊寅、含元宮を改めて大明宮と爲す。

天官侍郎 安平の崔玄暉、性介直にして、未だ嘗て請謁せず。執政、之を惡み、文昌左丞に改む。

月餘にして、太后、玄暉に謂つて曰はく、「卿が官を改めしより以來、(一)令史、齋を設けて自ら慶す」と聞く。此れ盛に姦貪を爲さんと欲するのみ。今、卿を舊任に還さん」と。乃ち復た天官侍郎に拜し、仍は(二)綵七十段を賜ふ。

(三)主客郎中郭元振を以て、涼州都督・隴右諸軍大使と爲す。是より先、涼州の南北の境、四百餘里に過ぎず。突厥・吐蕃、頻歲、城下に奄至す。百姓、之に苦しむ。元振始めて南境硤口に於て和戎城を置き、北境磧中に

白亭軍を置き、其衝要を控し、州境を拓くこと千五百里。是より、寇、復た城下に至らず。元振、又、甘州の刺史李漢通をして屯田を開置せしめ、水陸の利を盡す。舊、涼州の粟麥は、斛ごとに數千に至る。漢通が(三)收率せしの後に及び、一鎌、數十斛を糶し、軍糧を積み、數十年を支ふ。元振、撫御に善く、涼州に在ること五年、夷夏畏慕し、令すれば行はれ、禁ずれば止む。半羊、野に被り、路、遺ちたるを拾はず。

二年、春正月乙酉、初めて(二)武舉を設く。突厥、鹽・夏・二州に寇す。三月庚寅、突厥、石嶺を破り、并州に寇す。雍州の長史薛季昶を以て

【一】 唐の吏部四司に令史八十人有り。
【二】 唐の制、凡そ十段を賜ふには、其率、絹三疋、布三端、綿四屯。若し雜綵十段ならば、絲布二疋、紬二疋、綾二疋、縵四疋。
【三】 唐の主客郎は、二王の後及び諸蕃の朝聘の事を掌り、禮部に屬す。
【四】 白亭守捉は涼州城の西北五百里に在り。
【五】 收率。民を收めて其耕を率ふるなり。
【六】 武舉の制に、長槊・馬射・步射・平射・筒射・馬槍・懸關・負重・身材の選有り。
【七】 石嶺。忻州定襄縣(今の山西省雁門道)に石嶺關有り。

右臺大夫を攝せしめ、山東防禦軍大使に充つ。滄・瀛・幽・易・恒・定等の州の諸軍、皆、季昶の節度を受く。夏四月、幽州の刺史張仁愿を以て、専ら幽平媯檀防禦を知らしめ、仍ほ季昶と相知り、以て突厥を拒がしむ。

五月壬申、蘇安恒、復た上疏して曰はく、「臣聞く、天下は(三)神堯・文武の天下なり。陛下、正統に居ると雖も、實に唐氏の舊基に因る。當今、(四)太子・追廻し、年徳俱に盛なり。陛下、其實位を貪り、而して母子の深恩を忘る。將た何の聖顔か以て唐家の宗廟を見ん。將た何の誥命か以て大帝の墳陵に謁せん。陛下、何が故に日夜、憂を積み、(五)鍾鳴り漏盡くるを知らざる。臣愚以爲ふに、天意人事、李家に還歸す。陛下、天位に安んずと雖も、殊えて知らず、物極まれば則ち反り、器滿つれば則ち傾くを。(六)臣何ぞ一朝の命を惜みて、萬乘の國を安んぜざらんや」と。太后、亦、之を罪せず。

乙未、相王を以て并州の牧と爲し、安北道行軍元帥に充て、魏元忠を以て之が副と爲す。六月壬戌、神都留守韋巨源を召し、京師に詣らしめ、副留守李嶠を以て之に代らしむ。秋七月甲午、突厥、代州に寇す。

【三】 高祖は神堯皇帝。太宗は文武皇帝。
【四】 太子追廻。廬陵王を召し、房陵より回らしめ、復た太子と爲すを謂ふ。
【五】 高宗は天皇大帝と稱す。
【六】 鍾鳴り云云。魏田豫、老を告げて曰はく、譬へば猶ほ鍾鳴り漏盡きて而も夜行き休まざるがごとし、此れ罪人なりと。
【七】 其死を顧みずして上疏し以て國を安んぜんと欲するを言ふ。

〔八〕司僕卿張昌宗、兄弟貴盛にして、教、朝野を傾く。八月戊午、太子相王・太平公主・上表し、昌宗を封じて王と爲さんと請ふ。制して、許さず。壬戌、又請ふ、乃ち爵鄴國公を賜ふ。
〔九〕楊州の事は二百三卷光宅元年に見ゆ。豫博の事は二百四卷垂拱四年に見ゆ。
〔一〇〕以て突厥を撃たんと欲するなり。
〔一一〕麟德殿。大明宮の右銀臺門内殿の西重廊の後に在り。即ち翰林院是れたり、殿に三面有り、亦、三殿と曰ふ。
〔一二〕龍朔に左右威衛を改めて左右武威衛と曰ふ。
〔一三〕碣石は遼西に在り。四鎮

爲すを得る無し』と。
九月乙丑朔、日、之を食する有り。盡きざること鉤の如し。神都は其の既きたるを見る。
壬申、突厥、忻州に寇す。

己卯、吐蕃、其臣論彌薩を遣はし、來りて和を求む。
庚辰、太子賓客武三思を以て大谷道大總管と爲し、洛州の長史敬暉を副と爲す。辛巳、又、相王旦を以て并州道元帥と爲し、三思と武攸宜・魏元忠とを、之が副と爲し、姚元崇を長史と爲し、司禮少卿鄭杲を司馬と爲す。然れども竟に・行かず。

癸未、論彌薩を麟德殿に宴す。時に涼州都督唐休璟・入朝し、亦、宴に預る。彌薩、屢、之を窺ふ。太后、其故を問ふ。對へて曰はく、『洪源の戰に、此將軍、猛厲にして敵無かりき。故に之を識らんと欲す』と。太后、休璟を擢でて、右武威金吾二衛大將軍と爲す。休璟、邊事に練習し、

碣石より以西、四鎮を踰え、萬里に綿互し、山川要害、皆能く之を記す。
冬十月甲辰、天官侍郎同平章事顧琮・薨す。

戊申、吐蕃の贊普、萬餘人を將ゐて茂州に寇す。都督陳大慈、之と四たび戦ひ、皆之を破る。斬首千餘級。

十一月辛未、監察御史魏靖、上疏して以爲はく、『陛下既に來俊臣の姦を知り、處するに極法を以てせり。乞ふ俊臣等が推せし所の大獄を詳覆し、其枉濫を伸べんことを』と。太后乃ち監察御史蘇頌に命じ、俊臣等の舊獄を按覆せしむ。是に由りて、雪免する者甚だ衆し。頌は夔の曾孫なり。

戊子、太后、南郊に祀り、天下に赦す。

十二月甲午、魏元忠を以て安東道安撫大使と爲し、羽林衛大將軍李多祚をして、幽州都督を檢校せしめ、右羽林衛將軍薛訥・左武衛將軍駱務整を、之が副と爲す。

戊申、北庭都護府を庭州に置く。
侍御史張循憲、河東采訪使と爲り、疑事の決する能はざる有り、之を病み、侍吏に問うて曰はく、『此に佳客の與に事を議す可き者有りや』と。吏言ふ、『前の平郷の尉猗氏の張嘉貞、異才有り』

〔一〕碣石は西域に在り。此れ唐の西北の二邊にして、其山川要害、環皆能く之を記するを言ふ。
〔二〕舊唐書蘇瓌傳には免を冤に作る。
〔三〕蘇夔は威の子、隋の開皇の初め樂を議す。
〔四〕庭州。太宗、高昌を平げ、西州の北に於て庭州を置く、即ち漢の車師後王の地。今の新疆省迪化道孚遠縣の境。
〔五〕平郷。邢州に屬す。今の直隸省大名道平郷縣の西北六里。
〔六〕猗氏縣は河東郡に屬す。今の山西省河東道猗氏縣。

と。循憲召し見、詢るに事を以てす。嘉貞爲めに〔一〕條析理分し、〔二〕洗然たらざるは莫し。循憲因つて請うて奏を爲らしむ。皆、意の未だ及ばざる所なり。循憲還りて太后に見ゆ。太后、其奏を善す。循憲、具に嘉貞の爲る所なるを言ひ、且つ己の官を以て之に授けんと請ふ。太后曰はく、「朕、寧ぞ一官の自ら賢を進むる無からんや」と。因つて嘉貞を召す。入りて内殿に見ゆ。與に語りて大に悦び、即ち監察御史に拜す。循憲を〔三〕司勳郎中に擢ぶ。其の人を得たるを賞するなり。

三年、春三月壬戌朔、日、之を食する有り。

夏四月、吐蕃、使を遣はし、馬千匹・金二千兩を獻じ、以て昏を求む。

閏月丁丑、韋安石に命じて神都を留守せしむ。

己卯、文昌臺を改めて中臺と爲し、中臺左丞李嶠を以て納言の事に知たらしむ。

新羅王金理洪卒す。使を遣はし、其弟崇基を立てて王と爲す。

六月辛酉、突厥の默啜、其臣莫賀干を遣はして來らしめ、女を以て皇太子の子に妻せんと請ふ。

寧州、大水あり、二千餘人を溺殺す。

秋七月癸卯、正諫大夫朱敬則を以て同平章事とす。

戊申、相王旦を以て雍州の牧と爲す。

庚戌、夏官尚書檢校涼州都督唐休璟を以て、同鳳閣鸞臺三品とす。時に突騎施の酋長烏質勒、西突厥の諸部と相攻め、安西道絶ゆ。太后、休璟に命じ、諸宰相と與に、其事を議せしむ。之を頃くして奏上る。太后即ち其議に依りて施行す。後十餘日にして、安西の諸州、兵の應接せんことを請ふ。程期、一に休璟の畫りし所の如し。太后、休璟に謂つて曰はく、「恨むらくは卿を用ふること晩かりしを」と。諸宰相に謂つて曰はく、「休璟、邊事に練習す。卿が曹、十にして一に當らず」と。

時に西突厥の可汗解瑟羅、刑を用ふること殘酷にして、諸部、服せず。烏質勒、本、解瑟羅に隸し、莫賀達干と號す。能く其衆を撫し、諸部、之に歸す。解瑟羅、制する能はず。烏質勒、都督二十員を置き、各兵七千人を將る、碎葉の西北に屯す。後、碎葉を攻め陥れ、其牙帳を徙して之に居る。因つて入朝し、敢て復た還らず。烏質勒、悉く其地を併す。

〔一〕 胡三省曰はく、天授元年に「解瑟羅入りて内地に居る」と書す。神功元年に「來俊臣、解瑟羅を誣詔す」と書す。則ち其の入朝すること、必ず是年に在らじ。此れ烏質勒の事を書するに因りて、其の國を得るの由を叙し、遂に解瑟羅が國を失ひし事に及びしなるのみと。

九月庚寅朔、日、之を食する有り、既く。

初め左臺大夫同鳳閣鸞臺三品魏元忠、洛州の長史と爲る。洛陽の令張昌儀、諸兄の執を恃み、

牙直毎に、長史の聽事に上る。元忠、官に到り、叱して之を下す。張易之の奴、都市を暴亂す。元忠、之を杖殺す。相と爲るに及び、太后、易之の弟岐州の刺史昌期を召し、以て雍州の長史と爲さんと欲し、仗に對して宰相に問うて曰はく、「誰か雍州に堪ふる者ぞ」と。元忠對へて曰はく、「今の朝臣、以て薛季昶に易ふる無し」と。太后曰はく、「季昶は久しく京府に任ず。朕、別に一官に除せんと欲す。昌期は何如」と。諸將皆曰はく、「陛下、人を得たり」と。元忠獨り曰はく、「昌期は堪へじ」と。太后、其故を問ふ。元忠曰はく、「昌期は少年にして、吏事に閑はず。竊に岐州に在り、戸口逃亡して且に盡きんとす。雍州は帝京にして、事任繁劇なり。季昶が疆幹にして事に習ふに若かじ」と。太后、默然として止む。元忠、又、嘗て面のあたり奏す、「臣、先帝より以來、恩渥を蒙被す。今、乏を宰相に承け、忠を盡し節に死する能はず、小人をして側に在らしむるは、臣の罪なり」と。太后、悦ばず。是に由りて、諸張深く之を怨む。司禮丞高戩は、太平公主の愛する所なり。會、太后、不豫なり。張昌宗、太后、一日、晏駕せば、元忠の誅する所と爲らんことを恐れ、乃ち元忠を譖す、「戩と私議して、太后老いたり。太子を挾みて、久長を爲すに若かじ」と云へり」と。太后怒り、元忠・戩を獄に下す。將に(元忠ヲ)昌宗と之を廷辨せしめん

- 【三】 凡そ牙參する者は、庭下に立つ。
- 【四】 乏を承く。元忠自ら言ふ、朝廷、人に乏しく、己、乏を承けて、位に宰相に備はるを得たりと。
- 【五】 小人側に在り。張易之兄弟を斥す。
- 【六】 司禮丞は、即ち太常丞なり。
- 【七】 久長を爲す。久長の計を爲すなり。

とす。昌宗、密に鳳閣舍人張説を引き、賂ふに美官を以てし、元忠を證せしむ。説、之を許す。明日、太后、太子相王及び諸宰相を召し、元忠をして昌宗と參對せしむ。往復、決せず。昌宗曰はく、「張説、元忠の言を聞けり。請ふ召して之に問はん」と。太后、説を召す。説將に入らんとす。鳳閣舍人(南和)の宋璟、説に謂つて曰はく、「名義は至つて重く、鬼神は欺き難し。邪に黨し正を陥れ、以て苟くも免るるを求む可からず。若し罪を獲て流竄せられなば、其榮多し。若し事、測られざる有らば、璟當に閣を叩きて力争し、子と同じく死すべし。努力して之を爲せ。萬代瞻仰するは、此舉に在るなり」と。殿中侍御史濟源の張廷珪曰はく、「朝に道を聞かば夕に死すとも可なり」と。左太后、之に問ふ。説未だ對へず。元忠懼れ、説に謂つて曰はく、「張説、昌宗と共に魏元忠を羅織せんと欲するか」と。説、之を叱して曰はく、「元忠、宰相たり。何ぞ乃ち委巷の小人の言に效ふや」と。昌宗、傍より迫りて説を趣し、速かに言はしむ。説曰はく、「陛下、之を視よ。陛下の前に在りてすら、猶ほ臣に逼ることは是の如し。況んや外に在りてをや。臣、今、廣朝に對す。敢て實を以て對へずんばあらず。臣、實に、元忠に是言有りしを聞かず。但だ昌宗、臣に逼り、誣ひて之を證せしむるのみ」と。易之・昌宗、遽に呼びて曰はく、「張説、

- 【八】 南和縣は、漢、廣平國に屬す。後周、南和郡を置く。隋、郡を廢す。唐、邢州に屬す。今の直隸省大名道南和縣。
- 【九】 閣。内殿・便殿、皆、之を閣と謂ふ可し。閣門に即きて力争するを云ふ。
- 【一〇】 孔子の言、論語里仁篇に出づ。

魏元忠と同じく反す」と。太后、其狀を問ふ。對へて曰はく、「説嘗て元忠を謂つて伊周と爲せり。伊尹は太甲を放ち、周公は王位を攝せり。反せんと欲するに非ずして何ぞ」と。説曰はく、「易之兄弟は小人なり。徒らに伊周の語を聞くのみ。安んぞ伊周の道を知らん。日者、元忠初めて紫を衣るや、臣、郎官を以て往きて賀せり。元忠、客に語りて曰はく、「功無くして寵を受く、慙懼に勝へず」と。臣、實に言つて曰はく、「明公、伊周の任に居る。何ぞ三品を愧ぢん」と。彼の伊尹・周公は、皆臣と爲りて至忠にして、古今慕ひ仰ぐ。陛下、宰相を用ふるに、伊周を學ばしめずんば、當に誰を學ばしむべきか。且つ臣豈に今日・昌宗に附かば・立ちどころに台衡を取り。元忠に附かば・立ちどころに族滅を致すを知らざらんや。但だ臣は、元忠の冤魂を畏れ、敢て之を誣ひざるのみ」と。太后曰はく、「張説は反覆の小人なり。宜しく并せて之を繫治すべし」と。它日更に引きて問ふ。説が對ふること前の如し。太后怒り、宰相に命じ、河内王武懿宗と共に之を鞠せしむ。説が執る所初めの如し。朱敬則、抗疏して之を理して曰はく、「元忠は素より忠正と稱せらる。張説が坐する所名無し。若し罪に抵らしめば、天下の望を失はん」と。蘇安恒も亦上疏して以爲はく、「陛下、革命の初め、人以爲へらく諫を納るるの主なりと。暮年以來、人以爲へらく佞を受くるの主なりと。元忠が獄に下りしより、里巷恟恟として、皆以爲へらく、陛下、姦宄を委信し、賢良を斥逐すと。忠臣烈士、皆、髀を

〔二〕 紫を服す。太宗の貞觀四年、詔して、三品以上は紫を服せしむ。
〔三〕 台衡。宰相をいふ。

私室に撫で、而して口を公朝に筭み、易之等の意に近ふを畏れ、徒らに死を取りて益無しとす。方今、賦役煩重にして、百姓凋弊し、重ぬるに、讒慝専恣し、刑賞・中を失ふを以てす。竊に恐る、人心、安んせず、別に它的變を生じ、鋒を朱雀門内に争ひ、鼎を大明殿前に問はんことを。陛下將に何を以て之に謝し、何を以て之を禦がんとする」と。易之等、其疏を見、大に怒り、之を殺さんと欲す。朱敬則及び鳳閣舍人桓彦範・著作郎陸澤の魏知古が解救するに頼り、免るを得たり。丁酉、魏元忠を貶して高要の尉と爲す。説、皆、嶺表に流さる。元忠、辭する日、太后に言つて曰はく、「臣老いたり。今、嶺南に向ふ。十死一生。陛下、它日、必ず・臣を思ふの時有らん」と。太后、其故を問ふ。時に、易之・昌宗、皆、側に侍す。元忠、之を指さして曰はく、「此二小兒、終に亂階と爲らん」と。易之等、殿を下り、膺を叩きて自ら擲ちて冤と稱す。太后曰はく、「元忠去れ」と。殿中侍御史景城の王峻、復た奏して元忠を申理せんとす。宋璟、之に謂つて曰はく、「魏公、幸に己に全きを得たり。今子復た威怒を冒さば、狼狽する無きを得んや」と。峻曰はく、「魏公、忠を以て罪を獲たり。峻、義の激する所と爲る。顛沛すとも恨無けん」と。璟、歎じて曰はく、「璟、魏公の枉を申ぶる能はず。深く朝廷に負けり」と。

〔一〕 朱雀門は宮城の南門を謂ふ。大明殿は即ち含元殿。
〔二〕 陸澤。先天元年、方に復た深州を置く。又、饒陽・鹿城を分ち、陸澤縣を置く。今の直隸省保定道深縣の北。
〔三〕 高要縣は、漢には蒼梧郡に屬し、宋齊には南海郡に屬し、陳は高要郡を置き、隋は端州を帶ぶ。今の廣東省粵海道高要縣。
〔四〕 景城縣は、瀛州に屬す。今の直隸省津海道交河縣の東北六十里。

太子僕崔貞慎等八人、元忠を郊外に餞す。易之詐りて、密を告ぐる人柴明の状を爲り、「貞慎等、元忠と反を謀る」と稱す。太后、監察御史（一）丹徒の馬懷素をして之を鞠せしめ、懷素に謂つて曰はく、「茲事皆實なり。略問して速かに以て聞せよ」と。之を頃して、中使督趣する者數四。曰はく、「反狀・昭然たり。何ぞ稽留すること此の如き」と。懷素、柴明が對質せんことを請ふ。太后曰はく、「我自ら・柴明の處を知らず。但だ狀に據りて之を鞠せよ。安んぞ告ぐる者を用ひん」と。懷素、實に據りて以て聞す。太后怒りて曰はく、「卿、反者を縦さんと欲するか」と。對へて曰はく、「臣敢て反者を縦さず。元忠、宰相を以て官を謫せられ、貞慎等、親故を以て追送す。若し誣ひて以て反と爲すは、臣、實に敢てせず。昔・欒布、事を彭越の頭下に奏す。漢祖、以て罪と爲さざりき。沉んや元忠の刑は、未だ彭越の如くならざるをや。而るに陛下、其の送る者を誅せんと欲するか。且つ陛下、生殺の柄を操る。之に罪を加へんと欲し、決を聖衷に取らば可なり。若し臣に命じて推鞠せしめば、臣敢て實を以て聞せずんばあらず」と。太后曰はく、「汝、全く罪せざらん」と。對へて曰はく、「臣、智識愚淺にして、實に其罪を見ず」と。太后、意解く。貞慎等、是に由りて、免るるを得たり。太后、嘗て朝貴に命じて宴集せしむ。易之兄弟、皆、位、宋璟

〔一〕 唐の制、太子僕は從四品下、太子の車輿乘騎儀仗の政令を掌る。
 〔二〕 丹徒。春秋の時の吳の朱方なり。漢、丹徒縣と爲し、會稽郡に屬す。吳、京口成と爲し、晉以下、南徐州と爲し、隋、延陵縣と爲し、江都郡に屬す。唐、丹徒縣と爲し、潤州に屬す。今の江蘇省金陵道。
 〔三〕 欒布の事、十二卷漢の高帝十一年に見ゆ。

の上在り。易之素より璟を憚り、其意を悦ばせんと欲し、位を虚しくし之を揖して曰はく、「公は方今第一の人なり。何ぞ乃ち下坐せん」と。璟曰はく、「才劣に位卑し。張卿以て第一と爲すは何ぞや」と。天官侍郎鄭杲、璟に謂つて曰はく、「中丞、奈何ぞ五郎を卿とする」と。璟曰はく、「官を以て之を言へば、正に當に卿と爲すべし。足下は張卿の家奴に非ず。何の（二）郎か之れ有らん」と。舉坐・悚惕す。時に武三思より以下、皆、謹みて易之兄弟に事ふ。璟獨り之が禮を爲さず。諸張・積怒し、常に・之を中傷せんと欲す。太后、之を知る、故に免るるを得たり。丁未、左武衛大將軍武攸宜を以て西京留守に充つ。

〔一〕 門生家奴、其主を呼びて郎と爲す。
 〔二〕 舉坐悚惕。坐中の人皆おそるるなり。
 〔三〕 宿羽臺。東都の宿羽宮の中に在り。
 〔四〕 龜を佩ぶ。唐の制、百官、隨身の魚符有り、以て貴賤を明かにし、召命に應ず。左二右一、左なるは内に進め、右なるは身に隨ふ。皇太子は玉

契を以て召し、勘合して乃ち赴く。親王は金を以てし、庶官は銅を以てす、皆、其位姓名を題し、盛るに魚袋を以てす。天授二年、佩魚を改めて龜と爲す。朝野僉載に曰はく、唐は鯉魚を以て符と爲し、遂に魚符と爲す。僞周に至りて武姓なり、玄武は龜なり、因つて魚符を改めて龜符と爲すと。

冬十月丙寅、車駕、西京を發す。乙酉、神都に至る。十一月、突厥、使を遣はし、昏を許すを謝す。丙申、宿羽臺に宴す。太子焉に預る。宮尹崔神慶、上疏して以爲はく、「今、五品以上、（三）龜を佩ぶる所以は、別敕の徵召に・詐妄有らんことを恐るるが爲に、内、龜を出して合はせ、然る後命に應ず。況んや太子は國の本なるをや。古來、徵召するに、皆

玉契を用ふるは、此れ誠に重鎮の極なり。昨、突厥の使の見ゆるに縁り、太子應に朝參に預るべし。直に文符の宮に下る有るのみ、會て、敕を降して處分せず。臣愚謂ふに、太子、朔望の朝參に非ず、應に別に召すべき者は、望むらくは墨敕及び玉契を降さんことを」と。太后甚だ之を然りとす。

始安の獠歐陽倩、衆數萬を擁し、州縣を攻め陷る。朝廷、良吏を得て以て之を鎮せんことを思ふ。朱敬則稱す、〔三〕「司封郎中裴懷古、文武の才有り」と。制して、懷古を以て桂州都督と爲し、仍ほ招慰討擊使に充つ。懷古纔に嶺上に及び、飛書して示すに禍福を以てす。倩等迎へ降り、且つ言ふ、

「夷の侵逼する所と爲る。故に兵を擧げて自ら救ふのみ」と。懷古、輕騎にて之に赴く。左右曰はく、「夷獠は信無し。忽せにす可からざるなり」と。懷古曰はく、「吾、忠信に仗れば、神明に通ず可し。而るを況んや人を」と。遂に其營に詣る。賊衆大に喜び、悉く掠むる所の貨財を歸す。諸洞の酋長、素より兩端を

持する者、皆來りて款附す。嶺外悉く定まる。是歲、分ちて使者に命じ、六條を以て州縣を察せしむ。

吐蕃の南境の諸部皆叛く。贊普器弩悉弄、自ら將として之を撃ち、軍中に卒す。諸子、立たんことを争ふ。之を久しくして、國人、其子棄隸踏贊を立てて贊普と爲す。生れて七年なり。

四年、春正月丙申、右武衛將軍阿史那懷道を冊拜して、西突厥十姓可汗と爲す。懷道は斛瑟羅の子なり。

丁未、三陽宮を毀ち、其材を以て興泰宮を〔一〕萬安山に作る。二宮は、皆武三思・建議して之を爲り、太后に每歲臨幸するを請ふ。功費甚だ廣し。百姓、之に苦しむ。左拾遺盧藏用、上疏して以爲はく、「左右の近臣、多く意に順ふを以て忠と爲し、朝廷の具僚、皆、犯忤を以て戒と爲す。陛下知らずして百姓・業を失ふを致し、陛下の仁を傷ふ。陛下誠に能く人を勞するを以て辭と爲し、制を發して之を罷めば、則ち天下、皆、陛下の己を苦めて人を愛するを知らん」と。從はず。藏用は〔三〕承慶の弟の孫なり。

壬子、〔四〕天官侍郎韋嗣立を以て鳳閣侍郎・同平章事と爲す。〔五〕夏官侍郎同鳳閣鸞臺三品李迥秀、頗る賄賂を受く。監察御史馬懷素、之を劾奏す。二月癸亥、迥秀、廬州の刺史に貶せらる。

壬申、正諫大夫同平章事朱敬則、老疾を以て致仕す。敬則、相と爲り、人を用ふるを以て先と爲し、自餘の細務は、之を視ず。

太后嘗て宰相と議し、刺史・縣令に及ぶ。三月己丑、李嶠・唐休璟等奏す、「竊に見るに、朝廷の物

唐則天順聖皇后長安四年

〔一〕 萬安山は洛州壽安縣（今の河南省洛陽宜陽縣）の西南四十里に在り。

〔二〕 廬承慶は二百卷顯慶二年に見ゆ。

〔三〕 天官・吏部。

〔四〕 夏官は兵部なり。鳳閣鸞臺は中書門下なり。

〔五〕 廬州。隋、梁周の合州を改めて廬州と爲す。京師の東南二千三百八十七里、東都に至るまで一千五百六十九里。今の安徽省安慶道合肥縣。

議、遠近の人情、内官を重んじ外職を輕んぜざるは莫し。牧伯を除授する毎に、皆再三披訴す。比來、遣はす所の外任は、多くは是れ。貶累の人なり。風俗澄まざるは、寔に此に由る。望むらくは臺閣寺監に於て、賢良を。妙簡し、大州を分ち典り、共に庶績を康くせんことを。臣等請ふ、近侍を輟め、具僚に率先せん」と。太后、命じて名を書して之を探らしめ、韋嗣立及び御史大夫楊再思等二十人を得。癸巳、制して、各本官を以て刺史を檢校せしめ、嗣立を。汴州の刺史と爲す。其後、政績の稱す可き者は、唯だ。常州の刺史薛謙光、徐州の刺史司馬鏗のみ。

丁亥、平恩王重福を徙して譙王と爲す。

夏官侍郎宗楚客を以て同平章事とす。

鳳閣侍郎同鳳閣鸞臺三品蘇味道、調歸して其父を葬る。州縣に制して、葬事を供せしむ。味道、之に因りて、郷人の墓田を侵毀し、役使、度に過ぐ。監察御史蕭至忠、之を劾奏す。坊州の刺史に左遷せらる。至忠は。引の玄孫なり。

夏四月壬戌、同鳳閣鸞臺三品章安石、納言に知たり、李嶠、内史の事に知たり。

- 〔六〕 貶累。貶謫罪累なり。
- 〔七〕 妙簡。精選する也。
- 〔八〕 汴州。京師の東一千三百五十里、東都は四百一里。
- 〔九〕 常州。京師の東南二千八百四十三里、東都に至るまで一千九百八十三里。
- 〔一〇〕 徐州。京師の東二千六百四里、東都の東一千二百五十七里。
- 〔一一〕 味道は趙州樂城縣の人。
- 〔一二〕 坊州。唐の先元皇帝、周の天和中、敷州の刺史と爲る。中部縣に於て馬坊を置く。高祖武德二年、因つて鄜州の中部縣城を分ちて坊州を置く。
- 〔一三〕 蕭引は一百七十卷陳の宣帝太建二年に見ゆ。

太后、興泰宮に幸す。

太后、復た天下の僧尼に税し、大像を。白司馬阪に作らしめ、春官尙書武攸寧をして檢校せしむ。糜費巨億なり。李嶠上疏して以爲はく、「天下の編戶、貧弱なる者衆し。像を造るの錢、見に一十七萬餘緡有り。若し將に散施せんとせば、人ごとに一千を興へ、一十七萬餘戶を濟ひ得、飢寒の弊を拯ひ、勞役の勤を省き、諸佛の慈悲の心に順ひ、聖君の亭育の意に霑ひ、人神胥悦び、功德、窮り無からん。方に過後の因縁を作すこと、豈に見在の果報の如くならんや」と。監察御史張廷珪、上疏して諫めて曰はく、「臣、時政を以て之を論ずれば、則ち宜しく邊境を先にし、府庫を蓄へ、人力を養ふべし。釋教を以て之を論ずれば、則ち宜しく苦厄を救ひ、諸相を滅し、無爲を崇ぶべし。伏して願はくは陛下、臣の愚を察し、佛の意を行ひ、務めて理を以て上と爲し、人を以て言を廢せざらんことを」と。太后、之が爲めに役を罷め、仍ほ廷珪を召見し、深く之を賞慰す。

鳳閣侍郎同鳳閣鸞臺三品姚元崇、母老いたるを以て、固く・歸りて侍せんと請ふ。六月辛酉、元崇を以て相王府長史を行はしめ、秩位竝に三品に同じ。

乙丑、天官侍郎崔玄暉を以て同平章事とす。

鳳閣侍郎同平章事檢校汴州刺史韋嗣立を召し、興泰宮に赴かしむ。

丁丑、李嶠を以て同鳳閣鸞臺三品とす。嶠、自ら請うて内史を解く。

壬午、相王府長史姚元崇を以て夏官尙書を兼知せしめ、同鳳閣鸞臺三品とす。

秋七月丙戌、神都副留守楊再思を以て内史と爲す。再思、相と爲り、専ら諂媚を以て容れられんことを取る。司禮少卿張同休は、易之の兄なり。嘗て公卿を召して宴集す。酒酣にして、再思に

戯れて曰はく、「楊内史の面は高麗に似たり」と。再思、欣然として、即ち紙を翦りて巾に帖し、紫袍を

反披し、高麗の舞を爲す。擧坐大に笑ふ。時人或は張昌宗の美を譽め

て曰はく、「六郎の面は蓮花に似たり」と。再思獨り曰はく、「然らず」と。

昌宗、其故を問ふ、再思曰はく、「乃ち蓮花、六郎に似たるのみ」と。

甲午、太后、宮に還る。

乙未、司禮少卿張同休・汴州の刺史張昌期・尙方少監張昌儀、皆賊に

坐して獄に下る。左右臺に命じて、共に之を鞠せしむ。丙申、赦す、「張易

之・張昌宗、威を作し福を作す」と。亦、命じて同じく鞠せしむ。辛丑、〔二五〕司刑正賈敬言・奏す、「張

昌宗、強ひて人の田を市ふ。應に銅二十斤を徵すべし」と。制して可とす。乙巳、御史大夫李承嘉・

中丞桓彥範・奏す、「張同休兄弟、賊共に四千餘緡。張昌宗、法、應に官を免すべし」と。昌宗・

奏す、「臣、國に功有り。犯す所、官を免せらるるに至らず」と。太后、諸宰相に問ふ、「昌宗、功有

るか」と。楊再思曰はく、「昌宗、神丹を合はせ、聖躬、之を服して驗有り、此れ莫大の功なり」と。

太后悦び、昌宗の罪を赦し、其官を復す。左補闕戴令言、〔二六〕兩脚狐の賦を作り、以て再思を譏る。

再思、令言を出して長社の令と爲す。

丙午、夏官侍郎同平章事宗楚客、罪有り、原州都督に左遷し、靈武道行軍大總管に充てらる。

癸丑、張同休、岐山の丞に貶せられ、張昌儀、博望の丞に貶せらる。

鸞臺侍郎知納言事同鳳閣鸞臺三品章安石、張易之等の罪を擧奏す。赦して、

安石及び右庶子同鳳閣鸞臺三品唐休璟に付して之を鞠せしむ。未だ竟らざ

るに事變す。八月甲寅、安石を以て檢校揚州刺史を兼ねしむ。庚申、休璟

を以て幽營都督・安東都護を兼ねしむ。休璟將に行かんとし、密に太子に

言つて曰はく、「二張、寵を恃みて不臣なり。必ず將に亂を爲さんとす。

殿下、宜しく之に備ふべし」と。

相王府長史兼知夏官尙書事同鳳閣鸞臺三品姚元崇、上言す、「臣、相王に事ふ。宜しく兵馬を典

るべからず。臣敢て死を愛まず。恐らくは王に益あらざらん」と。辛酉、春官尙書に改め、餘は故

の如し。元崇、字は元之、時に突厥の叱列元崇・反す。太后、元崇に命じて字を以て行はしむ。

突厥の默啜既に和親す。戊寅、始めて淮陽王武延秀を遣りて還らしむ。

唐則天順聖皇后長安四年

一三五

〔二五〕 高麗舞。唐の十部樂に高麗伎舞の者四人有り、楊再思蓋し之に倣うて此舞を爲す。

〔二六〕 光宅に、大理正を改めて司刑正と爲す。從五品。刑辟を參議し、科條を詳正するの事を掌る。

〔二七〕 兩脚狐。再思が妖媚なること狐の如く、特に兩脚なるのみなるを言ふ。

〔二八〕 岐山。後魏、扶風雍縣を分ちて平秦郡を置く。西魏改めて岐山郡と爲す。隋、郡を廢して縣と爲し、岐州に屬す。

〔二九〕 夏官は即ち兵部なり。

〔三〇〕 武延秀は拘へらるる事、前卷聖曆元年に見ゆ。

九月壬子、姚元之を以て靈武道行軍大總管に充つ。辛酉、元之を以て靈武道安撫大使と爲す。元之將に行かんとするや、太后、(三二)外司の宰相と爲るに堪ふる者を擧げしむ。對へて曰はく、「張柬之は、沈厚にして謀有り、能く大事を斷ず。且つ其人已に老いたり、惟だ陛下、急に之を用ひよ」と。冬十月甲戌、秋官侍郎張柬之を以て同平章事とす。時に年且に八十ならんとす。

乙亥、韋嗣立を以て魏州の刺史を檢校せしむ。餘は故の如し。

壬午、懷州の長史河南の房融を以て同平章事とす。

太后、宰相に命じ、各員外郎と爲るに堪ふる者を擧げしむ。韋嗣立、廣武の令岑羲を薦めて曰はく、「但だ其伯父、長情が累を爲すを恨む」と。

太后曰はく、「苟くも或は才有らば、此れ何の累ふ所ぞ」と。遂に天官員外郎に拜す。是に由りて、諸の緣坐する者、始めて進用せらるるを得たり。

十一月丁亥、天官侍郎韋承慶を以て鳳閣侍郎・同平章事と爲す。

癸卯、成均祭酒同鳳閣鸞臺三品李嶠、罷めて地官尚書と爲る。

十二月甲寅、敕して、大足已來の所に置ける官は竝に停む。

丙辰、鳳閣侍郎同平章事韋嗣立、罷めて成均祭酒と爲る。魏州の刺史を檢校すること故の如し。兄承慶が入りて相たるを以ての故なり。

太后、疾に寝ね、(三三)長生院に居り、宰相、見ゆるを得ざる者累月。惟だ張易之・昌宗のみ側に侍す。疾少しく間ゆ。崔玄暉、奏して言ふ、「皇太子相王、仁明孝友にして、湯藥に侍するに足る。宮禁は事重し。伏して願はくは異姓をして出入せしめざらんことを」と。太后曰はく、「卿が厚意を徳とす」と。易之・昌宗、太后の疾篤きを見、禍の己に及ばんことを恐れ、黨援を引用し、陰に之が備を爲す。屢、人有り飛書を爲り、及び其書を通衢に勝し、「易之兄弟、反を謀る」と云ふ。太后、皆、問はず。辛未、許州の人楊元嗣、昌宗を告ぐ、「嘗て術士李弘泰を召して占相せしむ。弘泰、「昌宗、天子の相有り」と言ひ、「定州に於て佛寺を造らば、則ち天下、心を歸せん」と勸む」と。太后、韋承慶及び司刑卿崔神慶・御史中丞宋璟に命じて之を鞠せしむ。神慶は神基の弟なり。承慶・神慶、奏して言ふ、「昌宗、「弘泰の語は、尋ぎて已に奏聞せり」と。欺稱す。(三四)法首に準じて原さん。弘泰・妖言す。請ふ收めて法に行はん」と。璟、大理丞封全禎と與に奏す、「昌宗、寵榮、是の如く、復た術士を召して占相せしむ。志何を求めんと欲する。弘泰・稱す、「筮して純乾天子の卦を得たり」と。昌宗、僞し弘泰を以て妖妄と爲さば、何ぞ執へて有司に送らざる。奏聞すと云ふと雖も、終に是れ禍心を包藏するなり。法、當に斬に處し家を破るべし。請ふ收めて獄に付し、其罪を窮理せん」と。太后、之を久しくして應へ

(三三)長生院。即ち長生殿なり。蓋し唐には寢殿は皆之を長生殿と謂ふ。この長生院は、洛陽宮の寢殿なり。

(三四)欺稱。白狀して言ふ也。

(三五)法に自首する者は、其罪を原す。承慶・神慶、此條に準じて以て昌宗の罪を脱せんと欲するなり。

す。璟又曰はく、「儻し即ち收繫せずんば、其の衆心を搖動せんことを恐る」と。太后曰はく、「卿且く推を停めよ。更に文状を檢詳するを俟て」と。璟退く。左拾遺(三七)江都の李邕、進みて曰はく、「向に宋璟が奏する所を觀るに、志、社稷を安んせんとし、身の謀を爲すに非ず。願はくは陛下、其奏を可とせよ」と。太后、聽かず。尋ぎて璟に敕して楊州推按とし、又、璟に敕して幽州都督屈突仲翔の贓汚を按せしめ、又、璟に敕して李嶠に副として隴蜀を安撫せしむ。璟皆肯て行かず、奏して曰はく、「故事に、州縣の官、罪有れば、品高きは則ち侍御史、卑きは則ち監察御史、之を按ず。中丞は軍國の大事に非ざれば、當に出で使すべからず。今、隴蜀には變無し。識らず、陛下、臣を遣はして外に出でしむるは、何ぞや。臣、皆、敢て制を奉せず」と。司刑少卿桓彥範、上疏して以爲はく、「昌宗、功無くして寵を荷ひ、而して禍心を包藏し、自ら其咎を招く。此れ乃ち皇天、怒を降すなり。陛下、誅を加ふるに忍びずんば、則ち天に違うて不祥なり。且つ昌宗既に「奏し訖れり」と云へば、則ち當に更に弘泰と往還し、之をして福を求め災を禳はしむべからず。是れ則ち初めより悔心無きなり。奏する所以は、事發せんと擬すれば則ち「先に已に奏陳せり」と云ひ、發せざれば則ち時を俟ちて逆を爲す。此れ乃ち奸臣の詭計なり。若し捨く可しと云はば、誰か刑す可しと爲さん。況んや事已に再び發するをや。陛下、皆、釋して・問はず、昌宗をして益自ら・計を得るを負ましめ、天下も亦「天命は死せず」

〔二六〕 推を停めよ。其事を停めて、推究する莫かれとなり。
〔二七〕 江都縣は揚州を帶ぶ。

と以爲はん。此れ乃ち陛下、其亂を養成するなり。苟くも逆臣、誅せずんば、社稷亡びん。請ふ鸞臺鳳閣・三司に付し、其罪を考竟せしめん」と。疏・奏す。報せず。崔玄暉も亦、屢、以て言を爲す。太后、法司をして其罪を議せしむ。玄暉の弟、司刑少卿昇、處するに大辟を以てす。宋璟、復た奏す、「昌宗を收めて獄に下さん」と。太后曰はく、「昌宗、已に自ら奏聞せり」と。對て曰はく、「昌宗、飛書の逼る所と爲り、窮まりて自ら陳す。赦、已むを得るに非ず。且つ謀反は大逆なり。首免を容るる無し。若し昌宗、大刑に伏せずんば、安んぞ國法を用ひん」と。太后、溫言して之を解く。璟、聲色逾厲しくして曰はく、「昌宗、分外に恩を承く。臣、言出づれば禍・從ふを知る。然れども義、心を激す。死すと雖も恨みず」と。楊再思、其の旨に忤はんことを恐れ、遽に敕を宣して・出でしむ。璟曰はく、「聖主、此に在り。宰相が擅に敕命を宣するを煩はさず」と。太后乃ち其奏を可とし、昌宗を遣はして臺に詣らしむ。璟、庭立して之を按ず。事未だ畢らざるに、太后、し、特に敕して之を赦す。璟・歎じて曰はく、「先づ小子を撃ちて腦裂せず、此恨を負ふ」と。太后乃ち昌宗をして璟に詣りて謝せしむ。璟、拒みて・見ず。(二九)左臺中丞桓彥範・右臺中丞、東光の袁恕己、共に(三〇)詹事司直陽嶠を薦めて御史と爲さんとす。楊再思曰はく、「嶠は搏撃の任を樂しません。如

〔二八〕 三司。尚書刑部・大理寺・御史臺を謂ふ。
〔二九〕 光宅に御史を左右臺に分ち、各々大夫・中丞・侍御史を置く。
〔三〇〕 東光縣は滄州に屬す。今の直隸省津海道東光縣。
〔三一〕 詹事司直は正九品上、宮僚を彈劾し、職事を糾擧するを掌る。

何」と。彦範曰はく、「官の爲めに人を擇ぶ。豈に必ずしも其の欲する所を待たんや。欲せざる所の者は、尤も須く之に與ふべし。進み難きの風を長じ、躁求の路を抑ふる所以なり」と。乃ち擢でて右臺侍御史と爲す。嶠は 休之の玄孫なり。是より先、李嶠・崔玄暉・奏す、「往に革命の時に屬し、人、逆節多く、遂に刻薄の吏の恣に酷法を行ふを致す。其れ周興等が効せし所の、家を破りし者は、竝に請ふ雪免せん」と。司刑少卿桓彦範、又、之を奏陳す。表疏、前後十たび上る。太后乃ち之に従ふ。

中宗大和大聖大昭孝皇帝上

神龍元年、春正月壬午朔、天下に赦し、改元す。文明より以來、罪を得る者、楊・豫・博の三州及び諸の叛逆の魁首に非ざるは、咸、赦して之を除く。

太后疾甚だし。麟臺監張易之・春官侍郎張昌宗、中に居りて事を用ふ。張柬之・崔玄暉、中臺右丞敬暉・司刑少卿桓彦範・相王府司馬袁恕己と、之を誅せんと謀る。柬之、右羽林衛大將軍李多祚に謂つて曰はく、「將軍の今日の富貴は、誰の致す所ぞや」と。多祚泣きて曰はく、「大帝なり」と。柬之曰はく、「今、大帝の子、二豎の危くする

【一】 中宗。諱は顯、高宗の第七子なり。中ごろ名を哲と更む。已にして舊名に復す。景雲元年、孝和皇帝と諡し、廟を中宗と號す。後、天寶八年、大和大聖皇帝と追尊す。十三載、大和大聖大昭孝皇帝と追尊す。
 【二】 神龍元年。西紀七〇五年。
 【三】 光宅元年、尙書左右丞を改めて文昌左右丞と爲す。長安三年、又改めて中臺左右丞と爲す。

所と爲る。將軍、大帝の徳に報いんことを思はずや」と。多祚曰はく、「苟くも國家に利あらば、惟だ相公の處分のままにせん。敢て身及び妻子を顧みず」と。因つて天地を指して以て自ら誓ふ。遂に與に謀を定む。初め柬之、荆府長史閔郷の楊元琰と相代り、同じく江に泛びて中流に至り、語、太后の革命の事に及ぶ。元琰、慨然として匡復の志有り。柬之が相と爲るに及び、元琰を引きて右羽林將軍と爲し、謂つて曰はく、「君願る江中の言を記するか。今日、輕しく授くるに非ざるなり」と。柬之、又、彦範・暉及び右散騎侍郎李湛を用ひ、皆、左右羽林將軍と爲し、委ぬるに禁兵を以てす。易之等疑ひ懼る。乃ち更に其黨武攸宜を以て右羽林大將軍と爲す。易之等、乃ち安んず。俄にして姚元之、靈武より至る。柬之彦範相謂つて曰はく、「事濟る」と。遂に其謀を以て之に告ぐ。彦範、事を以て其母に白す。母曰はく、「忠孝は兩全ならず。國を先にして家を後にして、可なり」と。時に太子、北門に於て起居す。彦範・暉(太子)謁見し、密に其策を陳す。太子、之を許す。癸卯、柬之・玄暉・彦範、左威衛將軍薛思行等と與に、左右羽林の兵五百餘人を帥ひ、玄武門に至り、多祚・湛及び内直郎駙馬都尉安陽の王同皎を遣はし、東宮に詣り、太子を迎へしむ。太子疑うて出でず。同皎曰はく、「先帝、神

【四】 荆府。荆州都督府の長史、故に荆府と昌ふ。
 【五】 閔郷。漢の弘農湖縣の界に在り。唐、虢州に屬す。今、河南省河洛道に屬す。
 【六】 二人相代るは、當に久視元年に在るべし。
 【七】 舊唐書によれば、湛は時に右散騎常侍たり。當に之に従ふべし。
 【八】 北門。洛陽宮の北門も亦玄武門と曰ふ、端門より入り、北門より入り、起居を問ふは、便近を取るなり。
 【九】 唐の東宮内直局に内直郎

器を以て殿下に付す。横しまに幽廢に遭ひ、人神同じく憤ること、(二)十三年なり。今、天、其衷を誘き、(三)北門・南牙、心を同じくし力を協せ、以て凶豎を誅し、李氏の社稷を復せんとす。願はくは殿下、薨く玄武門に至り、以て衆望に副へよ」と。太子曰はく、「凶豎は誠に當に夷滅すべし。然れども、上體、安からず。(四)驚惶する無きを得んや。諸公更に後圖を爲せ」と。李湛曰はく、「諸將相、家族を顧みず、以て社稷に狗ふ。殿下奈何ぞ之を鼎鑊に納れんと欲するか。請ふ殿下自ら出でて之を止めよ」と。太子乃ち出づ。同皎、太子を扶抱して馬に上らせ、從つて玄武門に至り、關を斬りて入る。太后、迎仙宮に在り。東之等、易之・昌宗を廡下に斬り、進みて太后の寢ぬる所の長生殿に至り、環繞して侍衛す。太后驚き起ち、問うて曰はく、「亂する者は誰ぞや」と。對へて曰はく、「張易之・昌宗、反を謀り、臣等、太子の命を奉じて之を誅せり。漏洩する有らんことを恐る。故に敢て以て聞せず。兵を宮禁に稱ぐるは、罪、萬死に當る」と。太后、太子を見て曰はく、「乃ち汝か。小子既に誅したらば、東宮に還る可し」と。彦範進んで曰はく、「太子、安んぞ更に歸るを得ん。昔、天皇、愛子を以て陛下に託せり。今、年齒已に長じ、久しく東宮に居る。天意・人心、久しく李氏を思ふ。羣臣、太宗・天皇の徳を忘れず。故に太子を奉じて賊臣を誅せり。願

二人あり、從六品下、符璽・扇織・几案、衣服の事を掌る。
 (二) 安陽。漢の侯國、魏郡に屬す。其故城は湯陰に在り。隋、安陽縣を置く。今の河南省河北道安陽縣の西南。
 (三) 二十三年。光宅元年、太子を廢して廬陵王とす。是に至るまで二十二年。
 (四) 北門は羽林の諸將をいひ南牙は宰相をいふ。
 (五) 上體。太后をいふ。
 (六) 驚惶。おどろき、いたむ。

はくは陛下、位を太子に傳へ、以て天人の望に順へよ」と。李湛は(五)義府の子なり。太后、之を見、謂つて曰はく、「汝も亦易之を誅する將軍と爲るか。我、汝父子に於て、薄からず。乃ち今日有り」と。湛慙ちて對ふる能はず。又、崔玄暉に謂つて曰はく、「它人は皆人に因りて以て進む。惟だ卿のみ朕が自ら擢ぶる所なり。亦此に在るか」と。對へて曰はく、「此れ乃ち陛下の大徳に報ゆる所以なり」と。是に於て、張昌期・同休・昌儀を收へ、皆之を斬り、易之・昌宗と與に、首を(六)天津の南に梟す。是日、袁恕己、相王に從ひ、南牙の兵を統べ、以て非常に備ふ。韋承慶・房融及び司禮卿崔神慶を收へて獄に繋ぐ。皆易之の黨なり。初め昌儀、新に第を作り、甚だ美にして、(七)王主に逾ゆ。或るひと夜其門に書して曰はく、「(八)一日の絲、能く幾日の絡を作さん」と。滅し去れば、復た之を書す。是の如くすること六七たび。昌儀、筆を取り、其下に注して曰はく、「(九)一日も亦足る」と。乃ち止む。甲辰、制して、太子をして國を監せしめ、天下に赦す。袁恕己を以て鳳閣侍郎・同平章事と爲す。(一〇)十使を分遣し、璽書を齎し、諸州を宣慰せしむ。乙巳、太后、位を太子に傳ふ。丙午、中宗、位に即き、天下に赦す。惟だ張易之の黨のみ原さず。其の周興等の枉ぐる所と爲る者は、咸、清雪せしむ。子女の配没せらるる者は、皆、之を免す。相王に號安國相

(五) 李義府は武后・高宗に朋附し、以て相位を取る。
 (六) 張行成傳には、津の下に橋の字有り。
 (七) 王主。儲王及び諸公主を謂ふ。
 (八) 其れ且に誅滅せられんとす、能く樂を作すこと幾日なるを得んとの意。絡と樂と音同じきを以て斯く言ひたるなり。
 (九) 十道に各一使を遣はす。

王を加へ、太尉に拜し、同鳳閣鸞臺三品とし、太平公主に號鎮國太平公主を加ふ。皇族の先に配没せらるる者は、子孫、皆、屬籍を復し、仍ほ官爵を量叙す。

丁未、太后徙りて上陽宮に居る。李湛留まりて宿衛す。戊申、帝、百官を帥りて上陽宮に詣り、太后に尊號を上り、則天大聖皇帝と曰ふ。庚戌、張柬之を以て夏官尙書。

同鳳閣鸞臺三品と爲し、崔玄暉を内史と爲し、袁恕己を同鳳閣鸞臺三品とし、敬暉・桓彥範を、皆、納言と爲し、竝に爵郡公を賜ふ。李多祚に爵遼陽郡王を賜ひ、王同皎を右千牛將軍・琅邪郡公と爲し、李湛を右羽林大將軍・趙國公と爲す。自餘、官賞、差有り。張柬之等が張易之を討つや、殿中監田歸道、(三)千騎を將りて玄武門に宿す。敬暉、使を遣はし、就きて千騎を索む。歸道、先に、謀に預らず、拒みて、與へず。事寧んじ、暉、之を誅せんと欲す。歸道、理を以て自ら陳す。乃ち免せられて私第に歸る。帝、其忠壯を嘉し、召して太僕少卿に拜す。

【三】千騎。貞觀の初め、太宗、善く射る者百人を選び、二番と爲し、北門を衛らしむ。百騎と曰ふ。武后改めて千騎と曰ふ。

卷の第二百八

唐紀二十四

中宗大和大聖大昭孝皇帝中

神龍元年、二月辛亥、帝、百官を帥り、上陽宮に詣り、太后の起居を問ふ。是より、十日毎に一たび往く。

甲寅、(三)國號を復して唐と曰ひ、郊廟・社稷・陵寢・百官・旗幟・服色・文字、皆、永淳以前の故事の如くし、復た神都を以て東都と爲し、北都を并州と爲し、老君を玄元皇帝と爲す。

乙卯、鳳閣侍郎同平章事韋承慶、(五)高要の尉に貶せられ、正諫大夫同平章事房融、名を除きて高州に流され、司禮卿崔神慶、(六)欽州に流さる。楊再思、戸部尙書・同中書門下三品・西京留守と爲

唐中宗大和大聖大昭孝皇帝神龍元年

【一】神龍元年。西紀七〇五年なり。

【二】國號を復す。天授元年、武后、國號を更めて周と曰ふ。

【三】神都。光宅元年、東都を改めて神都と曰ふ。

【四】北都。天授元年、并州を以て北都と爲す。

【五】老君。高宗乾封元年、老子に尊號を上りて玄元皇帝と

曰ふ。武后、革命し、改めて老君と曰ふ。

【六】高要縣は端州を帶ぶ。京師に至るまで五千七百五十里。東都は五千一百五十里。

【七】高州。京師の南六千二百六十二里、東都に至るまで五千五百二十里。

【八】欽州。京師に至るまで五千二百五十一里。

る。太后が上陽宮に遷るや、太僕卿同中書門下三品姚元之、獨り嗚咽流涕す。桓彦範・張柬之謂つて曰はく、『今日は豈に公の涕泣する時ならんや。恐らくは公の禍此に由りて始まらん』と。元之曰はく、『元之、則天皇帝に事ふること久し。乍ち此に辭違す。悲、忍ぶ能はず。且つ元之、前日、公に從つて姦逆を誅せしは、人臣の義なり。今日、舊君に別るるも、亦人臣の義なり。罪を獲と雖も、實に甘心する所なり』と。是日、出でて、亳州の刺史と爲る。

甲子、妃韋氏を立てて皇后と爲し、天下に赦す。後の父玄貞に追贈して上洛王と爲し、母崔氏を妃と爲す。左拾遺賈虛己、上疏して以爲はく、『異姓、王たらざるは、古今の通制なり。今、中興の始め、萬姓喁喁として、以て陛下の政を觀る。而るに先づ後の族を王とするは、德美を天下に廣むる所以に非ざるなり。且つ、先朝、後の父に太原王を贈れり。殷鑒、遠からず。須く其漸を防ぐべし。若し恩制已に行はると以はば、宜しく皇后をして固く讓らしむべし。則ち益、謙沖の徳を増さん』と。聽かず。初め韋后、邵王・重潤・長寧・安樂・二公主を生む。上が、房陵に遷るや、安樂公主、道中に生る。上、特に之を愛す。上、房陵に在り、后と同じく幽閉せられ、備に艱危を嘗め、情愛甚だ篤し、上、敕使至ると聞く毎に、輒ち惶恐し、自殺せんと欲す。后、之を止めて曰はく、『禍福は常無し。寧ぞ一死を失はん。何ぞ遽に是の如くなら

【九】 此れ姚元之が多智たる所以なり。
 【一〇】 亳州。京師に至るまで一千七百里、東都に至るまで八百九十八里。
 【一一】 高宗、武後の父士驥に太原郡王を贈る。
 【一二】 房陵に遷る。事、二百三卷光宅元年垂拱元年に見ゆ。

ん』と。上嘗て后と私に誓つて曰はく、『異時、幸に復た天日を見れば、當に惟だ卿の欲する所のままにし、相禁禦せざるべし』と。再び皇后と爲るに及び、遂に朝政に干預す。武后が高宗の世に在るが如し。桓彦範・上表して以爲はく、『易に稱す、『遂ぐる攸無く、中饋に在り、貞にして吉』と。書に稱す、『牝鶏の辰するは、惟れ家の索くるなり』と。伏して見るに、陛下、朝に臨む毎に、皇后、必ず帷幔を施し、殿上に坐し、政事を預り聞く。臣竊に觀るに、古より帝王、未だ婦人と政を共にして、而も國を破り身を亡ぼさざる者有らざるなり。且つ陰を以て陽に乗するは、天に違ふなり。婦を以て夫を陵ぐは、人に違ふなり。伏して願はくは、陛下、古今の戒を覽、社稷蒼生を以て念と爲し、皇后をして専ら中宮に居りて、陰教を治め、外朝に出でて國政に干る勿らしめんことを』と。是より先、胡僧慧範、妖妄を以て權貴の門に遊び、張易之兄弟と善し。韋后も亦之を重んず。易之が誅せらるるに及び、復た稱す『慧範、其謀に預る』と。功を以て銀青光祿大夫を加へ、爵、上庸縣公を賜はり、宮掖に出入す。上數、微行して、其舍に幸す。彦範、復た表し

【一三】 易に稱す。易の家人の卦六二の爻辭。王弼の注に云ふ、六二は内に居り中に處り、履むこと其位を得、陰を以て陽に應じ、婦人の正義を盡し、必ず遂ぐる所無く、中饋を職とし、異順なるのみ、是を以て貞にして吉なりと。
 【一四】 書に稱す。書の牧誓の辭。辰は當に農に作るべし。索は盡くるなり。婦人、外事を知るに喻ふ。雌、雄に代りて鳴くときは、家盡き、婦、夫の政を奪ふときは、國亡ぶ。
 【一五】 陰教。記に曰はく、天子は男教を聽き、后は女教を聽き、天子は陽道を理め、后は陰徳を治め、天子は外治を聽き、后は内職を聽き、教順、俗を成し、外内和順し、國家理治す、此を盛徳と謂ふと。

唐中宗大和聖大昭孝皇帝神龍元年

て言ふ、「慧範、左道を執りて、以て政を亂る。請ふ之を誅せん」と。上、皆、聽かず。

初め武后、唐の宗室を誅するや、才徳有る者先づ死す。惟だ吳王恪の子鬱林侯千里、(二六) 褊躁にして才無く、又、數、符瑞を獻す。故に獨り・免るるを得たり。上、位に即き、立てて成王と爲し、左金吾大將軍に拜す。武后の誅する所の唐の諸王・妃・主・駙馬等、皆、人の葬埋する無く、子孫或は嶺表に流竄せられ、或は拘囚せられて年を歴、或は逃れて民間に匿れ、人の傭保と爲る。是に至りて、制して、州縣をして、其柩を求訪し、禮を以て改葬せしめ、官爵を追復し、其子孫を召し、之をして承襲せしめ、子孫無き者は、爲めに後を擇びて之を置く。既にして宗室の子孫、相繼ぎて至る。皆、召見す。涕泣して舞蹈す。各、親疎を以て爵を襲ぎ、官に拜すること差有り。

二張の誅せらるるや、洛州の長史薛季昶、張柬之・敬暉に謂つて曰はく、「二凶は除かると雖も、(二七) 産祿猶ほ在り。艸を去るに根を去らずんば、終に當に復た生ずべし」と。二人曰はく、「大事已に定まる。彼は猶ほ机上の肉のごときのみ。夫れ何ぞ能く爲さん。誅する所已に多し。復た益す可からざるなり」と。季昶・歎じて曰はく、「吾、死所を知らず」と。朝邑の尉(二八) 武強の劉幽求も亦桓彦範・敬暉に謂つて曰はく、「武三思尙ほ存す。公が輩、終に葬地無からん。若し早く圖らずんば、(二九) 臍を噬むとも及ぶ無か

〔二六〕 褊躁。氣質狹小にして輕躁なる也。

〔二七〕 産祿。武三思等を謂ふ。

〔二八〕 武強縣は漢の河間の武隆なり。唐には冀州に屬す。今の直隸省保定道武強縣治。

〔二九〕 臍を噬む。左傳に、鄧三甥、鄧侯に楚子を殺さんことを勸めて曰はく、若し早く圖らずんば、後、君、臍を噬まんと。

らん」と。從はず。上の女安樂公主、三思の子崇訓に適く。上官婉兒は、

儀の女孫なり。(三〇) 儀・死し、掖庭に没入せらる。辯慧にして善く文を屬し、吏事に明習す。則天、之を愛す。聖曆より以後、百司の表奏、多く(シテ)參決せしむ。上位に即くに及び、又、専ら制命を掌らしめ、益、之に委任す。拜して婕妤と爲り、事の中に用ふ。三思焉に通ず、故に武氏に黨す。又、三思を皇后に薦め、引きて禁中に入る。上、遂に三思と、政事を圖議す。張柬之等、皆、制を三思に受く。上、皇后をして三思と(三一) 雙陸せしめ、而して自ら傍に居り、之が爲めに黜籌す。三思遂に后と通ず。是に由りて、武氏の執復た振ふ。張柬之等、數、上に・諸武を誅せんことを勸む。上、聽かず。柬之等曰はく、「革命の際、宗室諸李、誅夷せられて略ぼ盡きぬ。今、天地の靈に頼り、陛下、正に返る。而るに武氏、官を濫にし爵を僭し、安堵すること故の如きは、豈に遠近の望む所ならんや。願はくは頗る其祿位を抑損し、以て天下を慰めよ」と。又、聽かず。柬之等、或は牀を撫して歎憤し、或は指を弾じて血を出して曰はく、「主上、昔、英王たる時、勇烈と稱せらる。吾が・諸武を誅せざりし所以は、上をして自ら之を誅せしめ、以て天子の威を張らんことを欲せしなるのみ。今反つて此の如し。事教已に去りぬ。知んぬ復た奈何せん」と。上數、微服して武三思の第に幸す。監察御史(三二) 清河の崔皎、密疏して諫めて曰はく、「國

〔三〇〕 上官儀が死すること二百一巻高宗麟徳元年に見ゆ。

〔三一〕 雙陸。瓊を投じて以て十二棊を行ふ。各、六棊を行ふ。故に之を雙陸と謂ふ。すころく也。

〔三二〕 清河。漢の縣、唐、貝州を帶ぶ。今の直隸省大名道清河縣治。

命初めて復し、則天皇帝、西宮に在り、人心猶ほ附會する有り、周の舊臣、朝廷に列居す。陛下奈何ぞ輕しく外遊する有り、豫且の禍を察せざる」と。上、之を洩らす。三思の黨、切齒す。

丙寅、太子賓客武三思を以て司空・同中書門下三品と爲す。

左散騎常侍譙王重福は、上の庶子なり。其妃は張易之の甥なり。韋后、之を惡み、上に譖して曰はく、『重潤が死せるは、重福、之を爲せるなり』と。是に由りて、濮州の員外刺史に貶し、又、均州の刺史に改め、常に州司をして之を防守せしむ。

丁卯、右散騎常侍安定王武攸暨を以て司徒・定王と爲す。

辛未、相王、固く太尉及び知政事を讓る。之を許す。又、立てて皇太弟と爲す。相王、固辭して止む。

甲戌、國子祭酒始平の祝欽明を以て同中書門下三品とし、黃門侍郎知侍中事章安石を刑部尚書と爲し、知政事を罷む。

丁丑、武三思・武攸暨、新官爵及び政事を固辭す。之を許す。竝に開府儀同三司を加ふ。

皇子義興王重俊を立てて衛王と爲し、北海王重茂を溫王と爲し、仍ほ重俊を以て洛州の牧と爲す。三月甲申、制して、文明已來の破家の子孫、皆、舊資廢を復す。唯だ徐敬業・裴炎は、免限に在らず。

丁亥、制して、酷吏周興・來俊臣等、已に死せる者は、官爵を追奪し、存する者は、皆、嶺南の惡地に流す。

己丑、袁恕己を以て中書令と爲す。

安車を以て安平王、武攸緒を嵩山より徵す。既に至れば、太子賓客に除す。固く山に還らんと請ふ。之を許す。

制して、臯氏・蟒氏は、皆、舊姓に復す。

術士鄭普思・尙衣奉御葉靜能、皆、妖妄を以て、上の信重する所と爲る。夏四月、墨敕して、普思を以て祕書監と爲し、靜能を國子祭酒と爲す。

桓彥範・崔玄暉、固く執りて、可かず。上曰はく、『已に之を用ふ。遽に改む容き無し』と。彥範曰はく、『陛下、初めて位に即き、制を下して云ふ、

「政令、皆、貞觀の故事に依らん」と。貞觀中、魏徵・虞世南・顏師古、祕書監と爲り、孔穎達、國子祭酒と爲る。豈に普思・靜能の比ならんや」と。庚戌、左拾遺李邕、上疏して以爲はく、『詩三百、一言以て之を蔽へば、曰はく、思、邪無しと。若し神仙有り、能く人をして死せざらしめば、則ち秦の始皇・漢の武帝、之を得たらん。佛能く人の福利を爲さば、則ち梁の武帝、之を得たらん。堯舜が帝

【三】西宮。上陽宮は洛陽宮城の西に在り、故に西宮と曰ふ。
【四】白龍、魚服して豫且に困しめらる。
【五】重潤が死する事、前卷長安元年に見ゆ。
【六】濮州。京師の東北一千五百七十里、東都に至るまで七百二十五里。
【七】均州。京師の東南九百三十里、東都に至るまで九百一十七里。
【八】此れ韋武の意なり。

【一九】此時、酷吏の存する者は唐奉一、李秦授、曹仁哲。
【二〇】武攸緒が嵩山に隠るること、二百五卷萬歲通天元年に見ゆ。
【二一】臯氏・蟒氏。二百卷高宗永徽六年に見ゆ。
【二二】墨敕。禁中より出で、中書門下に由らず。
【二三】論語爲政篇に出づ、孔子の言。

王の首たる所以は、亦、人事を修むるのみ。此屬を尊寵するは、何ぞ國に補あらん』と。上、皆、聽かず。

上、位に即くの日、驛して魏元忠を高要より召す。丁卯、都に至る。衛尉卿・同平章事に拜す。

甲戌、魏元忠を以て兵部尚書と爲し、章安石を吏部尚書と爲し、李懷遠を右散騎常侍と爲し、唐休璟を輔國大將軍と爲し、崔玄暉をして益府の長史を檢校せしめ、楊再思をして楊府の長史を檢校せしめ、祝欽明を刑部尚書と爲し、竝に同中書門下三品とす。元忠等は、皆、

東宮の舊僚なるを以て之を褒するなり。

乙亥、張柬之を以て中書令と爲す。

戊寅、故の邵王重潤に追贈して懿德太子と爲す。

五月壬午、周廟の七主を西京の崇尊廟に遷す。制す、『武氏の三代の諱は、事を奏する者、皆、犯すを得ず』と。

乙酉、太廟・社稷を東都に立つ。

張柬之等及び武攸暨・武三思・鄭普思等十六人を以て、皆、功を立つるの人と爲し、賜ふに鐵券を以てし、反逆に非ざるよりは、各、十死を恕す。

癸巳、敬暉等、百官を帥りて上表して以爲はく、『五運迭に興り、事、兩つながら大ならず。天

【三四】 魏元忠が貶せらるる事、前卷長安二年に見ゆ。
【三五】 中宗、相を命ずるは、徳を以て授くるに非ず。
【三六】 周、七廟を立つること、二百四卷武后天授元年に見ゆ。
【三七】 崇尊廟、天授二年に見ゆ。
【三八】 五運、木火土金水の五徳の運を謂ふ。

授の革命の際、宗室、誅竄せられて殆ど盡きぬ。豈に諸武と竝に封せらるるを得んや。今、天命惟れ新なり。而るに諸武、封建すること舊の如く、竝に京師に居る。開闢以來、未だ斯理有らず。願はくは陛下、社稷の計を爲し、遐邇の心に順ひ、其王爵を降し、以て内外を安んぜよ』と。上、許さず。敬暉等、武三思の讒せんことを畏れ、考功員外郎崔暉を以て耳目と爲し、其動靜を伺はしむ。暉、上が三思を親しみて暉等を忌むを見、乃ち悉く暉等の謀を以て三思に告げ、反つて三思の用を爲す。三思、引きて中書舍人と爲す。暉は、仁師の孫なり。是より先、殿中侍御史、南皮の鄭愔、

【三九】 崔仁師は一百九十二卷太宗貞觀元年に見ゆ。

【四〇】 南皮縣は、漢には勃海郡に屬す。唐の武徳の初め、景州に屬す。貞觀の初め、滄州に屬す。今の直隸省津海道南皮縣。

【四一】 宣州。東都に至るまで二千五百一十里。今の安徽省蕪湖道宣城縣。
【四二】 五人。張柬之、敬暉、桓彥範、崔玄暉、袁恕己。

二張に諂事す。二張敗るるや、宣州の司士參軍に貶せらる。賊に坐し、亡げて東都に入り、私に武三思に謁す。初め三思を見るや、哭すること甚だ哀し。既にして大に笑ふ。三思素より貴重にして、甚だ之を怪しむ。愔曰はく、『始め大王を見て哭するは、大王が將に戮死して族を滅ぼさんとするを哀しむなり。後に乃ち大に笑ふは、大王が憎を得たるを喜ぶなり。大王、天子の意を得たりと雖も、彼五人、皆、將相の權に據り、膽略、人に過ぎ、太后を廢すること掌を反すが如し。大王自ら視るに、教位、太后と孰れか重き。彼五人、日夜切齒し、大王の肉を噬まんと欲す。大王の族を盡すに非ずんば、以て其志を快くするに足らじ。大王、此五人を去ら

ずんば、危きこと朝露の如し。而るに晏然として尙ほ自ら以て泰山の安きと爲す。此れ愷が大王の爲めに寒心する所以なり」と。三思、大に悦び、之と與に樓に登り、自ら安んずるの策を問ひ、引きて中書舍人と爲す。崔湜と、皆三思の謀主と爲る。三思、韋后と與に、日夜、暉等を諂して云ふ、「功を恃み權を専らにす。將に社稷に利あらざらんとす」と。上、之を信ず。三思等、因つて上の爲めに畫策す、「若かじ、暉等を封じて王と爲し、其政事を罷めんには。外は功臣を尊寵するを失はず、内は實に之が權を奪ふなり」と。上、以て然りと爲す。甲午、侍中齊公敬暉を以て平陽王と爲し、桓彥範を扶陽王と爲し、中書令漢陽公張柬之を漢陽王と爲し、南陽公袁恕己を南陽王と爲し、特進同中書門下三品博陵公崔玄暉を博陵王と爲し、知政事を罷め、金帛・鞍馬を賜ひ、朔望に朝せしむ。仍ほ彥範に姓韋氏を賜ひ、皇后と籍を同じくす。尋ぎて又、玄暉を以て益州の長史を檢校し、都督の事に知たらしむ。又、梁州の刺史に改む。三思、百官をして復た則天の政を修めしむ。武氏に附かざる者は之を斥け、五王の逐ふ所と爲る者は之を復す。大權盡く三思に歸す。五王が武氏の諸王を削らんことを請ふや、人を求めて表を爲らしむ。衆、肯て爲るもの莫し。中書舍人岑羲、之を爲り、語甚だ激切なり。中書舍人偃師の畢構、次、表を讀むに當り、辭色明厲なり。三思既に志を得、羲を祕書少監に改め、

【三】益州。京師の西南二千三百七十九里、東都に至るまで三千一百一十六里。
 【四】梁州。京師に至るまで一千二百二十三里、東都は二千七十八里。
 【五】潤州。京師の東南二千八百二十一里、東都に至るまで一千七百九十七里。
 【六】屢。一本には累に作る。

構を出して潤州の刺史と爲す。易州の刺史趙履温は、桓彥範の妻の兄なり。彥範が二張を誅するや、「履温、其謀に預る」と稱し、召して司農少卿と爲す。履温、二婢を以て彥範に遺る。彥範が政事を罷むるに及びて、履温復た其婢を奪ふ。上、宋璟の忠直なるを嘉し、屢、黃門侍郎に遷す。武三思、嘗て事を以て璟に屬す。璟、色を正しくし之を拒みて曰はく、「今、太后、既に子明辟に復す。王、當に侯を以て第に就くべし。何ぞ尙は朝政に干るを得ん。獨り・産祿の事を見ずや」と。

紀事本末同じ。
 【四七】覺去。髪をそりすつること。
 【四八】衷は誠なり。衷に由るとは、誠心より出づる也。
 【四九】瞿然。驚き視る貌。
 【五〇】是れ帝の心を感動し、其れを以て武后を念はしむる所以なり。

韋安石を以て檢校中書令を兼ねしめ、魏元忠をして檢校侍中を兼ねしめ、侍と爲し、趙承恩を光祿卿と爲し、楊元琰を衛尉卿と爲す。是より先、元琰、三思が浸く事を用ふるを知り、官を棄てて僧と爲らんと請ふ。上、許さず。敬暉、之を聞き、笑うて曰はく、「我をして早く知らしめば、上に勸めて之を許さしめしならん。胡頭を髡去するは、豈に妙ならずや」と。元琰、鬚多くして胡に類す。故に暉、之に戯るるなり。元琰曰はく、「功成り名遂げ、退かずんば將に危からんとす。此れ乃ち衷に由るの請なり。徒らに然るに非ざるなり」と。暉、其意を知り、瞿然として悦ばず。暉等が罪を得るに及びて、元琰獨り免る。

上官婕好、韋后に、則天の故事を襲はんことを勧め、上表し、請ふ、「天下の士庶、出母の爲め

に喪に服すること三年ならん。』と又請ふ、【五〇】「百姓の年二十三を丁と爲し、五十九にして役を免じ、制度を改易し、以て時望を收めん」と。制して皆之を許す。

癸卯、制して、諸武・梁王三思を降して、【五二】德静王と爲し、定王攸暨を、【五三】樂壽王と爲し、河内王懿宗等十二人、皆、降して公と爲し、以て人心を厭かしむ。

甲辰、唐休璟を以て左僕射と爲し、同中書門下三品は故の如く、豆盧欽望を右僕射と爲す。

六月壬子、左驍衛大將軍裴思説を以て、靈武軍大總官に充て、以て突厥に備ふ。

癸亥、右僕射豆盧欽望に命ず、【五四】「軍國の重事有れば、中書・門下、共に平章す可し」と。是より先、僕射、二宰相たり。其後、多く中書・門下の職を兼ね、午前は朝政を決し、午後は、【五五】省事を決す。是に至りて、欽望専ら僕射と爲り、敢て政事に預らず。故に是命有り。是後、専ら僕射を拜する者は、復た宰相たらず。

又、韋安石を以て中書令と爲し、魏元忠を侍中と爲し、楊再思を檢校中書令と爲す。

丁卯、【五六】孝敬皇帝を太廟に祔し、義宗と號す。

戊辰、洛水溢れ、二千餘家を流す。

秋七月辛巳、太子賓客韋巨源を以て同中書門下三品とす。西京留守は故の如し。

特進漢陽王張柬之、表して、襄州に歸りて疾を養はんと請ふ。乙未、柬之を以て襄州の刺史と爲し、州事を知らずして、全俸を給す。

河南北の十七州、大水あり。八月戊申、水災を以て直言を求む。右衛騎曹參軍西河の宋務光、上疏して以爲はく、【五七】「水は陰の類にして、臣妾の象なり。恐らくは、後庭、外朝の政に干る者有らん。宜しく其萌を杜絶すべし。今、霖雨、止まず。乃ち、【五八】坊門を閉ちて以て之を禳ひ、里巷をして坊門を謂つて宰相と爲し、【五九】朝廷、之をして陰陽を、【六〇】燮理せしむ」と言はしむるに至る。又、太子は國の本なり。宜しく早く賢能を擇びて之を立つべし。又、外戚太だ盛なり。武三思等の如きは、宜しく其機要を解き、厚くするに祿賜を以てすべし。又、鄭普思・葉靜能、小技を以て大位を竊む、亦、朝政の蠹なり」と。疏・奏す。省せられず。

壬戌、【六一】妃趙氏を追立して恭皇后と爲し、孝敬皇帝の妃裴氏を哀皇后と爲す。

九月壬午、上、昊天上帝・皇地祇を明堂に祀り、高宗を以て配す。

初め上、房陵に在るとき、州司の制約甚だ急なり。刺史、【六二】河東の張知審、【六三】靈昌の崔敬嗣、獨り

唐中宗大和聖孝皇帝神龍元年

一五七

【五〇】 唐の制、二十一を丁と爲し、六十を老と爲す。
【五一】 皆降して縣王に封するなり。德静縣は夏州に屬す。今の陝西省榆林道に屬す。
【五二】 樂壽縣は深州に屬す。故城は今の直隸省津海道獻縣に在り。
【五三】 省事。尙書省の事なり。
【五四】 故の太子弘、孝敬皇帝と諡す、帝の兄なり。

【五七】 唐の制、久しく雨ふるときは、坊市の北門を閉ちて以て晴を祈る。
【五八】 燮理。やばらげ、なさむ。
【五九】 趙妃死すること、二百二卷高宗上元二年に見ゆ。
【六〇】 河東。舊の蒲坂なり。河東郡に屬す。隋、郡を廢し、蒲坂を改めて河東縣と爲す。唐、之に因り、蒲州を帶ぶ。
【六一】 靈昌。隋、酸棗縣を分ちて靈昌縣を置く。唐、滑州に屬す。今の河南省河北道滑縣の西南。

待遇するに禮を以てし、供給豐贍なり。上、之を徳とす。知審を擢でて、貝州の刺史より左衛將軍と爲し、爵范陽公を賜ふ。敬嗣は已に卒す。其子汪を求め得たり。酒を嗜み、職を釐むるに堪へず。【六二】五品の散官に除す。

上洛王韋玄貞を改葬す。其儀、皆、太原王の故事の如し。

癸巳、太子賓客同中書門下三品韋巨源、罷めて禮部尚書と爲る。其從父

安石が中書令たるを以ての故なり。

左衛將軍上邽の紀處訥を以て檢校太府卿を兼ねしむ。處訥、武三思の

妻の姉を娶るが故なり。

冬十月、唐休璟に命じて京師を留守せしむ。

癸亥、上、龍門に幸す。乙丑、新安に獵して還る。

辛未、魏元忠を以て中書令と爲し、楊再思を侍中と爲す。

十一月戊寅、羣臣、皇帝に尊號を上りて應天皇帝と曰ひ、皇后を順天

皇后と曰ふ。壬午、上、后と與に、太廟に謁謝し、天下に赦す。相王、太

平公主、實封を加へ、皆、萬戸に滿つ。

己丑、上、洛城の南樓に御し、潑寒胡戲を觀る。【六三】清源の尉呂元泰、

【六二】唐六典に、隋の煬帝、朝請大夫を置き、正五品の散官と爲す。隋の文帝、朝散大夫を置き、正四品の散官と爲す。煬帝、從五品下に改む。

【六三】武士彠、太原王に封ぜらる。

【六四】洛陽の皇城の西南を洛城門と曰ふ。門内は即ち洛城殿。

【六五】潑寒胡戲。即ち乞寒胡戲。本、胡中西域康國に出づ。十一月、鼓舞して寒を乞ひ、水の交澆するを以て樂しむと爲す。武后の末年、始めて季冬を以て之を爲す。

【六六】清源縣は并州に屬す。隋、古の梗陽城に於て置く。今の山西省襄寧道徐溝縣。

【六七】謀れば時寒若ふ。書の洪範の語。注に曰はく、君能く謀るときは、時寒、之に順ふと。若は順ふなり。

【六八】王蕭二族。武后の立つや、王皇后・蕭淑妃、幽廢せられ、良死を得ず。

【六九】柳爽は王后の親屬なるを以て死す。其親屬は皆流竄せらる。

【七〇】其の敢て復た武氏の事を論ぜざるを知るなり。

【七一】同明殿。六典に、東都の皇宮の南面の三門、中なるを應天と曰ひ、右なるを興教と曰ひ、左なるを光政と曰ふ。光政の北を明福と曰ひ、明福の西を崇賢門と曰ひ、其内を集賢殿と曰ふ。崇賢の東を億歲殿と曰ひ、又東を同明殿と曰ふ。

上疏して以爲はく、【六八】謀れば時寒若ふ。何ぞ必ずしも身を裸にして水を揮ひ、衢路に鼓舞して、以て之を索めん」と。疏・奏す。納れられず。

壬寅、則天、上陽宮に崩す。年八十二。遺制して、帝號を去り、則天大

聖皇后と稱せしめ、王蕭二族及び褚遂良・韓瑗・柳爽の親屬は、

皆、之を赦す。上、諒陰に居り、魏元忠を以て冢宰を攝せしむること三日。

元忠、素より忠直の望を負ひ、中外、之に頼る。武三思、之を憚り、太后

の遺制と矯り、元忠を慰諭し、實封百戸を賜ふ。元忠、制を捧げ、感咽涕

泗す。見る者曰はく、『事去りぬ』と。

十二月丁卯、上始めて同明殿に御し、羣臣を見る。

太后將に乾陵に合葬せんとす。給事中嚴善思、上疏して以爲はく、『乾

陵の玄宮は、石を以て門と爲し、鐵をもて其縫を鑄す。今、其門を啓かば、

必ず須く鑄鑿すべし。神明の道、體、幽玄を尙ふ。衆を動かし功を加へ

ば、恐らくは驚駭多からん。況んや合葬は古に非ざるをや。漢時の諸陵

は、皇后多く合葬せず。魏晉已降、始めて合する者有り。望むらくは乾

陵の傍に於て、更に吉地を擇びて陵と爲さんことを。若し神道、知る有らば、幽塗自ら當に通會す

べし。若し其れ知る無くんば、之を合はすとも、何の益かあらん」と。従はず。是歳、戸部・奏す、「天下の戸六百一十五萬、口三千七百一十四萬有奇」と。

二年、春正月戊戌、吏部尚書李嶠を以て同中書門下三品とし、中書侍郎于惟謙を同平章事とす。

閏月丙午、制して、太平・長寧・安樂・宜城・新都・定安・金城公主は、竝に府を開き官屬を置く。

武三思、敬暉・桓彥範・袁恕己が尙ほ京師に在るを以て、之を忌む。乙卯、出して滑・洛・豫三州の刺史と爲す。

閩郷の僧萬回に號法雲公を賜ふ。

甲戌、突騎施の會長烏質勒を以て懷德郡王と爲す。

二月乙未、刑部尚書韋巨源を以て同中書門下三品とし、仍ほ皇后と宗族を叙す。

丙申、僧慧範等九人、竝に五品の階を加へ、爵郡縣公を賜はる。道士史崇恩等、五品の階を加へ、

爲す。

國子祭酒同正に除せらる。葉靜能、金紫光祿大夫を加へらる。

左右臺及び内外の五品以上の官二十人を選び、十道巡察使と爲し、之に委ねて、吏を察し人を撫し、賢を薦め獄を直くせしめ、二年に一たび代り、其功罪を考へて、之を進退す。易州の刺史魏の人姜師度・禮部員外郎馬懷素・殿中侍御史臨漳の源乾曜・監察御史靈昌の盧懷慎・衛尉少卿滏陽の李傑、皆これに預る。

三月甲辰、中書令韋安石、罷めて戸部尚書と爲り、戸部尚書蘇瓌、侍中・西京留守と爲る。

瓌は瓠の父なり。唐休璟、致仕す。

初め少府監丞弘農の宋之問及び弟兗州の司倉之遜、皆、張易之に附會するに坐し、嶺南に貶せられ、逃れて東都に歸り、友人光祿卿駙馬都尉王同皎の家に匿る。同皎、武三思及び韋后の爲す所を疾み、所親と之を言ふ毎に、輒ち切齒す。之遜、簾下に於て之を聞き、密に其子曇及び甥校書郎李懷を遣はして、三思に告げ、以て自ら贖はんと欲す。三思、曇・懷及び撫州の司倉冉祖雍をして上書し、「同皎、洛陽の人張仲之・祖延慶・武當の丞壽春の周憬等と與に、潛に壯士を

【一】長寧以下、皆、皇女なり。
【二】滑州は京師を去ること一千四百四十里、東都は五百三十里。洛州は京師の東北一千五百八十五里、東都に至るまで八百五十七里。豫州は京師を去ること一千五百四十里、東都に至るまで六百七十里。
【三】萬回は、姓は張氏、初め母、觀音の像に祈りて回を妊む。回生れて愚なり。八九歳にして乃ち能く語る。父母と雖も、亦、豚犬を以て之を畜ふ。其兄、安西に成役し、音問隔絶す。父母、其を遣はして問訊せしむ。一日、朝に、備ふる所を齎して往き、夕に其家に返る。父母、之を異しむ。弘農は安西を去ること萬里。其の萬里にして回るを以て、因つて萬回と號す。武后、之に錦袍金帶を賜ふ。

【四】同正。員外にして正員と同じきをいふ。
【五】魏縣は魏州に屬す。今の直隸省大名道大名縣。
【六】臨漳。晉の愍帝、諱は鄴、鄴を改めて臨漳と爲す。周隋唐、相州に屬す。今の河南省河北道臨漳縣。
【七】滏陽。漢の武安縣の地、今の直隸省大名道磁縣治。
【八】弘農縣は魏州を帶び、弘農川に治す。今の河南省河洛

道靈寶縣の南四十里。
【九】唐の制、倉曹司倉參軍事は租調・公廩・庖厨・倉庫・市肆を掌る。
【一〇】撫州。漢の南昌南城縣の地。吳の孫亮分ちて臨川郡を置く。隋、陳を平げ、撫州を置く。今の江西省豫章道臨川縣。
【一一】壽春縣は、漢には淮南郡に屬す。晉、鄭太后の諱を避け、改めて壽陽と曰ふ。隋復た壽春縣と曰ひ、壽州を帶ぶ。

結び、三思を殺し、因つて兵を勅して闕に詣り、皇后を廢せんと謀る」と告げしむ。上、御史大夫李承嘉・監察御史姚紹之に命じて其事を按せしめ、又、楊再思・李嶠・韋巨源に命じて參驗せしむ。仲之、三思の罪状を言ひ、事、宮壺に連なる。再思・巨源陽り寐ねて・聽かず。嶠と紹之と、命じて反接して獄に送らしむ。仲之、還願して言ふことと已まず。紹之、命じて之を搥たしむ。其臂を折く。仲之、大呼して曰はく、「吾已に汝に負ふ。死せば當に汝を天に誣ふべし」と。庚戌、同皎等、皆、斬に坐す。其家を籍沒す。周憬、亡げて比干の廟中に入り、大言して曰はく、「比干は古の忠臣なり。吾が此心ざるを恨むるのみ」と。遂に自ら到ぬ。之間、之遜・曇・俊・祖雍、竝に

京官に除し、朝散大夫を加へらる。
 武三思、韋后と與に、日夜、敬暉等を譖して・已まず。復た暉を左遷して朗州の刺史と爲し、崔玄暉を均州の刺史と爲し、桓彥範を亳州の刺史と爲し、袁恕己を 郢州の刺史と爲す。暉等と同じく功を立つる者、皆、以て黨與と爲し、坐して貶せらる。
 大に員外の官を置き、京司より諸州に及ぶまで、凡そ二千餘人。宦官、七品以上に超遷し、員外の官なる者、又將に千人ならんとす。魏元忠、

【一】 京官。京に在るの職官を謂ふ。亦、之を京司官と謂ふ。
 【二】 郢州。漢の安陸縣の地。江左、竟陵郡を置く。西魏、温州を置く。後周、郢州を置く。今の湖北省襄陽道鍾祥縣。
 【三】 魏元忠、先に高要の尉に貶せらる。高要縣は端州を帶ぶ。
 【四】 酸棗縣は、漢・晉、陳留郡に屬す。後齊、廢す。隋の開皇六年、復た置き、鄭州に屬す。唐、滑州に屬す。

端州より還り、相と爲り、復た彊諫せず、惟だ時と俯仰す。中外、望を失ふ。酸棗の尉袁楚客、書を元忠に致して以爲はく、「主上、新に厥命に服し、惟れ厥徳を新にす。當に君子を進め、小人を退け、以て大化を興すべし。豈に其榮寵に安んじ、循默するのみなる可けんや。今、早く太子を建て、師傅を擇びて之を輔けざるは、一失なり。公主、府を開き、僚屬を置くは、二失なり。緇衣を崇長し、權門に遊走し、教を借り、賂を納れしむるは、三失なり。俳優小人、品秩を盜竊するは、四失なり。有司、賢才を選進するに、皆、貨取執求を以てするは、五失なり。宦者を寵進すること、殆ど千人に滿ち、亂を長ずるの階と爲すは、六失なり。王公・貴戚、賞賜、度無く、競うて侈靡を爲すは、七失なり。廣く員外の官を置き、財を傷ひ民を害するは、八失なり。先朝の宮女、自ら便にして外に居るを得、出入、禁無く、請謁を交通するは、九失なり。左道の人、主聽を熒惑し、祿位を盜竊するは、十失なり。凡そ此十失は、君侯、正さずんば、誰と與に之を正さんや」と。元忠、書を得、愧謝するのみ。
 夏四月、後の父章玄貞に改贈して酆王と爲し、後の 四弟、皆、郡王を贈らる。
 己丑、左散騎常侍同中書門下三品李懷遠、致仕す。
 處士韋月將、上書し、「武三思、潛に宮掖に通ず。必ず逆亂を爲さん」と告ぐ。上大に怒り、命じ

【一】 唐、滑州に屬す。
 【二】 新に厥命に服し云云。書の威有一續の文。
 【三】 九失は上官婕妤・賀婁尙宮の類を指す。
 【四】 十失は葉靜能・鄭普思の類を指す。
 【五】 四弟。洵・浩・洞・泚なり。

て之を斬らしむ。黃門侍郎宋璟・奏し、推按せんと請ふ。上益怒り、巾を整ふるに及ばず、屣履にて之を斬らしむ。璟に謂つて曰はく、「朕謂へらく已に斬れりと。乃ち猶ほ未だしや」と。命じて側門より出で、璟に謂つて曰はく、「朕謂へらく已に斬れりと。乃ち猶ほ未だしや」と。命じて趨して之を斬らしむ。璟曰はく、「人言ふ、「中宮、三思に私す」と。陛下、問はずして之を誅せば、臣恐る、天下必ず竊に議する有らんことを」と。固く之を按せんと請ふ。上、許さず。璟曰はく、「必ず・月將を斬らんと欲せば、請ふ先づ臣を斬れ。然らずんば、臣、終に敢て詔を奉せず」と。上の怒少しく解く。左御史大夫蘇珣・給事中徐堅・大理卿長安の尹思貞、皆以爲はく、「方に夏にして戮を行ふは、時令に違ふ有り」と。上乃ち命じて杖を與へて嶺南に流さしむ。秋分を過ぎて一日平曉、廣州都督周仁軌、之を斬る。

御史大夫李承嘉、武三思に付き、尹思貞を朝に詆る。思貞曰はく、「公、奸臣に附會し、將に不軌を圖らんとし、先づ忠臣を除くか」と。承嘉怒り、思貞を劾奏す。出して、青州の刺史と爲す。或るひと思貞に謂つて曰はく、「公、平日、言に訥なり。承嘉を廷折するに及び、何ぞ其れ敏なるや」と。思貞曰はく、「物、鳴る能はざる者も、之を激すれば則ち鳴る。承嘉、威權を恃みて相陵ぐ。僕、義として屈を受けず。亦、言の何よりして至るかを知らざるなり」と。

【一〇】側門。正出の門に非ず。程大昌曰はく、唐の大明宮の朝堂の外に左右金吾仗の側に側門と曰ふ者有り。其の端門の傍側に在るを以てなりと。長安の大明宮の側門を以て之を推せば、洛陽宮の側門、從つて知る可きなり。

【一一】青州。京師の東北二千五百二十里、東都に至るまで一千五百七里。

武三思、宋璟を惡み、之を出し、貝州の刺史を檢校せしむ。

五月庚申、則天大聖皇后を乾陵に葬る。

武三思、鄭愔をして「朗州の刺史敬暉・亳州の刺史 韋彦範・襄州の刺史張柬之・郢州の刺史袁恕己・均州の刺史崔玄暉、王同皎と謀を通ず」と告げしむ。六月戊寅、暉を崖州の司馬に、彦範を瀧州の周馬に、柬之を新州の司馬に、恕己を賓州の司馬に、玄暉を白州の司馬に貶し、竝に員外置とし、仍ほ長任とし、其勳封を削り、彦範の姓を桓氏に復す。

初め韋玄貞、欽州に流されて卒す。蠻酋寧承基兄弟、逼りて其女を取らんとす。妻崔氏、與へず。承基等、之を殺し、其四男洵・浩・洞・泚に及び。上、廣州都督周仁軌に命じ、兵二萬を將ゐて之を討たしむ。承基等、亡げて海に入る。仁軌、追うて之を斬る。其首を以て崔氏の墓を祭り、其部衆を殺掠して殆ど盡す。上喜び、仁軌に鎮國大將軍を加へ、五府大使に充て、爵汝南郡公を賜ふ。韋后、簾を隔てて仁軌を拜し、父を以て之に事ふ。韋后敗るるに及び、仁軌、黨與を以て誅せらる。

秋七月戊申、衛王重俊を立てて皇太子と爲す。太子、性明果なり。而れども官屬は率ね貴遊の

【一二】貝州。京師の東北一千七百八十二里。東都に至るまで九百九十三里。

【一三】桓彦範、時に姓を韋と賜ふ、因つて之を稱す。

【一四】白州。漢の合浦縣の地。武徳の初め、南州を置き、仍ほ合浦を分ちて博白縣を置く。六年、改めて白州と曰ふ。今の廣西省蒼梧道博白縣治。

【一五】欽州に流さるること、二百三卷武后光宅元年に見ゆ。

【一六】唐の武散官に鎮國大將軍無し。蓋し中宗創置し、以て仁軌を寵するなり。

【一七】五府。廣・桂・邕・容・瓊の五都督府なり。

子弟にして、爲す所、不法多し。左庶子姚珽、屢諫むれども聽かず。珽は珽の弟なり。

丙寅、李嶠を以て中書令と爲す。上將に西京に還らんとす。辛未、左散騎常侍李懷遠、同中書門下三品たり、東都留守に充てらる。

武三思、陰に人をして皇后の穢行を疏し、天

津橋に勝し、廢黜を加へんと請はしむ。上大

に怒り、御史大夫李承嘉に命じ、其事を窮敷せ

しむ。承嘉奏して言はく、「敬暉・桓彥範・張

東之・袁恕己・崔玄暉、人をして之を爲さしむ。

后を廢すと云ふと雖も、實は大逆を謀るなり。

請ふ之を族誅せん」と。三思、又、安樂公主

をして之を内に讎せしめ、侍御史鄭愔をして之

を外に言はしむ。上、法司に命じて 結竟せしむ。大理丞三原の李朝隱、奏して稱す、「暉等は未だ

推鞠を経ず。遽に誅夷に就く可からず」と。大理丞裴談、奏して稱す、「暉等は宜しく制書に據り、斬

に處し籍沒すべし。應に更に推鞠を加ふべからず」と。上、暉等が嘗て鐵券を賜はり、許すに死せざ

るを以てせられたるを以て、乃ち暉を瓊州に、彥範を 瀧州に、東之を 瀧州に、恕己を 環州

【一】姚珽は武后に相たり。
【二】安樂公主は、三思の子崇訓に嫁す、故に之をして五王を讎せしむるを得。
【三】結竟。其罪を結び、其獄を竟る也。或は曰はく、竟は盡なり、其命を盡すなりと。
【四】瀧州。隋の將劉方始めて此路を開く。貞觀十二年、劉方の故道を尋ね、行きて交趾に達し、夷獠を開拓し、瀧州

を置く。鬱林の西南交趾の東北に在り。今の廣西省南寧道上思縣の南。
【三】瀧州。武德四年、蕭銑を平げ、隋の永熙郡の瀧水縣を分ち、瀧州を置く。今の廣東省粵海道羅定縣の南百里。
【三】環州。貞觀十二年、李弘節、生蠻を開拓し、環州を置く。嶺南道に屬す。今の廣西省柳江道思恩縣の西北。

【一】古州。今の廣西省桂林道古化縣の南三十里。
【二】貴州。漢の廣鬱縣の地、古の西甌略越の居る所。後漢の谷永、鬱林の太守と爲り、烏滸人十餘萬を降し、七縣を開置せしは、即ち此處なり。地、廣州の西南、安南府の北に在り。邕管の管する所の郡縣是れなり。隋、鬱林を分ちて鬱平縣を置く、南定州に屬す。武德に南尹州と曰ひ、貞觀八年、貴州と曰ふ。今の廣西省蒼梧道貴縣の南に在り。
【三】野葛。毒草なり。俗呼びて胡蔓草と爲す。
【三】代間。世間なり。太宗の諱を避けて世を代となす。

に、玄暉を 古州に長流す。子弟の年十六以上なるは、皆、嶺外に流す。承嘉を擢でて金紫光祿大夫と爲し、爵を襄武郡公に進め、談を刑部尚書と爲し、李朝隱を出して聞喜の令と爲す。三思、又、太子に諷して上表し、暉等の三族を夷げんと請はしむ。上、許さず。中書舍人崔湜、三思に説きて曰はく、「暉等、異日、北に歸らば、終に後患と爲らん。如かじ、使を遣はし、制を矯めて之を殺さんには」と。三思問ふ、「誰か使す可き者」と。湜、大理正周利用を薦む。利用、先に五王の惡む所と爲り、嘉州の司馬に貶せらる。乃ち利用を以て右臺侍御史を攝し、使を嶺外に奉せしむ。至る比ほひ、東之・玄暉は已に死す。彥範に 貴州に遇ふ。左右をして之を縛し、竹槎の上に曳かしむ。肉盡き骨に至る。然る後杖殺す。暉を得、高して之を殺す。恕己、素より黄金を服す。利用、之に逼り、野葛汁を飲ましむ。數升を盡せども死せず。毒憤に勝へずして地を培き、爪甲殆ど盡く。仍ほ垂ちて之を殺す。利用還る。擢でて御史中丞に拜す。薛季昶、儋州の司馬に累貶せられ、藥を飲みて死す。三思既に五王を殺し、權、人主を傾く。常に言ふ、「我、知らず、代間に何者を之を善人と謂ひ、何者を之を惡人と謂ふかを。但だ我に於て善なる者は、則ち善人と爲し、我に於て惡なる

者は、則ち惡人と爲すのみ」と。時に兵部尙書宗楚客・將作大匠宗晉卿・太府卿紀處訥・鴻臚卿甘元東、皆、三思の羽翼と爲る。御史中丞周利用・侍御史冉祖雍・太僕丞李俊・光祿丞宋之遜・監察御史姚紹之、皆、三思の耳目と爲る。時人、之を五狗と謂ふ。

九月戊午、左散騎常侍同中書門下三品李懷遠・薨す。

初め李嶠、吏部侍郎と爲り、私恩を樹るんと欲し、再び入りて相たらんことを求め、奏して大に員外の官を置き、廣く貴執親識を引く。既にして相と爲り、銓衡、序を失ひ、府庫・減耗す。乃ち更に表して濫官の弊を言ひ、且つ位を遜れんと請ふ。上、慰諭して許さず。

冬十月己卯、車駕、東都を發し、前の檢校并州長史張仁愿を以て、左屯衛大將軍を檢校し、洛州の長史を兼ねしむ。戊戌、車駕、西京に至る。十一月乙巳、天下に赦す。

丙辰、蒲州の刺史竇從一を以て雍州の刺史と爲す。從一は、德玄の子なり。初めの名は懷貞、皇后の父の諱を避け、名を從一と更む。多く權貴に諂附す。太平公主、僧寺と、碾磑を争ふ。雍州の司戸李元紘、判して僧寺に歸す。從一大に懼れ、亟かに元紘に命じて改め判せしむ。元紘、判の後、大署して曰はく、「南山は移す可きも、此判は動く無し」と。從一、奪ふ能はず。元紘は、道廣の子なり。

子なり。

初め祕書監鄭普思、其女を後宮に納る。監察御史靈昌の崔日用、之を劾奏す。上、聽かず。普思、黨を雍・岐・二州に聚め、亂を作さんと謀る。事覺はる。西京留守蘇瓌、收繫して之を窮治す。普思の妻第五氏、鬼道を以て、幸を皇后に得たり。上、瓌に敕して、治する勿からしむ。車駕、西京に還るに及び、瓌、之を廷争す。上、瓌を抑へて普思を佑く。侍御史范獻忠進みて曰はく、「請ふ蘇瓌を斬らん」と。上曰はく、「何が故ぞ」と。對へて曰はく、「瓌、留守の大臣と爲り、先づ普思を斬りて然る後奏聞する能はず、之をして聖聽を熒惑せしむ。其罪大なり。且つ普思の反狀、明白なり。而るに陛下曲げて申理を爲す。臣聞く、王者は死せずと。殆ど是を謂ふか。臣願はくは先づ死を賜はらん。北面して普思に事ふる能はず」と。魏元忠曰はく、「蘇瓌は長者なり。刑を用ふること枉げず。普思は、法、死に當る」と。上、已むを得ず。戊午、普思を儋州に流す。餘黨、皆、誅に伏す。

十二月己卯、突厥の默啜、鳴沙に寇す。靈武軍大總管沙吒忠義、與に戦ひ、軍敗れ、死する者六千餘人。辛巳、突厥進みて、原・會等の州に寇し、隴右の牧馬萬餘匹を掠めて去る。忠義の官を免す。安西大都護郭元振、突騎施の烏質勒の牙帳に詣りて軍事を議す。天大に風ふき雪ふる。元振、帳前

【三八】 寶德玄は二百一卷高宗麟德元年に見ゆ。
【三九】 碾磑。水を激して之を爲し、人功を勞せずして自ら運る。水車なり。
【四〇】 唐の制、戸曹司戸參軍事は、戸籍・計帳・道路・過所・錮符・雜徭・逋負・良賤・芻粟・逆旅・婚姻・田訟等を掌る。
【四一】 李道廣は二百五卷武后萬歲通天元年に見ゆ。

【四二】 鳴沙。武德二年、鳴沙縣を以て會州を置く。貞觀六年、州廢し、更に環州を置く。九年、州廢し、縣を以て還た靈州に屬す。今の甘肅省寧夏道中衛縣の地。
【四三】 會州。武德二年、平涼郡會寧鎮を以て西會州を置く。貞觀八年、會州と改む。今の甘肅省蘭山道靖遠縣東北。

に立ち、烏質勒と語る。之を久しくして雪深し。元振、足を移さず。烏質勒、老いて寒に勝へず。會罷みて卒す。其子娑葛、兵を勅して將に元振を攻めんとす。副使御史中丞解琬、之を知り、元振に夜逃れ去らんことを勸む。元振曰はく、「吾、誠心を以て人を待つ。何の疑懼する所あらん。且つ深く寇庭に在り。逃るとも將に安くに適かんとする」と。安臥して動かさず。明日、入りて哭すること甚だ哀し。娑葛、其義に感じ、元振を待つこと初めの如し。戊戌、娑葛を以て 唵鹿州都督・懷德王を襲がしむ。

安樂公主、寵を待みて驕恣に、官を賣り獄を嚮ぎ、執、朝野を傾く。或は自ら制敕を爲り、其文を掩ひ、上をして之に署せしむ。上笑つて之に従ひ、竟に視ざるなり。自ら皇太女と爲らんと請ふ。上、從はずと雖も、亦、譴責せず。

景龍元年、春正月庚戌、制して、突厥默啜が邊に寇するを以て、内外の官に命じ、各、突厥を平ぐるの策を進めしむ。右補闕盧備、上疏して以爲はく、「郤穀は、禮樂を悦び、詩書に敦く、晉の元帥たり。杜預は、射、札を穿たず、吳を平ぐるの勳を建てき。是に知る、中權、謀を制

- 【一】 唵鹿州。高宗顯慶元年、突騎施索葛莫賀部を以て唵鹿州都督府を置く。
- 【二】 景龍元年。是年九月、方めて改元す。西紀七〇七年。
- 【三】 郤穀云云。左傳に、晉の文公、被廬に蒐し、三軍を作り、元帥を謀る。趙衰曰はく、郤穀可なりと。臣亟、其言を聞くに、禮樂を説びて詩書に敦し。詩書は義の府なり、禮樂は徳の則なり。徳義は利の本なり。君其れこれを試みよと。乃ち郤穀をして中軍に將たらしむ。
- 【四】 杜預云云。八十一卷晉の武帝太康元年に見ゆ。
- 【五】 中權。中軍にて謀を制するなり。

し、一夫の勇を取らざるを。沙吒忠義の如きは、驍將の材にして、本、以て大任に當るに足らず。又、嗚沙の役、主將先づ逃る。宜しく邦憲を正すべし。賞罰既に明かならば、敵、服せざる無からん。又、邊州の刺史は、宜しく其人を精擇し、之をして卒乘を蒐め、資糧を積み、來れば則ち之を禦ぎ、去れば則ち之に備へしむべし。去歲、四方、旱災あり、未だ師を興し易からず。當に内を理めて以て外に及ぼし、近きを緩んじて以て遠きを來し、倉廩實ち士卒練れるを俟ち、然る後大舉して以て之を討つべし」と。上、之を善しとす。

- 【五】 嗚沙の敗も亦沙吒忠義を指して言ふなり。
- 【六】 帝既に復辟し、武氏の崇尊廟を改めて崇恩廟と爲す。太后崩じ、崇恩廟・吳陵・順陵を廢すること、二百四卷天授二年に見ゆ。
- 【七】 去年、後の父章玄貞を封じて鄂王と爲す。
- 【八】 中興寺觀。神龍元年、天下の諸州に勅して、各、大唐中興寺觀を置かしむ。

二月丙戌、上、武攸暨・武三思を遣はし、乾陵に詣りて雨を祈らしむ。既にして雨降る。上喜び、制して、武氏の崇恩廟及び吳陵・順陵を復す。因つて 豐王の廟を名づけて褒徳と曰ひ、陵を榮先と曰ふ。又、詔して、崇恩廟の齋郎は、五品の子を取りて充つ。太常博士楊孚曰はく、「太廟は、皆、七品已下の子を取りて齋郎と爲す。今、崇恩廟、五品の子を取る。未だ知らず、太廟は當に如何にすべきかを」と。上、命じて、太廟も亦崇恩廟に準せしむ。孚曰はく、「臣を以て君に準するすら、猶ほ僭逆と爲す。況んや君を以て臣に準するをや」と。上乃ち止む。庚寅、敕して、諸州の 中興寺觀を改めて龍興と爲し、「今より、事を奏するに、

中興と言ふを得ず」と。右補闕權若訥、上疏して以爲はく、『天地日月等の字、皆、則天の能事なり。賊臣敬暉等、前規を輕紊す。今、之を削るは、淳化に益無し。之を存するは、孝理に光有り。又、神龍元年、制書し、一事以上、竝に貞觀の故事に依らしむ。豈に近く母儀を捨て、遠く祖徳を尊ぶ可けんや』と。疏・奏す。(一)手制して褒美す。

三月庚子、吐蕃、其大臣悉薰熱を遣はして入貢す。

夏四月辛巳、上の養ふ所の雍王守禮の女金城公主を以て吐蕃の贊普に妻はす。

五月戊戌、左屯衛大將軍張仁愿を以て朔方道大總管と爲し、以て突厥に備ふ。

上、歳早し穀貴きを以て、太府卿紀處訥を召して之を謀る。明日、武三思、知太史事、迦葉志忠をして奏せしむ、『是夜、攝提、太微宮に入り、帝坐に至る。大臣宴見して忠を天子に納るるを主る』と。(二)上、以て然りと爲し、敕して、『處訥、忠誠にして、(三)玄象に徹す』と稱し、衣一襲・帛六十段を賜ふ。

六月丁卯朔、日、之を食する有り。

【九】中興と言ふを得ず。武氏の後を襲ぎ、其政を改めざるを示すなり。

【一〇】天地日月等の字。改めて字を制すること、二百四卷武后天授元年に見ゆ。

【一一】史、中宗が是非の心無きを言ふ。

【一二】迦葉。天竺の姓。

【一三】攝提の六星は斗杓の南に直り、時節を建てて譏諷を伺ふ。

ふを主る。攝提・太微宮・帝坐の諸星は皆恆星にして移動すべきに非ず。攝提の諸星が動きて太微宮の帝坐に入るなどは必ず無き事なり。三思、特に志忠をして傳會して以て諛を獻せしむるなり。

【一四】太微宮中に太帝の坐あり

【一五】史、帝の愚暗にして、下の罔ふる所と爲るを言ふ。

【一六】玄象。天象なり。

姚嵩道討擊使監察御史

晉昌の唐九徵

姚州の叛蠻を撃ちて之を破り、三千餘人を斬獲す。

皇后、(一)太子重俊が其の生む所に非ざるを以て、之を惡む。特進德靜王武三思、尤も太子を忌む。上官婕妤、三思の故を以て、制敕を下す毎に、武氏を推尊す。安樂公主、駙馬左衛將軍武崇訓と與に、常に太子を陵侮し、或は呼びて奴と爲す。崇訓、又、公主に教へて、上に言ひ、太子を廢し、己を立てて皇太女と爲さんと請はしむ。太子、積みて、平かなる能はず。秋七月

辛丑、太子、左羽林大將軍李多祚・將軍李思冲・李承況・獨孤禕之・沙吒忠義等と與に、制を矯め、羽林千騎の兵三百餘人を發し、三思・崇訓を其第に殺し、親黨十餘人を并す。又、左金吾大將軍成王千里及び其子天水王禧をして、兵を分ちて宮城の諸門を守らしむ。太子、多祚と與に、兵を引き、肅章門より、關を斬りて入り、閣を叩きて上官婕妤を索む、婕妤・大言して曰はく、『其意を観るに、先づ婉兒を索め、次に皇后を索め、次に

大家に及ばんと欲す』と。上乃ち皇后・安樂公主・上官婕妤と與に、玄武門樓に登り、以て兵鋒を避け、右羽林大將軍劉景仁をして、飛騎百餘人を帥めて、樓下に屯せしめ、以て自ら衛る。楊再思・蘇瓌・李嶠、兵部尚書宗楚客・左衛將軍紀處訥と與に、兵二千餘人を擁し、太極殿の前に屯し、門を閉ちて自ら守る。多祚、先づ玄武樓下に至り、樓に升らんと欲す。宿衛、之を拒む。多祚、太子と與に

【一】晉昌。漢の敦煌郡冥安縣の地。河西の張氏、晉昌郡を置く。隋、瓜州を置き、冥安を改めて常樂縣と爲す。武徳四年、常樂を改めて晉昌縣と爲す。今の甘肅省安肅道安西縣の東に在り。

【二】重俊。後宮の生む所。史、其姓氏を失ふ。

【三】婉兒。上官婕妤の名。

狐疑し、兵を按じて、戦はず、上が之を問はんことを冀ふ。(一〇)宮闈令(一一)石城の楊思勗、上の側に在り、之を撃たんと請ふ。多祚の壻羽林中郎將野呼利、前鋒總管たり。思勗、刃を挺きて之を斬る。多祚の軍、氣を奪はる。上、檻に據り、俯して多祚が將ゐる所の千騎に謂つて曰はく、『汝が輩は皆朕が宿衛の士なり。何爲れぞ多祚に従つて反する。苟くも能く反者を斬らば、富貴ならざるを思ふる勿れ』と。是に於て、千騎、多祚を斬る。承況・禕之・忠義の餘衆皆潰ゆ。成王千里、天水王禧、(一二)右延明門を攻め、將に宗楚客・紀處訥を殺さんとす。克たずして死す。太子、百騎を以て終南山に走る。鄂西に至る。能く屬する者纔に數人。林下に憩ふ。左右の殺す所と爲る。上、其首を以て太廟に獻じ、及び三思・崇訓の柩を祭り、然る後之を朝堂に梟す。成王千里の姓を更めて虬氏と曰ふ。同黨、皆、誅に伏す。東宮の僚屬、敢て太子の尸に近づく者無し。唯だ永和の縣丞寧嘉勗、衣を解きて太子の首を裹み、號哭す。(一三)興平の丞に貶せらる。太子の兵の經る

【一〇】唐の制、宮闈局令、從七品下、内侍省に屬し、宮闈に侍奉し管籥を出入するを掌る。
【一一】石城縣は羅州に屬す。漢の合浦縣の地。
【一二】挺、抜く也。
【一三】太極殿の左を左延明門と曰ひ、右を右延明門と曰ふ。
【一四】永和、漢の狐譚縣の地。後周、臨河縣及び臨河郡を置く。隋、郡を廢し、縣を改めて永和と曰ふ。唐、隰州に屬す。今の山西省河東道永和縣。
【一五】興平、新唐書には平興に作る。平興は漢の高興縣の地、宋、平興縣を置き、宋熙郡を帶ぶ。隋、郡を廢し、平興縣を以て端州に屬す。今の廣東省粵海道高明縣の西三十里に在り。岐州に興平縣有り、畿内なり。今の陝西省關中道興平縣なり。永和は外縣なり。嘉勗若し外縣の丞より畿縣の丞を得るならば貶にあらざる。此れ必ず嶺外の興平に貶せられしなり。當に新書に従ふべし。

所の諸門の守者、皆、流に坐す。韋氏の黨、奏し、悉く之を誅せんと請ふ。上、更に法司に命じて推斷せしむ。大理卿宋城の鄭惟忠曰はく、『大獄始めて決し、人心未だ安んぜず。若し復た改め推する有らば、則ち反仄する者衆からん』と。上乃ち止む。楊思勗を以て銀青光祿大夫と爲し、内常侍を行はしむ。癸卯、天下に赦し、武三思に太尉・梁の宣王を、武崇訓に開府儀同三司・魯の忠王を贈る。安樂公主、永泰公主の故事を用ひて、崇訓の墓を以て陵と爲さんと請ふ。給事中盧粲、之を駁して以爲はく、『永泰の事は特恩に出づ。今、魯王は主壻なり。比と爲す可からず』と。上、手敕して曰はく、『安樂と永泰と異なる無し。同穴の義、今古、殊ならず』と。粲又奏す、『陛下、膝下の愛を以て、施きて其夫に及ぶ。豈に上下をして辨無く、君臣をして一貫ならしむ可けんや』と。上乃ち之に従ふ。公主怒り、粲を出して陳州の刺史と爲す。(一六)襄陽の席豫、安樂公主が太女と爲らんことを求むるを聞き、歎じて曰はく、『梅福、王氏を譏切せ

【一六】唐の内常侍は正五品下、漢の世の中常侍なり。内侍省は、内侍四人、内常侍六人、内侍の職は、内に在りて侍奉し、宮掖に出入し、詔令を宣傳するを掌り、掖庭・宮闈・奚官・内僕・内府五局の官屬を總ぶ。内常侍は之が貳なり。
【一七】永泰公主死すること前卷元年に見ゆ。帝、復辟し、主禮を以て改葬し、特恩にて墓を號して陵と爲す、亦、禮に非ざるなり。
【一八】陳州。京師に至るまで一

千五百二十里、東都は七百一十七里。今の河南省開封道淮陽縣。
【一九】襄陽縣は、漢晉、陳留郡に屬す。後魏、陽夏郡に屬す。後齊、廢す。隋の開皇十六年、復た置く、宋州に屬す。今の河南省開封道睢縣の西一里に在り。
【二〇】襄陽縣は襄州を帶ぶ。今の湖北省襄陽道襄陽縣。
【二一】梅福の事、三十一卷漢の成帝永始三年に見ゆ。

しは、獨り何人ぞや」と。乃ち上書し、太子を立てんことを請ふ。言甚だ深切なり。太平公主、表して諫官と爲さんと欲す。豫、之を恥ぢて逃れ去る。

八月戊寅、皇后及び王公已下、表して尊號を上りて應天神龍皇帝と曰ひ、玄武門を改めて神武門と爲し、樓を制勝樓と爲す。宗楚客、又、百官を帥ゐて表し、皇后に尊號を加へて順天翊聖皇后と曰はんと請ふ。上、竝に之を許す。

初め右臺大夫蘇珣、太子重俊の黨を治む。囚、相王を引く者有り。珣、密に之が爲めに申理す。上乃ち問はず。是より、安樂公主及び兵部尙書宗楚客、日夜、相王を請せんと謀り、侍御史冉祖雍をして、相王及び太平公主を誣奏して云はしむ、

「重俊と謀を通ず。請ふ收めて制獄に付せん」と。上、吏部侍郎兼御史中丞蕭至忠を召し、之を鞠せしむ。至忠泣きて曰はく、「陛下、富、四海を有ち、一弟・一妹を容るる能はず、而して人をして羅織して之を害せしむるか。相王、昔、皇嗣と爲り、固く則天に請ひ、天下を以て陛下に譲り、累日、食はざりき。此れ海内の知る所なり。奈何ぞ祖雍の一言を以て之を疑ふや」と。上、素より友愛なり。遂に其事を寢む。右補闕 浚儀の吳兢、祖雍の謀を聞き、上疏して以爲はく、「文明より以來、國の祚胤、絶えざること綫の如し。陛下、龍興するや、恩、九族に及び、之を瘴海に求め、之を闕庭に升せり。況んや相王は同氣の至親にして、六合に

【三二】 事、二百六卷武后聖曆元年に見ゆ。
【三三】 浚儀。古の大梁なり。漢より以來、陳留郡に屬す。
【三四】 事、上の神龍元年に見ゆ。

貳無きをや。而るに賊臣、日夜、謀を連ね、乃ち之を極法に陥れんと欲す。禍亂の根、將に此に由りて始まらんとす。夫れ任ずるに權を以てすれば、則ち疎しと雖も必ず重く、其勢を奪へば、則ち親しと雖も必ず輕し。古より、異姓を委信し、骨肉を猜忌し、以て國を覆し家を亡ぼしし者、幾何人ぞや。況んや國家、枝葉、幾くも無きをや。陛下、極に登りて未だ久しからざるに、一子は兵を弄するを以て、誅を受け、一子は愆違を以て、遠竄せられ、惟だ一弟を餘し、朝夕左右す。尺布斗粟の譏、慎まざる可からず。青蠅の詩、良に畏る可きなり」と。相王、寛厚恭謹、安恬にして讓を好む。故に武韋の世を経、竟に難を免る。

【三五】 誅を受く。重俊をいふ。
【三六】 遠竄。重福をいふ。
【三七】 尺布斗粟。十四卷漢の文帝七年に見ゆ。
【三八】 青蠅の詩。周人、幽王が讒を信するを刺るなり。
【三九】 太極宮城の南面の三門、中なるを承天と曰ひ、東なるを長樂と曰ひ、西なるを永安と曰ふ。

初め右僕射中書令魏元忠、武三思が權を擅にするを以て、意常に憤鬱す。太子重俊が兵を起すに及び、元忠の子太僕少卿升、永安門に遇ひ、脅して以て自ら隨ふ。太子、死し、升、亂兵の殺す所と爲る。元忠、揚言して曰はく、「元惡已に死せり。鼎鑊と雖も何ぞ傷まん。但だ太子の隕没せしを惜むのみ」と。上、其の功有り。且つ高宗・武後の重んずる所と爲るを以て、故に釋して問はず。兵部尙書宗楚客・太府卿紀處訥等、共に元忠を證して云ふ、「太子と謀を通せり。請ふ其三族を夷げん」と。制して許さず。元忠懼れ、表して、官爵を解き、散秩を以て第に還らんと請ふ。丙戌、上、手敕し、僕射を解き、特

唐中宗大和大聖大昭孝皇帝景龍元年

進齊公を以て致仕するを聽し、仍ほ朔望に朝せしむ。

九月丁酉、吏部侍郎蕭至忠を以て黃門侍郎と爲し、兵部尙書宗楚客を左衛將軍と爲し、兼太府卿紀處訥を太府卿と爲し、竝に同中書門下三品とす。中書侍郎同中書門下三品于惟謙、罷めて國子祭酒と爲る。

庚子、天下に赦し、改元す。

宗楚客等、右衛郎將姚廷筠を引きて御史中丞と爲し、魏元忠を劾奏して以爲はしむ、〔四一〕「侯君集は社稷の元勳なり。其の反を謀るに及び、太宗、羣臣に就きて、其命を乞へども得ず、竟に流涕して之を斬れり。其後、房遺愛・薛萬徹・齊王祐等、逆を爲すや、復た懿親なりと雖も、皆、國法に従へり。元忠は、功、君集に逮ばず、身、又、國戚に非ず。李多祚等と與に反を謀り、男は逆徒に入れり。是れ宜しく族を赤にし宮を汚にすべし。但だ朋黨有り、辭を飾りて營救し、以て聖聽を惑はす。陛下、仁恩、其過を掩はんと欲す。臣が龍麟を犯し聖意に忤ふ所以は、正に事宗社に關するを以てなるのみ」と。上頗る之を然りとす。元忠、坐して大理に繫がれ、渠州の司馬に貶せらる。宗楚客、給事中冉祖雍をして奏して言はしむ、「元忠既に大逆を犯す。應に出でて渠州に佐たるべからず」と。楊再思、李

〔四一〕 景龍と改元す。

〔四二〕 侯君集云云。一百九十七卷貞觀十七年に見ゆ。

〔四三〕 房薛は一百九十九卷永徽四年に見ゆ。齊王祐は一百九十六卷貞觀十七年に見ゆ。

〔四四〕 渠州。漢の宕渠縣の地。後魏、流江縣及び流江郡を置く。梁、渠州を置く。後周改めて北宕渠郡と爲す。唐復た渠州を置く。京師の西南二千二百七十里、東都に至るまで三千一百九十里。今の四川省東川道渠縣治。

嶠も亦之を贊す。上、再思等に謂つて曰はく、「元忠は驅使すること日久しく、朕、特に矜容す。制命已に行はる。豈に宜しく數、改むべけんや。輕重の權は、應に朕より出づべし。卿等頻に奏するは、殊えて朕が意に非ず」と。再思等惶懼拜謝す。監察御史袁守一、復た表して元忠を彈じて曰はく、「重俊は乃ち陛下の子なるすら、猶ほ昭憲を加ふ。元忠は勳に非ず戚に非ず。焉んぞ獨り嚴刑に漏るるを得ん」と。甲辰、又、元忠を〔四二〕務川の尉に貶す。之を頃くして、楚客、又、袁守一をして奏して言はしむ、「則天、昔、三陽宮に在りて不豫なるとき、狄仁傑、奏し、陛下の國を監せんことを請ふ。元忠密に奏し、以て不可と爲せり。此れ則ち元忠が逆を懷くこと日久しきなり。請ふ嚴誅を加へん」と。上、楊再思等に謂つて曰はく、「朕を以て之を思ふに、人臣、主に事ふるは、必ず一心に在り。豈に主上小しく疾めば遽に太子の・事に知たるを請ふ有らんや。此れ乃ち仁傑、私恩を樹ると欲するなり。未だ元忠に失有るを見ず。守一、前事を借りて以て元忠を〔四三〕陥れんと欲するは、其れ可ならんや」と。楚客乃ち止む。元忠、行きて涪陵に至りて卒す。

〔四二〕 務川。漢の西陽縣の地。隋の開皇の末、螿獠を招慰し、務川縣を置く。巴東郡に屬す。唐、思州を置く。今の貴州省鎮遠道婺川縣。

〔四三〕 聖善寺。蓋し武后の爲めに福を資し、母氏聖善の義を取るなり。長安城中章善坊に在り。

〔四四〕 西明寺は、延康坊に在り、本、隋の越國公楊素の宅。貞觀の初め、濮長泰に賜ふ。泰死し、乃ち立てて寺と爲す。〔四五〕 長樂坡は長安城の東に在り、亦、之を淫坡と謂ふ。

銀青光祿大夫上庸公 聖善中天 西明三寺主慧範、東都に於て聖善寺を作り、長樂坡に大像

唐中宗大和大聖大昭孝皇帝景龍元年

を作り、府庫之が爲めに虚耗す。上及び韋后、皆、之を重んず。勢、内外を傾け、敢て指目する者無し。戊申、侍御史魏傳弓、其姦贓四十餘萬を發き、極法に寘かんと請ふ。上、之を宥さんと欲す。傳弓曰はく、「刑賞は國の大事なり。陛下、賞已に妄に加ふ。豈に宜しく刑の及ばざる所なるべけんや」と。上乃ち慧範を削黜して家に放つ。宦官左監門大將軍薛簡等、安樂公主に寵有り、縱暴不法なり。傳弓、奏し、之を誅せんと請ふ。御史大夫竇從一懼れ、固く之を止む。時に宦官、事を用ふ。從一、雍州の刺史及び御史大夫と爲り、誤りて、訟ふる者の、須無きを見れば、必ず曲げて承接を加ふ。

楊再思を以て中書令と爲し、韋巨源・紀處訥を、竝に侍中と爲す。

壬戌、左右羽林千騎を改めて萬騎と爲す。

冬十月丁丑、左屯衛將軍張仁愿に命じ、朔方道大總管に充て、以て突厥を撃たしむ。至る比ほひ、虜已に退く。追撃して大に之を破る。

習藝館内教蘇安恒、矜高にして奇を好む。太子重俊が武三思を誅するや、安恒自ら言ふ、「此れ

我の謀なり」と。太子敗るるや、或るひと之を告ぐ。戊寅、誅に伏す。

十二月乙丑朔、日、之を食する有り。

【四八】 意に宦官と以爲うて然するなり。
 【四九】 左屯衛の下に大の字を逸す。
 【五〇】 習藝館は、本、内文學館と名づく。官人の、文學有る者一人を選びて學士と爲し、官人を教習す。武后改めて習藝館と爲す。又、改めて翰林内教坊と爲す。地の禁中に在るを以てなり。

是歳、上、使者を遣はし、道を分ちて江淮に詣り、生を贖はしむ。中書舍人房子の季父、上疏して諫めて曰はく、「江南の郷人、采捕を業と爲す。魚鼈の利は、黎元の資する所なり。雲雨の

私は未類に霑ふ有りと雖も、而も生成の恵は未だ平人に洽からず。何となれば則ち江湖の饒なるは、生育、限無く、府庫の用は、支供、殫き易し。之を費すこと若し少くば、則ち濟ふ所何ぞ成らん。之を用ふること儻し多くば、則ち常支、闕くる有らん。其の物を極ふに在りては、豈に人を憂ふるに若かんや。且つ生を鬻ぐの徒、惟だ利を是れ視る。錢刀日に至り、網罟年に滋からん。之を施すこと一朝にして、之を營むこと百倍せん。未だ若かじ、救贖の錢物を廻らし、貧無の徭賦を減せんには。國を活かし人を愛するは、其福、彼に勝らん」と。

【五一】 帝、江淮の人が魚鼈を采捕するを以て生を傷ふと爲し道を分ちて使を遣はし、錢物を以て之を贖はしむ。
 【五二】 房子縣は、漢、常山郡に屬す。唐、趙州に屬す。今の

直隸省大名道臨城縣の西南。
 【五三】 郷人。猶ほ郷民と言ふがごとし。太宗の諱を避け、民を改めて人と曰ふ。
 【五四】 錢刀。貨幣なり。古に金刀錢布有り、故に錢刀と曰ふ。

卷の第二百九

唐紀二十五

中宗大和大聖大昭孝皇帝下

景龍二年、春二月庚寅、宮中言ふ、「皇后の衣笥裙上に、五色の雲の起る有り」と。上、圖して以て百官に示さしむ。韋巨源、之を天下に布かんと請ふ。之に従ふ。仍ほ天下に赦す。迦葉志忠奏す、「昔、神堯皇帝、未だ命を受けざる時、天下、桃李子を歌へり。文武皇帝、未だ命を受けざる時、天下、秦王破陳樂を歌へり。天皇大帝、未だ命を受けざる時、天下、堂堂を歌へり。則ち天后、未だ命を受けざる時、天下、斌媚娘を歌へり。應天皇帝、未だ命を受けざる時、天下、英王石州を歌へり。順天皇

唐中宗大和大聖大昭孝皇帝景龍二年

- 【一】景龍二年。西紀七〇八年なり。
- 【二】桃李子。一百八十三卷隋の煬帝大業十三年に見ゆ。
- 【三】破陳樂。一百九十二卷太宗貞觀元年に見ゆ。
- 【四】堂堂。調露の初め京城の民謡に、側堂堂・擡堂堂の言有り。太常丞李嗣貞曰はく、側とは正しからざるなり、擡とは安からざるなり。隋より以來、樂府に堂堂曲有り。再び堂を言ふは、唐再び命を受くるの象なりと。堂堂は陳の後主の作る所、唐の高宗常に之を歌ふ。
- 【五】斌媚娘。永徽の後、民、斌媚娘曲を歌ふ。蓋し、隋の時已に此曲有るなり。
- 【六】英王石州。其歌、史に見

后、未だ命を受けざる時、天下、桑條章を歌へり。蓋し天意以爲へらく、順天后、宜しく國母と爲り、蠶桑の事を主るべしと。謹みて桑章歌十二篇を上る。請ふ之を樂府に編し、皇后、先蠶を祀るとき則ち之を奏せん」と。太常卿鄭愷、又、引きて之を申す。上悦ぶ。

えず。志忠、上初めに英王に封ぜらるるを以て、遂に傳會して以て受命の符と爲す。

【八】周王云。顯慶二年、帝、周王に封ぜられ、儀鳳二年、徙りて英王に封ぜらる。【九】洛水圖云。二百四卷武后垂拱三年に見ゆ。【一〇】論語爲政篇に見ゆ。

皆、厚賞を受く。右補闕趙延禧、上言す、「周・唐・一統し、符命同じく歸す。故に高宗、陛下を封じて周王と爲せり。則天の時、唐同泰、洛水圖を獻せり。孔子曰はく、「其れ或は周に繼ぐ者は、百代と雖も知る可きなり」と。陛下、則天に繼ぐ。子孫當に百代まで天下に王たるべし」と。上悦び、延禧を擢でて諫議大夫と爲す。

丁亥、蕭至忠・上疏して以爲はく、「恩倖する者は、止だ、之を金帛に富ませ・食はずに梁肉を以てす可し。公器を以て私用と爲す可からず。今、列位已に廣く、冗員、之に倍するに、干求すること未だ厭かず、日に月に數を増す。陛下、不賞の澤を降し、近戚、涯無きの請有り。官を賣り己を利し、法を鬻ぎ私に徇じ、臺寺の内、朱紫盈滿す。事を忽せにすれば則ち職務を存せず、勢を恃めば則ち公に憲章に違ふ。徒らに官曹を忝うし、時政に益無し」と。上、其意を嘉すと雖も、竟に・用ふる能はず。

る能はず。

三月丙辰、朔方道大總管張仁愿、三受降城を河上に築く。初め朔方軍、突厥と、河を以て境と爲す。河北に拂雲祠有り。突厥將に入寇せんとするときは、必ず先づ祠に詣りて祈禱し、馬を牧し兵を料り、而る後河を度る。時に默啜、衆を悉し、西して突騎施を撃つ。仁愿、虚に乗じて漠南の地を奪取し、河北に於て三受降城を築き、首尾相應じ、以て其南寇の路を絶たんと請ふ。

【一】三受降城。中受降城は、黄河の北岸に在り、南のかた朔方を去ること千三百餘里、安北都護府ここに治す。東受降城は、勝州の東北二百里に在り、西南のかた朔方を去ること千六百餘里。西受降城は、豐州の北黄河の外八十里に在り、東南のかた朔方を去ること千餘里。中受降城は、今の蒙古烏喇特旗の西、黄河の北岸に在り。即ち今の綏遠五原縣の地。東受降城は今の歸綏

縣の西、黄河の東岸に在り。即ち今の綏遠托克托縣の地。西受降城は、今の鄂爾多斯右翼後旗の西北、黄河の北岸に在り。【二】拂雲祠。祠、拂雲堆に在り、因つて以て名と爲す。【三】邊に戍する歲滿ちて當に歸るべき者を留めて、以て築城の功を助けしむ。【四】遊奕使。遊兵を領して以て巡察する者なり。

太子少師唐休璟以爲はく、「兩漢以來、皆、大河を阻つ。今、城を寇境に築かば、恐らくは人を勞し功を費し、終に虜の有と爲らん」と。仁愿、固く請うて已まず。上竟に之に従ふ。仁愿、表して歲滿の鎮兵を留め、以て其功を助けしむ。咸陽の兵二百餘人逃れ歸る。仁愿、悉く之を擒にし、城下に斬る。軍中、股慄す。六旬にして成る。拂雲祠を以て中城と爲し、東西兩城を距ること、各、四百餘里。皆、津要に據る。地を拓くと三百餘里。牛頭朝那山の北に於て、烽候千八百所を置き、左玉鈐衛將軍論弓仁を以て朔方軍前鋒

遊奕使と爲し、(二)諸眞水に成し、邏衛と爲す。是より、突厥、敢て山を度りて敗牧せず。朔方、復た寇掠無く、鎮兵數萬人を減す。仁愿、三城を建て、(三)壅門及び備守の具を置かず。或るひと之を問ふ。仁愿曰はく、「兵は進取を貴ぶ。利あらざれば退き守る。寇至れば、當に力を併せて出で戦ふべし。首を回らし城を望む者は、猶ほ應に之を斬るべし。安んぞ守備を用ひて、其退惡の心を生せんや」と。其後、常元楷、朔方軍總管と爲り、始めて壅門を築く。人、是を以て仁愿を重んじて元楷を輕んず。

夏四月癸未、(四)修文館大學士四員・直學士八員・學士十二員を置き、公卿以下の善く文を爲る者李嶠等を選びて之と爲す。禁苑に遊幸し、或は宗戚宴集する毎に、學士、畢く從はざる無く、詩を賦し屬和し、(五)上官昭容をして其甲乙を第せしめ、優者には金帛を賜ふ。同じく宴に預る者は、惟だ中書・門下及び長參・王公・親貴數人のみ。大宴に至りて、方めて八座・九列の諸司の五品以上を召してこれに預らしむ。是に於て、天下靡然として、争うて文華を以て相尙ぶ。儒學忠讜の

【一】 諸眞水。中受降城の西二百里にして大同川に至り、北行すること二百四十餘里にして、步越多山に至る。又東北三百餘里にして、帝割達城に至る、又東北して諸眞水に至る。
 【二】 壅門。即ち古の懸門なり。或は曰はく、門外に垣を築き、以て城門を遮塞す。壅城是れなりと。
 【三】 退惡。卑怯の心をいふ。
 【四】 修文館。武德四年、修文館を門下省に置く。九年、改めて弘文館と曰ふ。神龍元年、改めて昭文館と曰ひ、二年、改めて修文館と曰ふ。上官昭容、帝に勤め、大學士四人を置き、以て四時に象り、直學士八人、以て八節に象り、學士十二人、以て十二月に象る。
 【五】 唐の昭容は、位、昭儀に亞ぐ。九品の次に於て第二なり。是年冬、方めて上官健仔を以て昭容と爲す。

士、進むを得るもの莫し。
 秋七月癸巳、左屯衛大將軍朔方道大總管張仁愿を以て同中書門下三品とす。
 甲午、清源の尉呂元泰、上疏して以爲はく、「邊境未だ寧からず、鎮戍、息まず、士卒困苦し、轉輸疲弊す。而るに佛寺を營建すること、日に廣く月に滋く、人を勞し財を費すこと、窮極有る無し。昔、黃帝堯舜禹湯文武は、惟だ儉約仁義を以て、徳を立て名を垂る。晉宋以降、塔廟競ひ起り、而して喪亂相繼ぐ。其の好尙所を失ひ、奢靡にして相高ぶり。人命に堪へざるに由るが故なり。伏して願はくは、營造の資を回らし、疆場の費に充てんことを。烽燧をして永く息み、羣生をして富庶ならしめば、則ち如來の慈悲の施、平等の心、孰れか此に過ぎん」と。疏、奏す。省せられず。
 安樂・長寧公主及び皇后の妹、鄒國夫人・上官婕妤・婕妤の母沛國夫人鄭氏・(二)尙宮柴氏・賀婁氏・女巫第五英兒・隴西夫人趙氏、皆赦に依り事を

士、進むを得るもの莫し。

秋七月癸巳、左屯衛大將軍朔方道大總管張仁愿を以て同中書門下三品とす。

甲午、清源の尉呂元泰、上疏して以爲はく、「邊境未だ寧からず、鎮戍、息まず、士卒困苦し、轉輸疲弊す。而るに佛寺を營建すること、日に廣く月に滋く、人を勞し財を費すこと、窮極有る無し。昔、黃帝堯舜禹湯文武は、惟だ儉約仁義を以て、徳を立て名を垂る。晉宋以降、塔廟競ひ起り、而して喪亂相繼ぐ。其の好尙所を失ひ、奢靡にして相高ぶり。人命に堪へざるに由るが故なり。伏して願はくは、營造の資を回らし、疆場の費に充てんことを。烽燧をして永く息み、羣生をして富庶ならしめば、則ち如來の慈悲の施、平等の心、孰れか此に過ぎん」と。疏、奏す。省せられず。

安樂・長寧公主及び皇后の妹、鄒國夫人・上官婕妤・婕妤の母沛國夫人鄭氏・(二)尙宮柴氏・賀婁氏・女巫第五英兒・隴西夫人趙氏、皆赦に依り事を

用ひ、請謁して賊を受く。屠沽、(三)臧獲と雖も、錢三十萬を用ふれば、則ち別に墨敕を降して官に除し、(四)斜封して中書に付す。時人、之を斜封官と謂ふ。錢三萬なれば則ち度して僧尼と爲す。(五)其員外同正試攝檢校判知の官、凡そ數千人。西京、

唐中宗大和聖天昭孝皇帝景龍二年

【一】 唐の宮官に六尙有り、職掌、六尙書の如し。尙宮二人、正五品、中宮を導引し、司記、司言、司簿、司閤の四司の官を掌る。賀婁氏は、後、臨淄王に誅せらる。
 【二】 臧獲。奴婢なり。方言に曰はく、師貸の間、奴を罵りて臧と曰ひ、婢を罵りて獲と曰ふと。
 【三】 斜封云云。斜に封じて辭令書を達するなり。
 【四】 時に員外置の官有り、員外同正の官有り、試官有り、攝官有り、檢校官有り。判は判某官事を謂ひ、知は知某官事を謂ふ。